

safetynet
manual

Q&A

下請セーフティネット 債務保証事業の解説

公共工事等に係る工事請負代金債権の譲渡

編著 下請セーフティネット債務保証事業研究会

監修 財団法人 建設業振興基金

Q&A

下請セーフティネット 債務保証事業の解説

公共工事等に係る工事請負代金債権の譲渡

編著 下請セーフティネット債務保証事業研究会

監修 財団法人 建設業振興基金

まえがき

建設業は、国内総生産の約11%に相当する建設投資を担うとともに、全就業人口の約1割を擁する基幹産業であり、また、住民・社会資本整備の直接の担い手として国民生活の向上と国民経済の発展に重要な役割を果たしております。

しかしながら、建設投資の低迷や金融機関による不良債権処理の加速等により、建設業者を取り巻く環境が厳しさを増す中で、地域の経済・雇用を支える健全な中小・中堅建設業者の資金繰りの悪化及び連鎖倒産等の問題に直面していることを踏まえ、金融面のセーフティネットの充実を図るべく、平成10年度において金融機関の貸し渋り問題が深刻化した際に、「下請セーフティネット債務保証事業」の実施を目的とし、財団法人建設業振興基金に50億円（うち同年度の第3次補正予算による国庫補助分25億円）の新基金（建設業安定化基金）が造成されました。

その後、平成13年度、平成14年度において、中小・中堅建設業者の資金調達の一層の円滑化を図るため、基金をさらに100億円積み増し（うち平成13年度第1次補正予算による国庫補助分25億円、平成14年度補正予算による国庫補助分25億円）、保証総枠を大幅に拡大する等所与の措置が講じられました。

本書は、下請セーフティネット債務保証事業について、Q&A等を通じて分かりやすく解説するとともに、関連資料を豊富に収録したものであり、本事業の実施主体となる事業協同組合等、建設業者をはじめ、国、政府関係機関及び地方公共団体などの各発注機関の担当者、さらには事業協同組合等に融資する金融機関の方々の理解を深める上で、大変意義あるものと考えており、本書が関係各位に広く活用され、本制度の普及と円滑な運用の助けとなり、元請業者の経営力・施工力の強化を図るとともに、下請業者が安心して施工できる体制作りに貢献することを心から祈念する次第です。

平成17年7月

下請セーフティネット債務保証事業研究会

下請セーフティネット債務保証事業の解説Q&A ～公共工事等に係る工事請負代金債権の譲渡～

目 次

まえがき

1 Q&A

Q 1	下請セーフティネット債務保証事業とはどういった事業ですか。……………	2
Q 2	当制度はこれまでどのように拡充され、利用されてきましたか。……………	11
Q 3	当制度を利用するメリットは何ですか。……………	14
Q 4	当制度はどのような工事で利用できますか。……………	16
Q 5	どのような建設業者、事業協同組合等が利用できますか。……………	17
Q 6	当制度を事業協同組合等が利用するためには、どのような手続きが必要ですか。……………	18
Q 7	当制度を公共工事発注者が導入するためには、どのような手続きが必要ですか。……………	20
Q 8	債権譲渡とはどのようなものですか。また国土交通省直轄工事においては、停止条件付債権譲渡を採用しておりますが、それはどのようなものですか。……………	21
Q 9	債権譲渡の対抗要件とはどのようなものですか。またどのような手続きを行えばいいのですか。……………	23
Q10	元請業者や事業協同組合等が債権譲渡契約等を締結する際に、書類の記入についてどのような点に注意して記入すればいいですか。……………	24
Q11	当制度の利用により、発注者から不利益を受けたり、風評被害にあうことはありますか。……………	32
Q12	融資金額は、どのように設定すればいいですか。……………	33
Q13	事業協同組合員以外も融資を受けることができますか。……………	34
Q14	元請企業への平均貸付金利はどのくらいですか。……………	35
Q15	1つの工事について、1回しか融資できないのですか。……………	36
Q16	元請業者が倒産した場合に事業協同組合等はどのようにして融資金を回収するのですか。……………	37
Q17	事業協同組合等に転貸融資資金を貸し出す金融機関は限定されるのですか。……………	38
Q18	預託制度とはどのようなものですか。また利用するには何か手続きが必要ですか。……………	39
Q19	当制度の下請保護については、どのような方策が用意されていますか。……………	40
Q20	JVについても利用可能ですか。……………	42
Q21	(財)建設業振興基金から当制度利用に際し、他にどのようなサポートが受けられますか。……………	43

目 次

Q22	当制度利用に際し、(財)建設業振興基金からの債務保証は、利用の都度申請するのですか。…	44
Q23	元請負人の瑕疵担保責任はどのようになりますか。……………	45
Q24	経営事項審査の有利子負債月商倍率から当制度の借入金を控除する場合には、どのような手続きが必要ですか。……………	46
Q25	履行保証契約をしている場合にも利用できますか。……………	47
Q26	国税の滞納処分との優先関係はどうなりますか。……………	48

2 資料編

1 基本通知

①	地方公共団体向け ……………	50
②	国土交通省直轄工事向け ……………	72
③	工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る債務保証対象の拡充について ……………	102
④	未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る債務保証対象の拡充について ……………	105
⑤	下請セーフティネット債務保証付き借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについて ……………	116

2 建設業の経営改善に関する緊急対策 ……………118

3	債権譲渡関係法令 (民法 第466条、第467条、第468条) ……………	129
	(民法施行法 第5条) ……………	129

4	下請保護関係法令 (民法 第537条、第538条) ……………	131
	(第三者のためにする契約)	

5	中小企業協同組合法 (抄) 第1条～第5条、第7条 (私的独占禁止法 第24条)、 第8条、第9条の2、第9条の2の3、第9条の9、 第10条、第14条、第15条、第24条第1項、 第27条の2第1項、第30条、第33条第1項、 第34条、第35条、第36条の2、第36条の3、 第51条、第53条、第105条の2～第105条の5、 第106条、第107条、第111条第1項第1号、 第111条第3項 ……………	132
---	---	-----

6	破産法 (抄) 第1条、第4条、第6条、第7条、第15条～第17条、第64条、 第72条、第76条、第126条、第127条、第157条 ……………	143
---	--	-----

Ⅱ 資料編

7	国税徴収法（抄）	第24条（第15条第2項後段及び第3項）	149
8	公共工事標準請負契約約款		151
	* 国土交通省直轄工事の工事請負契約書と地方公共団体の工事請負契約書とでは、内容は同様ですが、 条文番号が異なりますのでご注意ください。		
9	発注者の窓口一覧		177
	①国土交通省の各地方整備局窓口一覧（国土交通省直轄分）		177
	②各省各庁窓口一覧		178
	③関係公団等窓口一覧		178
10	公証役場一覧		179
11	（財）建設業振興基金の債務保証関係		188
	①（財）建設業振興基金の概要		188
	②下請セーフティネット債務保証の手順		189
	③債務保証委託書・債務保証協議書・調査意見書・念書（白紙）		192
	④債務保証委託書・債務保証協議書・調査意見書、念書（記入例）		196
	⑤（財）建設業振興基金 業務方法書（抄）		200
	⑥（財）建設業振興基金が行う下請セーフティネット債務保証に係る下請負人等の保護に資する 方策に関する規程		207
	⑦下請セーフティネット債務保証に係る出来高査定に対する助成要領		213
	⑧下請セーフティネット債務保証に係る下請保護特約履行等に対する助成要領		220

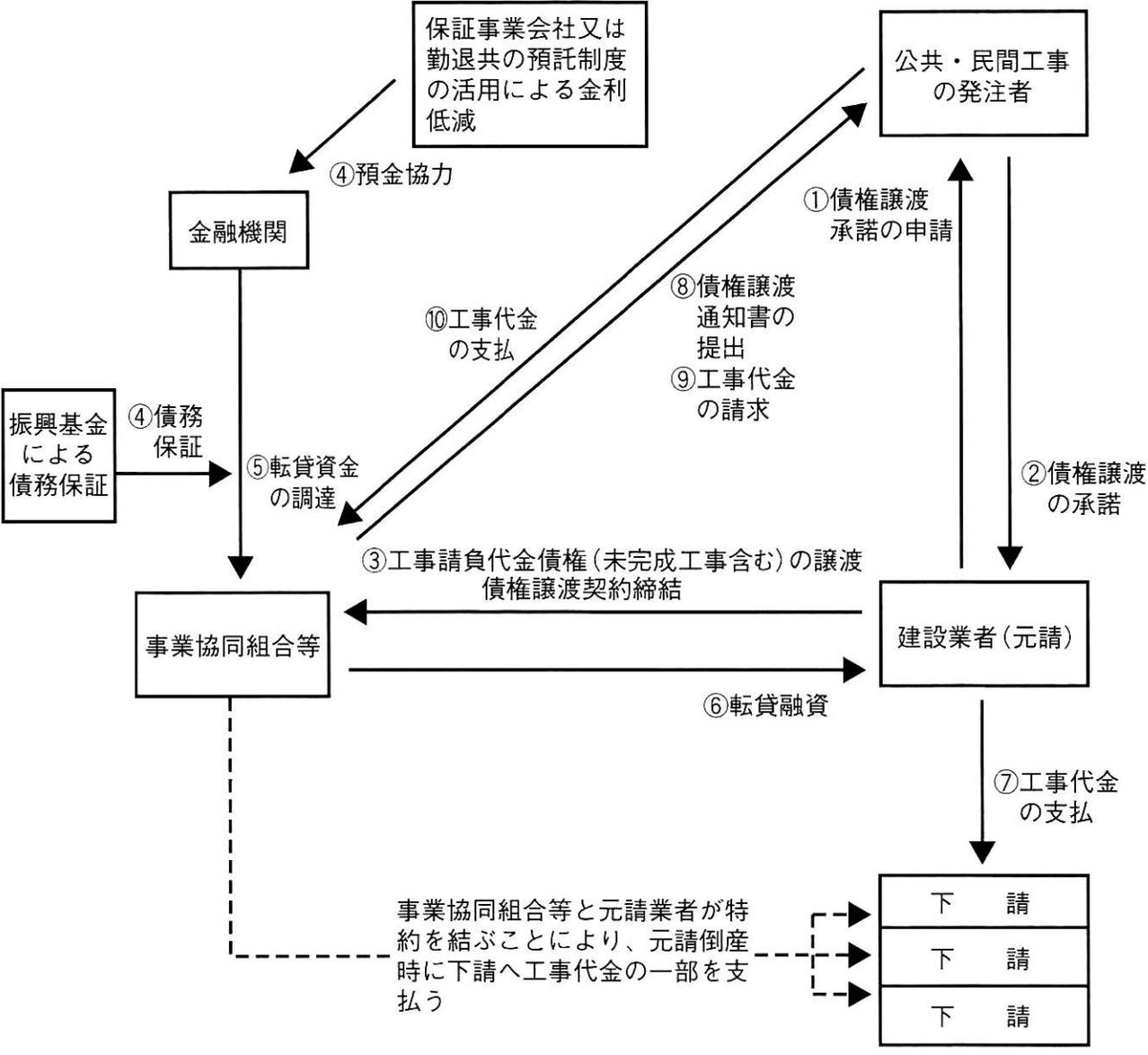
1. Q&A

Q1 下請セーフティネット債務保証事業とはどのような事業ですか。

A 下請セーフティネット債務保証事業とは、事業協同組合等が行う転貸融資と（財）建設業振興基金が行う債務保証を組み合わせることにより、公共工事や社会全体の効用を高める施設に関する民間工事（Q4参照）を受注・施工している中小・中堅建設業者へ低利な施工資金を提供するとともに、下請業者への支払条件の改善を図るための事業です。

具体的には、下記のスキーム図等をご参照下さい。

下請セーフティネット債務保証事業の基本的なスキーム図



〈基本的な流れ〉

1. 建設業者（元請）が公共工事等を受注。
2. 発注者より元請に対して前払金（例 請負代金額の40%）の支払い。
3. 工事が進捗して出来高が前払金の額を超えて以降、元請に資金需要が発生。
4. 元請が事業協同組合等（以下「組合等」という）から融資を希望した時。
 工事が途中段階にある当該公共工事等に係る請負代金債権を組合等に譲渡することにつき元請、組合等から発注者に申請を行う。 ⇒スキーム図①
 - * 事業協同組合の他、建設業者団体への譲渡も認めることとする。
 - * 保証約款等において保証人の承諾が必要とされる場合には、その承諾を得ることが必要。
 - * 原則として「元請が倒産等支払い不能になったときは、一定額を下請に支払う」旨の特約等をあらかじめ（組合等一元請）間の債権譲渡契約に付する。
5. 発注者は、債権譲渡が適当と認められる場合は、公共工事請負契約約款等に基づく債権譲渡の承諾を行う（元請、組合等に債権譲渡承諾書交付）。 ⇒スキーム図②
6. 元請が組合等に債権譲渡し、元請が組合等に融資を申込み。 ⇒スキーム図③
7. 元請は組合等に融資を申し込む際、当該工事に関する融資申請時までの下請への代金支払状況及び当該借入金の下請への支払計画を組合等に提出する。
 あわせて、「下請負人の受益の意思表示」を元請、下請連署で組合等に提出する。
8. 組合等は融資を行う際、当該工事の出来高を査定。
9. 組合等が金融機関から転貸融資資金を借り入れるに当たり、（財）建設業振興基金が、金融機関に対し債務保証を行うとともに、保証事業会社又は勤労者退職金共済機構による預託制度を活用することができる。 ⇒スキーム図④
10. 組合等が元請への転貸融資資金を金融機関より調達。 ⇒スキーム図⑤
11. 組合等は譲渡債権を担保として、元請に融資。 ⇒スキーム図⑥
12. 元請は、借り入れた資金を、下請代金の支払等に充当。 ⇒スキーム図⑦

例) 請負金額1億円の工事。前払金40% (4,000万円)、中間払・部分払なし。出来高80%のときに工事請負代金債権を譲渡。

〈融資額算出例〉

例Ⅰ) 前払金のみ控除して融資した場合

(組合等の融資額 = (1億円 × 80% - 4,000万円) × 90% (担保掛目) = 3,600万円)

例Ⅱ) 前払金 + 違約金を控除して融資した場合

(組合等の融資額 = (1億円 × 80% - 4,000万円 - 1,000万円) × 95% (担保掛目) = 2,850万円)

* 違約金とは、工事不履行による契約解除の際のもので、ここでは請負金額の10%とします。

* 債権譲渡契約に付する元請倒産時の特約の内容

① 定率方式

組合等は、発注者より受け取る当該工事代金の〇〇%を元請に代わって下請に支払う。

② 残余方式

組合等は、発注者より受け取る当該工事代金から元請への貸付金分を精算の上、残余の部分を元請に代わって下請に支払う。

（ 但し、事業協同組合等の事務体制に鑑み、当分の間は、以下③特例方式も認めることにしています。）

③ 特例方式

組合等は、発注者より受け取る当該工事代金から元請への貸付金分を精算の上残余の部分を元請に代わって下請に支払うことにつき、債権者間の合意が整ったときは、支払う。）

13. 発注者は元請（債権譲渡人）、組合等（債権譲受人）連署の債権譲渡通知書を受ける。

債権譲渡通知書には、今後は工事代金を組合等に支払う旨を記載する。

⇒スキーム図⑧

14. 発注者は支払先の変更手续をとる（元請の口座→組合等の口座）。

（注） 以下からは、【通常時】と【元請倒産時】で異なりますので、各々に分けて説明します。

【通常時】

15. 当該工事が完成。

16. 発注者は公共工事標準請負契約約款等に基づき工事完成検査を行う。

17. 組合等は発注者に対し、工事請負代金を請求。

⇒スキーム図⑨

18. 発注者は公共工事標準請負契約約款等に基づき債権譲受人たる組合等に工事代金を支払う。

⇒スキーム図⑩

* 設計変更に伴う契約変更が行われた場合には、契約変更後の金額とする。

19. 組合等は元請に対する当該貸付金と精算、残余があれば元請に返還。

【元請倒産時】

上記12. ①及び②の下請保護方策は、元請及び事業協同組合等が責任を持って行うものである。

(1) 契約解除の場合

15. 発注者は、元請との契約を解除。

16. 発注者は公共工事標準契約約款等に基づく出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡を受け、当該引渡を受けた出来高部分に相応する請負代金を債権譲受人たる組合等に支払う。

17. 組合等は、出来高相応分の支払を発注者より受ける。

⇒スキーム図⑩

18. 組合等は、元請に対する当該貸付金と精算、残余があれば個々の下請の債権の有無を確認し、下請

に支払を行う。なお、この場合（財）建設業振興基金の被保証者たる組合等は、下請への支払に要した実費（弁護士等の外部の専門家を活用した場合の費用等）についての助成を（財）建設業振興基金より受けることができる。

*保護される下請負人等は、元請と直接の契約関係にある下請負人（当該工事分）及び資材業者（当該工事分）とする。

*下請債権の確認については、弁護士等の外部の専門家も活用することが望ましい。

例) 請負金額1億円の工事。前払金40% (4,000万円)、中間払・部分払なし。出来高80%で融資を行い、出来高90%の時点で元請が倒産した場合。

(発注者から組合等への支払額)

・ 1億円 (請負金額) × 90% (出来高) - 4,000万円 (前払金) - 1,000万円 (違約金) = 4,000万円

例Ⅰ) 前払金のみ控除して融資した場合

組合等の融資額 = (1億円 × 80% - 4,000万円) × 90% (担保掛目)
= 3,600万円

(例 定率方式の場合…組合等が受取額の一定割合 (例 20%) を下請に支払う方法)

・ 組合等から下請への支払

(9,000万円 - 4,000万円 - 1,000万円) × 20% = 800万円

・ 組合等から元請 (管財人) への返済額

(4,000万円 - 800万円 - 3,600万円) = ▲400万円 ⇒発生致しません

(注) ▲400万円については、組合等の負担となります。

(例 残余方式の場合…組合等の受取額より貸付金を精算の上、下請負人等に支払う方法)

・ 組合等の貸付金を精算

9,000万円 - 4,000万円 - 1,000万円 - 3,600万円 = 400万円

・ 残余金400万円を下請へ支払い

例Ⅱ) 前払金 + 違約金を控除して融資した場合

組合等の融資額 = (1億円 × 80% - 4,000万円 - 1,000万円) × 95% (担保掛目) = 2,850万円

(例 定率方式の場合…組合等が受取額の一定割合 (例 20%) を下請に支払う方法)

・ 組合等から下請への支払い

(9,000万円 - 4,000万円 - 1,000万円) × 20% = 800万円

・ 組合等から元請 (管財人等) への返済額

= 4,000万円 - 800万円 - 2,850万円 = 350万円

(例 残余方式の場合…組合等の受取額より貸付金を精算の上、下請負人等に支払う方法)

・ 組合等の貸付金を精算

9,000万円 - 4,000万円 - 1,000万円 - 2,850万円 = 1,150万円

・ 残余金1,150万円を下請へ支払い

19. 残工事部分は、新たな請負人によって、継続される。

(2) 工事継続の場合

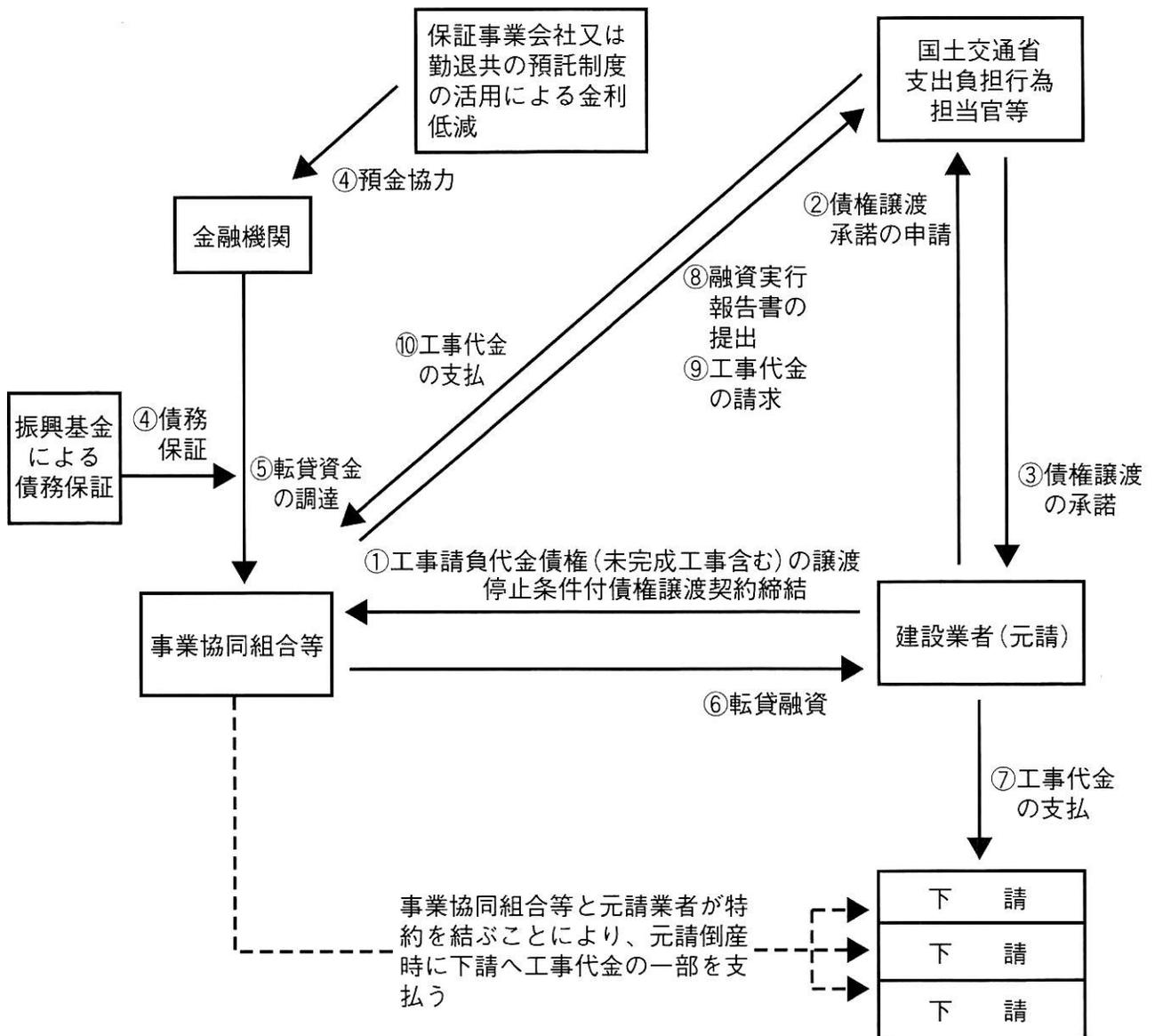
発注者が、倒産した元請の工事継続が可能と判断したときは契約を解除せず、工事を継続することとなるが、この場合も、工事完成後支払を受けた組合等が元請に代わり下請への支払を行うものとする。

以上が、本制度の基本的なスキームですが、

国土交通省直轄工事においては、基本的なスキームとは債権譲渡についての順序が異なる「停止条件付債権譲渡」(Q8参照)を採用しております。

具体的には、以下のスキーム図等をご参照下さい。

国土交通省直轄工事における本制度のスキーム図 (停止条件付債権譲渡の場合)



〈国土交通省直轄工事における基本的な流れ〉

1. 建設業者（元請）が公共工事を受注。
2. 発注者より元請に対して前払金（直轄工事の場合、請負代金額の40%以内）の支払い。
3. 工事が進捗して出来高が前払金の額を超えて以降、元請に資金需要が発生。
4. 元請が事業協同組合等（以下「組合等」という）から融資を希望した時。
 工事が途中段階にある当該公共工事等に係る請負代金債権の譲渡契約を組合等と元請との間で締結する（発注者の承諾を停止条件とする）。 ⇒スキーム図①
 - * 事業協同組合の他、建設業者団体への譲渡も認めることとする。
 - * 保証委託契約約款等において保証人の承諾が必要とされる場合には、その承諾を得ることが必要。
 - * 原則として「元請が倒産等支払い不能になったときは、一定額を下請に支払う」旨の特約等をあらかじめ（組合等—元請）間の債権譲渡契約に付する。
5. 元請負人が組合等より融資を受けるために、工事が途中段階にある当該公共工事に係る請負代金債権を組合等に譲渡することにつき、元請、組合等から発注者に申請を行う（元請、組合等から債権譲渡承諾依頼書、債権譲渡契約証書の写し、工事履行報告書及び印鑑証明書を発注者に提出）。 ⇒スキーム図②
6. 発注者は元請からの当該債権譲渡の申請を受けて、債権譲渡が適当と認められる場合は、国土交通省直轄工事における工事請負契約書（以下、「工事請負契約書」という。）第5条但し書きによる債権譲渡の承諾を行う（元請、組合等に債権譲渡承諾書の交付）。前述4の債権譲渡契約が効力を発生する。 ⇒スキーム図③
7. 元請は組合等に融資を申し込む際、当該公共工事に関する融資申請時までの下請への代金支払状況及び当該借入金の下請への支払計画を組合等に提出する。
8. 組合等は融資を行う際、当該工事の出来高を査定。
9. 組合等が金融機関から転貸融資資金を借り入れるに当たり、（財）建設業振興基金が、金融機関に対し債務保証を行うとともに、保証事業会社又は勤労者退職金共済機構による預託制度を活用することができる。 ⇒スキーム図④
10. 組合等が元請への転貸融資資金を金融機関より調達。 ⇒スキーム図⑤
11. 組合等は譲渡債権を担保として、元請に融資。 ⇒スキーム図⑥
12. 元請は、借り入れた資金を、下請代金の支払等に充当。 ⇒スキーム図⑦

例) 請負金額1億円の工事。前払金40% (4,000万円)、中間払・部分払なし。出来高80%のときに工事請負代金債権を譲渡。

〈融資額算出例〉

例Ⅰ) 前払金のみ控除して融資した場合

(組合等の融資額 = (1億円×80% - 4,000万円) × 90% (担保掛目) = 3,600万円)

例Ⅱ) 前払金 + 違約金を控除して融資した場合

(組合等の融資額 = (1億円×80% - 4,000万円 - 1,000万円) × 95% (担保掛目) = 2,850万円)

* 違約金とは、工事不履行による契約解除の際のもので、ここでは請負金額の10%とします。

* 債権譲渡契約に付する元請倒産時の特約の内容

① 定率方式

組合等は、発注者より受け取る当該工事代金の〇〇%を元請に代わって下請に支払う。

② 残余方式

組合等は、発注者より受け取る当該工事代金から元請への貸付金分を精算の上、残余の部分を元請に代わって下請に支払う。

但し、事業協同組合等の事務体制に鑑み、当分の間は、以下③特例方式も認めることにしています。

③ 特例方式

組合等は、発注者より受け取る当該工事代金から元請への貸付金分を精算の上残余の部分を元請に代わって下請に支払うことにつき、債権者間の合意が整ったときは、支払う。

13. 元請及び組合等は発注者に対し、速やかに連署にて融資実行報告書を提出する。 ⇒スキーム図⑧

14. 発注者は工事請負代金の支払先の変更手続をとる (元請の口座→組合等の口座)。

(注) 以下からは、【通常時】と【元請倒産時】で異なりますので、各々に分けて説明します。

【通常時】

15. 当該工事が完成。

16. 発注者は公共工事標準請負契約約款等に基づき工事完成検査を行う。

17. 組合等は発注者に対し、工事請負代金を請求。

⇒スキーム図⑨

18. 発注者は公共工事標準請負契約約款等に基づき債権譲受人たる組合等に工事代金を支払う。

⇒スキーム図⑩

* 設計変更に伴う契約変更が行われた場合には、契約変更後の金額とする。

19. 組合等は元請に対する当該貸付金と精算、残余があれば元請に返還。

【元請倒産時】

上記12. ①及び②の下請保護方策は、元請及び事業協同組合等が責任を持って行うものである。

(1) 契約解除の場合

15. 発注者は、元請との契約を解除。

16. 発注者は公共工事標準契約約款等に基づく出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡を受け、当該引渡を受けた出来高部分に相応する請負代金を債権譲受人たる組合等に支払う。

17. 組合等は、出来高相応分の支払を発注者より受ける。 ⇒スキーム図⑩

18. 組合等は、元請に対する当該貸付金と精算、残余があれば個々の下請の債権の有無を確認し、下請に支払を行う。なお、この場合（財）建設業振興基金の被保証者たる組合等は、下請への支払に要した実費（弁護士等の外部の専門家を活用した場合の費用等の実費）についての助成を（財）建設業振興基金より受けることができる。

*保護される下請負人等は、元請と直接の契約関係にある下請負人（当該工事分）及び資材業者（当該工事分）とする。

*下請債権の確認については、弁護士等の外部の専門家も活用することが望ましい。

例) 請負金額1億円の工事。前払金40% (4,000万円)、中間払・部分払なし。出来高80%で融資を行い、出来高90%の時点で元請が倒産した場合。

(発注者から組合等への支払額)

・ 1億円 (請負金額) × 90% (出来高) - 4,000万円 (前払金) - 1,000万円 (違約金) = 4,000万円

例Ⅰ) 前払金のみ控除して融資した場合

組合等の融資額 = (1億円 × 80% - 4,000万円) × 90% (担保掛目)
= 3,600万円

(例 定率方式の場合…組合等が受取額の一定割合 (例 20%) を下請に支払う方法)

・ 組合等から下請への支払

(9,000万円 - 4,000万円 - 1,000万円) × 20% = 800万円

・ 組合等から元請 (管財人) への返済額

(4,000万円 - 800万円 - 3,600万円) = ▲400万円 ⇒発生致しません

(注) ▲400万円については、組合等の負担となります。

(例 残余方式の場合…組合等の受取額より貸付金を精算の上、下請負人等に支払う方法)

・ 組合等の貸付金を精算

9,000万円 - 4,000万円 - 1,000万円 - 3,600万円 = 400万円

・ 残余金400万円を下請へ支払い

例Ⅱ) 前払金 + 違約金を控除して融資した場合

組合等の融資額 = (1億円 × 80% - 4,000万円 - 1,000万円) × 95% (担保掛目) = 2,850万円

(例 定率方式の場合…組合等が受取額の一定割合 (例 20%) を下請に支払う方法)

・ 組合等から下請への支払い

(9,000万円 - 4,000万円 - 1,000万円) × 20% = 800万円

- ・組合等から元請（管財人等）への返済額
= 4,000万円 - 800万円 - 2,850万円 = 350万円

（例 残余方式の場合…組合等の受取額より貸付金を精算の上、下請負人等に支払う方法）

- ・組合等の貸付金を精算
9,000万円 - 4,000万円 - 1,000万円 - 2,850万円 = 1,150万円
- ・残余金1,150万円を下請へ支払い

19. 残工事部分は、新たな請負人によって、継続される。

（2）工事継続の場合

発注者が、倒産した元請の工事継続が可能と判断したときは契約を解除せず、工事を継続することとなるが、この場合も、工事完成後支払を受けた組合等が元請に代わり下請への支払を行うものとする。

基本的な流れと国土交通省直轄工事における対比表

基本的な流れ	国土交通省直轄工事
①元請、組合等が発注者に債権譲渡の承諾申請	①元請と組合等との間で工事請負代金債権の譲渡契約の締結（発注者の承諾を停止条件とする）と融資申込み
②発注者が債権譲渡の承諾	②元請、組合等が発注者に債権譲渡の承諾申請
③元請が組合等に工事請負代金債権の譲渡と融資申込み	③発注者が債権譲渡の承諾
④組合等が下記 i) ~ vii) の債務保証申請書類を金融機関に提出	④組合等が下記 i) ~ vii) の債務保証申請書類を金融機関に提出
⑤金融機関は、前記④と書類とあわせ、下記 viii) ix) の書類を（財）建設業振興基金に提出	⑤金融機関は、前記④と書類とあわせ、下記 viii) ix) の書類を（財）建設業振興基金に提出
⑥（財）建設業振興基金が債務保証を決定	⑥（財）建設業振興基金が債務保証を決定
⑦組合等は金融機関から転貸資金の調達	⑦組合等は金融機関から転貸資金の調達
⑧組合等から元請に転貸融資	⑧組合等から元請に転貸融資
⑨元請が工事完成後、組合等の請求により、発注者から組合等に工事代金支払	⑨元請が工事完成後、組合等の請求により、発注者から組合等に工事代金支払
⑩組合等は元請に対する貸付金と精算し、残余を元請に返還	⑩組合等は元請に対する貸付金と精算し、残余を元請に返還

*上記④～⑥については、組合等の制度開設時の流れです。
なお、⑥については保証否決のこともあります。

(財) 建設業振興基金債務保証必要書類	
i) 債務保証委託書	vi) 定款・約款 (規約は金融事業に関するもののみ)
ii) 保証申込者(組合等)の登記簿謄本	vii) 構成員・役員名簿
iii) 保証申込者の印鑑証明書	viii) 債務保証協議書(金融機関作成)
iv) 連帯保証人の印鑑証明書	ix) 調査意見書(金融機関作成)
v) 最近時の決算報告書 (初回時には直近3期分)	x) その他振興基金が必要と認めるもの

Q2 当制度はこれまでどのように拡充され、利用されてきましたか。

A 当制度におけるこれまでの取組みについては、以下のとおりです。

平成10年度 第3次補正予算により制度創設

平成11年度 建設省（当時。現国土交通省。）直轄工事における対象工事の拡充
（利用対象工事の工事代金最低額の下限を5,000万円から1,000万円まで引き下げる等）

平成13年度 1次下請負人等の元請負人に対する未完成公共工事に係る工事請負代金債権を担保として資金を借り入れようとする場合まで拡充。それに伴い、平成13年度第1次補正予算措置により債務保証枠をこれまでの最大2,000億円から最大4,000億円まで拡充

平成14年度 ・国土交通省直轄工事における対象工事の拡充
（利用対象工事の工事代金最低額の下限の撤廃、完成工事等）
・対象工事をこれまでの公共工事に加え、社会全体の効用を高める施設に関する民間工事（Q4参照）まで拡充。それに伴い、平成14年度補正予算措置により新たに民間工事用保証枠として1,000億円の債務保証枠を設定

また、これまでの利用実績については、

【発注者】

- ・国土交通省直轄工事で制度導入済。
- ・各省庁では、内閣府沖縄総合事務局、文部科学省、農林水産省、厚生労働省で制度導入済。
- ・関係公社、公団等では、日本郵政公社、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、日本下水道事業団、都市再生機構、環境再生保全機構、水資源機構、緑資源機構（森林業務部門、農用地業務部門）、日本勤労者住宅協会で制度導入済。
- ・都道府県では31都府県（平成17年3月末現在）で導入済。

【事業協同組合等】（平成17年3月末現在）

- ・事業開始 事業協同組合等数 34
- ・債務保証枠設定済 事業協同組合等数 9

【利用実績】

- ・債務保証枠 1,480億円設定。(注)

(注) 本制度の債務保証は、工事個々の個別保証でなく、事業協同組合等の信用に基づく根保証方式を採用しております。

- ・制度創設からの融資件数 4,719件、融資金額 約1,233億円

なお、直近の実績につきましては、(財)建設業振興基金のHPに掲載しておりますので、そちらをご参照下さい。

(財)建設業振興基金HPアドレス：<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/>

これまでの通知一覧表

通知名の標題	通知の主な内容
「未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」 平成11年1月28日 建設省厚契発第8号 建設省経振発第6号	下請セーフティネット債務保証事業創設に際し、当制度の仕組みに関する内容。
「未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱について」 平成11年1月28日 建設省厚契発第9号 建設省技調発第20号	建設省（当時。現国土交通省。）直轄工事における事務取扱いに関する内容。
「未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」 平成11年1月28日 建設省経振発第7,8,9,10,11号	下請セーフティネット債務保証事業創設に伴い、各省庁、都道府県、関係公団・事業団、建設業者団体、金融機関に対し、本制度の活用及び活用のための円滑な協力を依頼。
「未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」の一部改正について 平成11年12月16日 建設省厚契発第49号 建設省経振発第99号	建設省（当時。現国土交通省。）直轄工事における利用対象金額等の拡充に関する内容。
「未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱について」の一部改正について 平成11年12月16日 建設省厚契発第50号 建設省経振発第207号	上記拡充に伴う事務取扱いに関する内容
「未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」 平成11年12月16日 建設省経振発第100,101,102,103,104号	上記拡充に伴い、各省庁、都道府県、関係公団・事業団、建設業者団体、金融機関への周知。
「未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る債務保証対象の拡充について」 平成13年12月20日 国総振第112号	利用対象をこれまでの元請業者から公共工事を受注する元請業者の1次下請業者まで拡充する内容。
「未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度の取扱いについて」 平成14年1月28日 国総振第129,130,131,132,133,134,135号	各省庁、都道府県、関係公団・事業団、建設業者団体、金融機関への上記拡充及び平成13年度第1次補正予算による債務保証枠の拡大の周知。
「下請セーフティネット債務保証付き借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについて」 平成14年4月24日 国総建第109号	経営事項審査Y評点のうち有利子負債月商倍率の短期借入金から本制度利用に伴う融資金額を控除する措置に関する内容。

通知名の標題	通知の主な内容
<p>「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱いについて」 平成14年12月18日 国官会第1812号 国地契第61号 国官技第230号 国営計第138号</p>	<p>上記拡充に伴う事務取扱いに関する内容 ⇒この通知により、「<u>未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱いについて</u>」（平成11年1月28日付け建設省厚契発第9号、建設省技調発第20号）は廃止。</p>
<p>「工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る債務保証対象の拡充について」 平成14年12月18日 国総振第156号</p>	<p>対象工事をこれまでの公共工事だけでなく、社会全体の効用を高める施設に関する民間工事まで拡充する内容</p>
<p>「工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る債務保証対象の拡充について」 平成14年12月18日 国総振第157、158号</p>	<p>建設業者団体、金融機関へ上記拡充を周知する内容。</p>
<p>「公共工事標準請負契約約款の一部改正について」 平成15年2月10日 国土交通省中建審第1、2号</p>	<p>公共発注者に対し、下請セーフティネット債務保証事業の活用促進のため、公共工事標準請負契約約款のうち、権利義務の譲渡に関する規定を改正し、注記事項を追加した旨を周知。</p>
<p>「建設工事標準請負契約約款の改正について」 平成15年2月10日 国土交通省中建審第1、2号</p>	<p>地方公共団体や建設業者団体に対し、下請セーフティネット債務保証事業の活用促進のため、公共工事標準請負契約約款等について上記同様の措置を講じた旨を周知。</p>
<p>「建設業安定化事業の基金積み増しによる民間工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度の措置について」 平成15年2月25日 国総振第186号</p>	<p>平成14年度補正予算による民間工事債務保証枠の設定についての内容。</p>
<p>「建設業安定化事業の基金積み増しによる民間工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度の措置について」 平成15年2月25日 国総振第187、188号</p>	<p>建設業者団体、金融機関へ上記措置を周知する内容。</p>
<p>「工事請負契約に係る債権譲渡の承諾に関する事務取扱いについて」 平成15年4月10日 総行行第51号 国総振第208号</p>	<p>地方公共団体に対し、公共工事標準請負契約約款等の改正による工事請負契約に係る債権譲渡についての適切な対応を依頼。</p>
<p>「下請セーフティネット債務保証事業を活用するための工事請負契約に係る債権譲渡の承諾に関する事務取扱いについて」 平成15年4月10日 国総振第5号</p>	<p>上記通知文に伴い、下請セーフティネット債務保証事業における債権譲渡について積極的な活用を依頼。</p>
<p>「下請セーフティネット債務保証事業を活用するための工事請負契約に係る債権譲渡の承諾に関する事務取扱いについて」 平成16年9月1日 総行行第100号 国総振第79号</p>	<p>地方公共団体に対し、下請セーフティネット債務保証事業における債務譲渡について積極的な活用を依頼。</p>

Q3 当制度を利用するメリットは何ですか。

A 当制度を利用するメリットは、以下のとおりです。

(1) 元請業者のメリット

- 資金繰りの改善、経営力・施工力の強化
 工事の途中段階で、元請業者が有する工事請負代金債権（未完成工事を含む）を現金化でき、実質的な出来高払いと同様の効果が期待できるため、資金繰りの改善、経営力・施工力の強化を図ることができます。
- 低利で安定的な資金調達
 （財）建設業振興基金の債務保証と保証事業会社等による協力預託制度があるため、企業単独で借入を行うよりも、低利で安定的な資金調達が期待できます（Q14参照）。
- 経営事項審査評点の算出の際の借入金から控除
 本制度の公共工事等における利用の際の借入金は、実質的には請負代金債権の対価と考えられることから、経営事項審査の経営状況分析における有利子負債月商倍率を算出する際の借入金の額から控除できることになっています（Q24参照）。

(2) 下請業者のメリット

- 適正な下請代金支払いの確保
 事業協同組合等は、融資に際し、元請業者の「下請業者への支払計画書」などを確認するため、下請代金支払いの適正化が行われるようになります。また、一定の特約を締結する場合に、元請業者が倒産等の状況に至ったときには、事業協同組合等が元請業者に代わって下請業者への代金支払を行います（Q19参照）。

(3) 事業協同組合等のメリット

- 低リスクの融資
 事業協同組合等は公共工事等に係る工事請負代金債権の譲渡を受け、担保とした場合、リスクはほとんどなく、融資を行うことができます。

○ 出来高査定費用などへの助成制度

事業協同組合等は、(財)建設業振興基金から以下の助成を受けることができます。

- ① 事業協同組合等が融資の際に行う工事の出来高査定に必要な費用の一部
- ② 元請業者倒産時の下請保護特約の履行等に関し、関連して必要となった費用（下請債権の確定を行う際、弁護士等の外部の専門家を活用した場合の費用等）(Q21参照)。

(4) 金融機関のメリット

○ 低リスク・低コストの融資

(財)建設業振興基金の保証(100%)が付いた融資であり、建設業者への個別の融資に比べ手間も省けるため、極めて低いリスク・低いコストで融資が行えます。

(5) 発注者のメリット

○ 適正な施工の確保

本制度の活用は、建設業者の資金繰りの改善、経営力・施工力の強化に資することから、工事の適正な施工の確保に寄与します。

Q4 当制度はどのような工事で利用できますか。

A 当制度を利用できる工事は、以下の2つの条件を満たす工事です。

- ・国土交通省や地方公共団体等が発注する公共工事や社会全体の効用を高める施設に関する民間工事。(注)
- ・上記の工事について、その発注者が債権譲渡を認め、当制度を導入していること。

(注)

**財団法人建設業振興基金が認める
「社会全体の効用を高める施設に関する民間工事」**

I	以下の事業の用に供する施設の工事
1	電気事業
2	ガス事業
3	鉄道事業 (注)
4	電気通信事業
5	社会福祉事業
6	教育事業
7	医療事業
8	放送事業
9	墓地、納骨堂又は火葬場施設に関する事業
10	一般、産業、その他の廃棄物施設に関する事業
11	土地改良事業に係る工事
12	土地区画整理事業に係る工事
13	市街地再開発事業に係る工事
II	以下の法人等が発注者となる工事
1	上記Iの1～13の事業の用に供する施設を発注する民間発注者
2	国又は地方公共団体から補助金又はこれに類するものの交付を受けている法人
3	森林組合、農業協同組合及び漁業協同組合並びにこれらの連合会
4	財団法人郵政互助会、財団法人電気通信共済会
III	その他については、財団法人建設業振興基金が個別に検討します。

(注) 鉄道事業には、軌道等を含む

Q5

どのような建設業者、事業協同組合等が利用できますか。

A

当制度を利用できる建設業者は、基本的に、以下の条件を満たす建設業者です。

- ・ 中小・中堅建設業者であること（注1）
- ・ 事業協同組合等に加入していること（注2、3）
- ・ 対象工事（Q4参照）を受注していること

（注1） 中小建設業とは、中小企業基本法等にいう資本金3億円以下又は従業員数300人以下の事業者を指します。中堅建設業者については、明確な定義はありませんが、事業協同組合等の組合員となることを認められた事業者が対象となります。具体的には、（財）建設業振興基金にご相談下さい。

（注2） 一定割合であれば、員外利用も可能です（Q13参照）。

（注3） 但し、加入先の事業協同組合等が下記条件を満たしていることとする。

また、当制度を利用できる事業協同組合等とは、事業協同組合及び民法上の公益法人である建設業団体です。債権譲渡を受けて融資を行う主体としては、事業協同組合が一般的に想定されますが、民法上の公益法人である建設業団体が融資を行う場合もありますので、そのような場合には、建設業団体が受け皿となるのが可能です。そして、本制度を利用するには、以下の条件を満たす必要があります。

- ・ （財）建設業振興基金の出捐団体であること（注4）
- ・ 定款上の事業として貸付事業を行うことを定めていること（Q6参照）

（注4） 財団法人建設業振興基金に対して出捐している事業協同組合並びに建設業及び建設関連業の団体等の傘下団体でも可能

Q6

当制度を事業協同組合等が利用するためには、どのような手続きが必要ですか。

A

Q5でも説明したとおり、建設業者が本制度を利用する際には、事業協同組合等への加入により利用できるようになりますが、事業協同組合等が本制度を利用するには、以下の手続きが必要になります。

- ・ 定款変更（注）
- ・ （財）建設業振興基金への債務保証の申し入れ
- ・ 金融機関との調整

（注） 定款上の事業として貸付事業を行うことが定められている場合は、変更の必要はありません。

このうち、（財）建設業振興基金への債務保証の申し入れについては、（財）建設業振興基金にご確認下さい。ここでは、事業協同組合の定款変更の作業について説明することにします。

〈定款変更の流れ〉（参照：「中小企業等協同組合法」第二十七条及び第五十一条）

① 定款変更（案）の作成

各事業協同組合において定められております定款に貸付事業を行う旨の案を作成頂きます。

② 総会（総代会）の議決

上記案について、総会等にて議決にかけます。

③ 所管行政庁への申請

上記定款変更案が総会等にて決議された後は、以下の所管行政庁へ「定款変更の認可の申請」を行わなければなりません。

この際には、以下の3つの書類を添付しなければなりません。

- 1) 変更理由書
- 2) 変更しようとする箇所を記載した書面
- 3) 定款変更を決議した総会等の議事録（謄本でもよい。）

【所管行政庁】

- ・全国を地区とする組合 ⇒ 国土交通大臣
- ・それ以外の、地区が複数の都道府県にまたがる組合
⇒ 主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長等
- ・地区が、一の都道府県の区域を越えない組合 ⇒ 当該都道府県

④ 所管行政庁の認可

所管行政庁へ申請した後、所管行政庁からの認可書の交付を受けてから貸付事業を開始できます。

Q7 当制度を公共工事発注者が導入するためには、どのような手続きが必要ですか。

A 当制度を公共工事発注者が導入する際には、債権譲渡を認めている場合とそうでない場合とで手続きが異なりますので、各々に分けて説明します。

〈導入前〉

① 債権譲渡を認めている場合

債権譲渡を既に認めている場合については、当制度に関する事務取扱要領等を制定して頂き、担当者に周知頂くこととなります。尚、既に対応できる取扱要領等を制定頂いている場合は、新たに制定頂く必要は、ありません。

② 債権譲渡を認めていない場合

工事請負契約約款の債権譲渡にかかる部分（公共工事標準請負契約約款の場合、「第5条 ただし、」以下の部分）について「本制度における債権譲渡を認める措置」を講じて頂き、その後①と同じ措置を講じて頂きます。

〈導入後〉

導入後の必要な事務手続きとしては、以下のとおりです。

1) 債権譲渡の承諾

本制度利用業者等から債権譲渡承諾依頼書（P85参照）が申請されますので、書類等確認（P25以下参照）の上、債権譲渡の承諾をします。この際、二重承諾を防ぐため、債権譲渡整理簿（P92参照）等を整備しておく必要があります。

2) 支払口座の変更

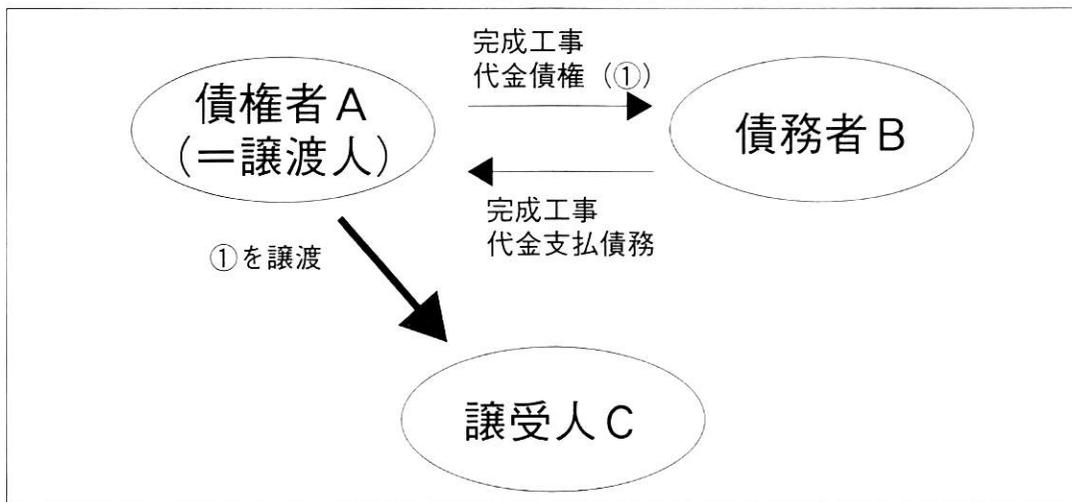
事業協同組合等から融資実行報告書等が提出された後、当該工事代金の支払口座から事業協同組合等の口座へと変更して頂きます。

*なお、融資に際し、発注者自身が出来高査定を行う場合には、上記以外に出来高査定が追加されることとなります。

Q8 債権譲渡とはどのようなものですか。また国土交通省直轄工事においては、停止条件付債権譲渡を採用しておりますが、それはどのようなものですか。

A 債権譲渡とは、「債権の同一性を保ちながら契約によって債権を移転させること」です。これだけでは、分かりにくいので、下図のイメージ図を参考に具体的な事例に沿って説明します。工事を請負っている建設業者Aが運転資金調達のため、知人Cより運転資金を借りました。このとき、Aは、万一返済ができない場合に知人Cに迷惑をかけるので、Aが持っているBに対する同額の債権（B発注工事に対する完成工事代金債権：①）をCに譲渡しました。これが債権譲渡の仕組みです。これにより、万一Aが返済できないとき、CはAから譲り受けた債権①に基づき工事代金の支払い請求をBに対し行うことで、Aに対して貸し付けた額と同額をBから受け取ることができます。これを本制度に置き換えて考えるとAが建設業者、Bが発注者、Cが事業協同組合等になります。

債権譲渡のイメージ図



また、国土交通省直轄工事においては、停止条件付債権譲渡契約を採用しております。停止条件とは、「その条件が成就することにより効力を生ぜしめる場合の当該条件のこと」です。例えば、「〇〇大学に合格したら、車をプレゼントします」というような場合には、「〇〇大学に合格」が停止条件になっています。そして、大学に合格したことをもって、車の贈与の効力が生じます。

この考え方に基づき、国土交通省直轄工事における「停止条件付債権譲渡契約」を説明します。まず、元請負人と組合等との間で「債権譲渡についての発注者の承諾を得ること」を停止条件とする債権譲渡契約を締結します。しかし、その段階では、その債権譲渡は効力を生じません。停止条件である債権譲渡についての発注者の承諾によって、債権譲渡が効力を生じるようになります。これが、国土交通省で採用されている停止条件付債権譲渡契約です。この方式を採用している発注者の場合には、利用者について以下の2点について留意が必要です。

- (1) 債権譲渡契約を締結した段階では、組合等は、担保として有効な工事請負代金債権を取得していません。というのは、停止条件は、法律行為の効力の発生を将来の不確定な事実の成否にかからせる特約（附款ともいう。）であるので、発注者の承諾によって条件が成就したこととなり担保として有効な債権を取得することになります。したがって元請負人に融資を実行するのは、この発注者による承諾後となります。

- (2) 下請負人等による「受益の意思表示」（Q19参照）については、債権譲渡契約を締結した後であれば、発注者による承諾前でも受け付けることは可能です。ただし、その根拠となる「債権譲渡契約」が「発注者の承諾」という停止条件付きのため、下請負人等が取得する権利も停止条件付き権利であり、発注者による承諾後に効力を生じることとなります。したがってその段階で条件が成就していない場合は、停止条件付の権利として、第三者に対抗できません。また、第三者対抗要件は確定日付をとった日から効力を生じます。

Q9 債権譲渡の対抗要件とはどのようなものですか。またどのような手続きを行えばいいのですか。

A 債権譲渡の対抗要件とは、債権譲渡の事実を債務者や第三者に対して主張するための法律要件です。具体的には、債権譲渡した場合、その債権の譲受人が債務者に対して自分が債権者であることを主張するためには、譲渡人から債務者に対して債権譲渡の事実を通知するか、債務者の承諾を得なければならないこととしています。

また、その債権譲渡の事実を債務者以外の第三者、すなわち、債権の二重譲受人等に対して主張するためには、この債務者への通知または承諾の手続は、確定日付のある証書によって行わなければならないこととしています（民法第467条第2項）。

さて、上記を本制度に照らして考えると、債権者（＝譲渡人）：建設業者、債務者：発注者、譲受人：事業協同組合等になります。そして債務者への対抗要件は、本制度のスキーム図（Q1参照）②により、債権譲渡の承諾により対抗できます。また第三者への対抗要件については、発注者により異なります。

(1) 発注者が官庁または公署の場合

この場合には、官庁又は公署において、私署文書（例：「債権譲渡承諾依頼書」等）にある事項を記入し、これに日付を記載したときはその日付をもってその証書の確定日付とされるので、確定日付を取得することは原則として不要です。よってスキーム図②により、債権譲渡承諾書の確定日付欄に承諾日を入れて頂くことにより、第三者への対抗要件となります。また発注者の対応として、この場合には、官公庁又は公署において文書受領権限のある者が文書処理規定等に基づき、これを受け付けた事実を記載し、受付日付を記載する必要があり、そのために債権譲渡専用の帳簿等（P92参照）を整備するなどの措置を施しておくことが望まれます。

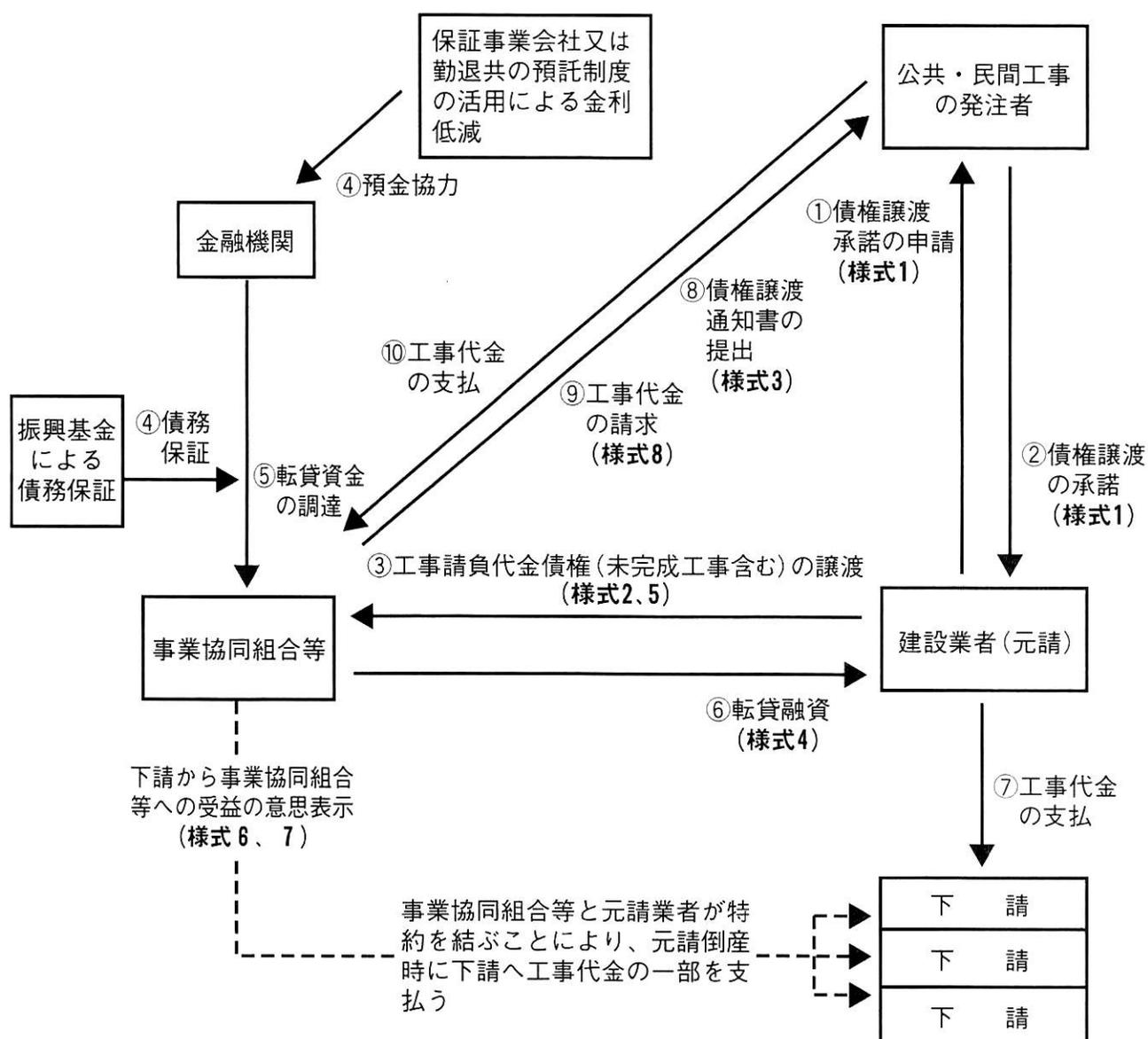
(2) 発注者が特殊法人や民間企業の場合

発注者が特殊法人の場合には、官庁又は公署とみなされない恐れがあり、また民間企業の場合には、明らかに官庁又は公署とみなされないので、事業協同組合等において公証役場（P179参照）で確定日付を取得することにより、第三者への対抗要件となります。この場合も上記でも述べたとおり、確定日付は、債権譲渡承諾書に記載された日付と同一の日付となるようにすべきです。

Q10 元請業者や事業協同組合等が債権譲渡契約等を締結する際に、書類の記入についてどのような点に注意して記入すればいいですか。

A 元請業者や事業協同組合等が本制度を利用する際の手続については、Q1等で既に説明しているので省略し、ここでは、実際の書類の流れと書類記入の際の注意事項を説明することにします。まず、書類の流れを下記のスキーム図で参照下さい。次ページ以降で、債権譲渡契約等の書類を記入する際の注意事項を説明することにします。なお、次ページ以降で掲載している書式については、発注者によっては、異なる書式を使用する場合もあるので含み置き下さい。

下請セーフティネット債務保証事業の基本的なスキーム図



債権譲渡承諾依頼書

工事請負契約書の発注者の役職・氏名を記入すること

(発注者) 御中

請負者

(譲渡人) 住所

代表者名を記入

(JVの場合は代表者、構成員)

氏名



平成 年 月 日

申請日を記入すること

(譲受人) 住所

氏名 ○○○ 建設業協同組合



工事請負契約書を確認し、記入すること

請負者（以下「甲」という。）が発注者（貴殿）に対して有する基本契約書〔貴殿と甲との間で締結された平成 年 月 日付けの工事請負契約書〕に基づく下記の工事請負代金債権を、○○○建設業協同組合（以下「乙」という。）に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、工事請負契約書第44条に規定する瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

記

- 1. 工事名 _____
- 2. 工事場所 _____
- 3. 工期 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 4. (1) 請負代金額 金 _____ 円
- (2) 前払金額 金 _____ 円
- (3) 既部分払額 金 _____ 円
- (4) 債権譲渡額 金 _____ 円

工事請負契約書、債権譲渡契約書と同一になっているかを確認

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

(平成 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

申請日より前の日付になっているかを確認

債権譲渡承諾書

平成 年 月 日

[甲] 御中 ← 建設会社名

[乙] 御中 ← 事業協同組合等

承諾日が確定日と同日になっているかを確認すること

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書第44条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

記

1. 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4.(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

2. 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書を提出すること。

3. 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。

4. 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

(発注者)

印

確定日は承諾日と同日になっているかを確認すること

確定日付印欄

--

債権譲渡承諾依頼書の譲渡人と譲受人と一致

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条（譲渡債権）

甲と□□□□（以下、丙という）との間で平成 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、平成 年 月 日、丙の承諾を得て、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

工事請負契約書と一致

- (1) 工 事 名
- (2) 工 事 場 所
- (3) 契 約 日 平成 年 月 日
- (4) 工 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- (5) 請負代金額 金 円
- (6) 既受領金額 金 円
- (7) 債権譲渡額 ((5)-(6)) 金 円 (平成 年 月 日現在見込額)

工事請負契約書より確認

債権譲渡承諾依頼書より確認

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第2条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第3条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

第4条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに甲が本件工事請負契約を履行するために使用する下請負人が、甲に対し、本件請負工事について現在有し及び将来確定し取得することあるべき下請工事代金債権または資材納入にかかる売掛債権（以下、下請債権という）を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸金債権以外の債権を担保するものではない。

2 前項の下請負人とは、甲が、本件請負工事を履行するために使用する工事業者（法人、個人を問わない）または資材納入業者（法人、個人を問わない）で、第9条にしたがって受益の意思表示をした者をいう。

下請保護方策の内容について確認

第5条（被担保債権の優劣）

特例方式の文言については、国土交通省の様式3-②第7条P91を参照下さい。

（文例1）

被担保債権の中に乙の貸金債権と下請債権とがあるときは、譲渡債権のうち□□%については下請債権が優先し、乙は、下請負人への支払をしたその残額について乙の貸金債権への弁済に充当することが出来る。

2 下請債権が二つ以上あるときには、債権額に応じた按分比例その他乙が公平と認める方法によって支払をするものとし、下請負人は、支払の結果について異議を申し立てることができない。

（文例2）

被担保債権のなかに乙の貸金債権と下請債権があるときには乙の貸金債権が優先し、下請負人は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額について、支払を受けることができる。

2 （上記第2項と同文）

第6条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行ない、下請負人は丙に対して直接支払を求めることができない。

第7条（弁済の充当等）

乙が前条により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸金債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還し、下請負人への支払は甲の責任において行う。

3 甲に、以下の事由が生じた場合は、工事完成の如何を問わず、乙が丙から受領した金銭については、乙の貸金債権への弁済に充当並びに下請負人への支払は乙の計算において行う。この場合、下請人に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

4 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

5 乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払をしたときは、乙は甲に通知する。なお、残額があるときは、乙は甲に、その残額を引き渡さなければならない。

第8条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は下請負人への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第9条（受益の意思表示）

下請負人は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、平成 年 月 日までに、甲と連署した書面により、下請債権を被担保債権とする第4条の担保権の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 下請負人が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

3 第7条第2項の場合、乙が甲に対して乙の貸金債権への弁済充当後の残額を甲に返還したときは、下請負人は、乙に対して下請債権の請求をすることはできない。

第10条（説明請求）

下請負人は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明をもとめることができる。

第11条（合意解約の禁止）

甲と乙とは、下請負人が第9条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解約することができない。

第12条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するために本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

平成 年 月 日

債権譲渡承諾依頼書と一致するか確認

	～ 住 所 ～	
債権譲渡人（甲）	□□□□株式会社	
	代表取締役 □□ □□	（実印）
	～ 住 所 ～	
債権譲受人（乙）	○○○建設業協同組合	
	代表理事 □□ □□	（実印）

債権譲渡承諾依頼書と
一致するか確認

債権譲渡通知書

平成 年 月 日

(発注者) 御中

請負者

(譲渡人) 住所

氏名

実印

(譲受人) 住所

氏名

〇〇〇建設業協同組合

実印

債権譲渡依頼書
の承諾日

平成 年 月 日付けでご承諾いただきました譲渡人が発注者（貴殿）に対して有する下記工事請負代金債権について、〇〇〇建設業協同組合に譲渡致しましたので、譲渡人、譲受人連署のうえ通知します。

よって、下記工事請負代金につきまして、今後は〇〇〇建設業協同組合の下記振込口座にお振込下さい。なお、譲渡人は譲受人に当該工事における下請への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

債権譲渡承諾依頼書と
一致するか確認

記

[譲渡債権の表示]

- 1. 工事名
 - 2. 工事場所
 - 3. 工期 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
 - 4. (1)請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
 - (2)前払金額 金 円
 - (3)既部分払額 金 円
 - (4)債権譲渡額 金 円 (平成 年 月 日現在見込額)
- ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

[振込口座]

- 1. 振込希望金融機関名
〇〇銀行▲▲本支店
- 2. 預金の種別、口座番号
××預金××××××××
- 3. 口座名義
(ふりがな)
××××

工事請負代金請求書

債権譲渡通知書の提出日以降

平成 年 月 日

支出官〇〇殿

債権譲渡依頼書と一致するか確認 → (債権譲受人) 住所
 氏名 ○○○建設業協同組合 (実印)

平成 年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

記

一. 請求金額

金 円

ただし、〇〇工事の代金

(内訳)

(1) 請負代金額	¥
(2) 前払金受領済額	¥
(3) 履行遅滞の場合における損害金等	¥
(4) 今回請求金額	¥

債権譲渡依頼書と一致するか確認

二. 承認番号

債権譲渡承諾依頼書と一致するか確認

三. 支払口座等

- 振込希望金融機関名
○○銀行▲▲本支店
- 預金の種別、口座番号
××預金×××××××
- 口座名義
(ふりがな)
××××

債権譲渡通知書と一致するか確認

四. 請求者の連絡先

住 所
電 話
ファックス

Q11 当制度の利用により、発注者から不利益を受けたり、風評被害にあうことはありませんか。

A 国土交通省より、本制度は、健全な建設業者が積極的に活用すべきものであり、各発注者においては、債権譲渡の申請をしたことをもって、当該建設業者の経営状態が不安定であるとみなしたり、また、その後の指名等で不利益な扱いをすることのないよう十分に留意する旨を通知したり、公共工事標準請負契約約款等の改正により、債権譲渡の承諾の適用対象事例として、下請セーフティネット債務保証事業により、建設業者が資金を借り入れようとする場合が該当する旨を明記しているので、発注者から不利益を受けたり、風評被害にあうことはありません。

「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」
 (平成14年12月18日付け 国官会第1811号、国地契第59号、国総振第140号)
 一部抜粋

9 その他

本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるもので、甲においては、債権譲渡を申請したことをもって、乙の経営状態が不安定であるとみなし、また、指名等で不利益な扱いをすることのないよう十分に留意されたい。

「公共工事標準請負契約約款 第5条 注記事項」

☒ ただし書の適用については、たとえば、乙が工事に係る請負代金債権を担保として資金を借り入れようとする場合（乙が、「下請セーフティネット債務保証事業」（平成11年1月28日建設省経振発第8号）により資金を借り入れようとする場合）が該当する。

Q12 融資金額は、どのように設定すればいいですか。

A 本制度における融資金額の設定については、出来高に基づく金額設定となり、例えば以下の2つの方法により融資金額を算出することになります。

(1) 前払金のみを控除して考える場合

$$\text{融資金額} = (\text{工事請負金額} \times \text{出来高} - \text{前払金}) \times \text{担保掛目}$$

(2) 前払金+違約金を控除して融資した場合

$$\text{融資金額} = (\text{工事請負金額} \times \text{出来高} - \text{前払金} - \text{違約金}) \times \text{担保掛目}$$

* 違約金とは、工事不履行による契約解除の際のもの

そして、担保掛目をどう設定するかは、事業協同組合等の任意ですが、事業協同組合等としては、原契約である工事請負契約の内容を十分に吟味した上で、転貸時の出来高相応額に対する掛目を設定し、元請負人に転貸することが適当であると考えられます。

また(2)については、発注者によっては、単に出来高相応額から前払金等の既受領金額を控除した額ではなく、元請負人の工事継続不能などにより工事請負契約が解除された場合に、契約書に基づく違約金も控除した上で、事業協同組合等に工事代金を支払うこととしている場合に対応しております。

Q13

事業協同組合員以外も融資を受けることができますか。

A 組合員以外も本制度を利用することは可能です。

本来、事業協同組合は、その組合員の直接奉仕をすることを目的として共同事業を行う事業体です。したがって、その利用者は、本来組合員に限定されるべきですが、員外者（組合員でない者）にもその事業を利用させた方が、合理的な組合運営ができる場合があります。中小企業等協同組合法においては、制度の趣旨と現実の不合理を是正するため、第9条の2第3項において、以下の2つの条件を付して事業の員外利用が認められています。

- ・組合員の利用に支障が生じない場合
- ・当該事業に係る組合員の総利用量の20%を超えない範囲。
但し、事業協同組合の事業が2以上ある場合には、それぞれについて利用の20%を超えない範囲。

中小企業等協同組合法

(組合員以外の者の事業の利用の特例)

第9条の2 事業協同組合及び事業協同小組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

(途中省略)

- 3 事業協同組合及び事業協同小組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、1事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の100分の20をこえてはならない。

Q14 元請企業への平均貸付金利はどのくらいですか。

A 個別の利率については、地方別、金融機関別、事業協同組合等の規模・信用力等により様々ですが、平成15年10月現在、本制度を活用した場合の保証料等を含めた元請負人の標準的な借入利率は、年1.78%、最低借入率は年1.35%となっています。ちなみに、金融機関が事業協同組合等に貸し出す際の利率は年1.00～1.375%と、大変優遇されたものとなっております。本制度による融資で低利での借入が期待できるのは以下の①～④の理由です。

- ① 公共工事の請負代金債権という確実な担保がある。
- ② (財)建設業振興基金の債務保証による信用補完があり、保証料率も低率(0.1%)である。
- ③ 金融機関にとっては事業協同組合等への融資であり、建設業者への個別の融資に比べ審査の手間が省ける。
- ④ 保証事業会社等の預託制度(Q18参照)を活用することが可能である。

なお、中小・中堅建設業者への円滑な資金供給と下請の保護という趣旨に鑑み、融資を行う事業協同組合等が徴収する手数料は過大なものにならないようにすることが望ましいと考えられます。

Q15 1つの工事について、1回しか融資できないのですか。

A そういった制限は特にありません。事業協同組合等は、出来高の進捗に応じて元請負人に対し複数回の融資を行うことが可能です。

例) 請負金額1億円の工事。前払金40% (4,000万円)、中間払・部分払なし。出来高60%のときに第1回目の融資を受け、出来高80%の時に2度目の融資を受ける。

① 出来高60%のときに融資を受ける場合

例Ⅰ) 前払金のみ控除して融資した場合

(組合等の融資額 = (1億円 × 60% - 4,000万円) × 90% (担保掛目) = 1,800万円)

例Ⅱ) 前払金 + 違約金を控除して融資した場合

(組合等の融資額 = (1億円 × 60% - 4,000万円 - 1,000万円) × 95% (担保掛目) = 950万円)

② 出来高80%のときに再度融資を受ける場合

例Ⅰ) 前払金のみ控除して融資した場合

(組合等の融資額 = (1億円 × 80% - 1億円 × 60%) × 90% (担保掛目)
= 1,800万円)

例Ⅱ) 前払金 + 違約金を控除して融資した場合

(組合等の融資額 = (1億円 × 80% - 1億円 × 60%) × 95% (担保掛目)
= 1,900万円)

* 違約金とは、工事不履行による契約解除の際のもので、ここでは請負金額の10%とします。

Q16 元請業者が倒産した場合に事業協同組合等はどのようにして融資金を回収するのですか。

A 本制度においては、債権譲渡により、工事請負代金債権が事業協同組合等に譲渡されており、工事代金請求は、事業協同組合等が行うことになっています。また請求した代金の振込み先についても事業協同組合等の指定する口座に振り込まれるようになります。よって、万一、元請業者が倒産した場合も、発注者の出来高査定後において、事業協同組合等が指定する口座に振り込まれることとなります。そして、事業協同組合等においては、債権譲渡契約に基づき、工事代金を精算することになります。このときの下請への代金支払については、Q19で詳しく説明することとします。

Q17

事業協同組合等に転貸融資資金を貸し出す金融機関は限定されるのですか。

A

金融機関は、基本的に限定されません。事業協同組合等の取引金融機関全般が対象です。ただし、(財)建設業振興基金の債務保証を付するためには、債務保証に先立って、当該金融機関と(財)建設業振興基金が債務保証に関する約定を締結しておく必要があります。

Q18

預託制度とはどのようなものですか。また利用するには何か手続きが必要ですか。

A

本制度における預託制度とは、(財)建設業振興基金が預託実施機関(保証事業会社又は勤労者退職金共済機構)に預託を依頼し、預託実施機関は、その承認を行う場合には、事業協同組合等が本制度の転貸融資資金の貸付を受けている金融機関に融資額の一定割合を預託することになります。これにより、金融機関からの貸付利率が通常に比べ、低く設定されることとなります。なお、この預託制度を受けるために、建設業者、事業協同組合等は、特段手続きを必要としません。

Q19

当制度の下請保護については、どのような方策が用意されていますか。

A

下請保護については、後ほど説明致しますが、本制度において元請倒産時に直接保護される下請負人の範囲は以下の2つです。

1. 本件工事請負契約を履行するために使用する、元請負人と直接の契約関係にある下請負人（法人、個人を問いません）
2. 本件工事請負契約を履行するため資材を提供する、元請負人と直接の契約関係にある資材業者（法人、個人を問いません）

これらの下請業者についての保護策は、以下の2つです。

- ・融資の際に、事業協同組合等が元請業者の「下請業者への支払計画書」を確認
⇒下請代金支払の適正化を図る
- ・債権譲渡契約時における一定の下請保護特約の締結
⇒元請倒産時における下請代金の確保

下請保護特約については、一般に、元請負人と事業協同組合等との間の債権譲渡契約において、以下の2つの特約を定めることを要件としております。

Q10「債権譲渡契約証書」を一部抜粋)

1. 被担保債権の中に乙の貸金債権と下請債権とがあるときは、譲渡債権の〇〇%については下請債権が優先し、乙は、下請負人への支払をしたその残額について乙の貸金債権への弁済に充当することができる。
2. 被担保債権の中に乙の貸金債権と下請債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、下請負人は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額について、支払を受けることができる。

1については、定率方式と呼ばれるもので、元請負人が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合に、事業協同組合等が発注者から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、元請負人に代わって下請負人等に代金を支払う方式です。なお、一定割合の部分は、当該工事の下請割合、下請代金支払方法等を勘案して、元請負人と事業協同組合等の間で任意に定めるものとします。

2については、残余方式と呼ばれるもので、元請負人が倒産により下請負人等への支払ができなくな

った場合に、事業協同組合等が発注者から受け取る当該工事請負代金額から元請負人への貸付金を精算の上、残余の部分を元請負人に代わって下請負人等に支払う方式です。

但し、事業協同組合等の事務体制に鑑み、当分の間は、以下3の特約も認めることにしています。

(P90「債権譲渡契約証書」様式3—②を一部抜粋)

3. 乙が丙より受け取る譲渡債権金額から前条に規定する乙の貸金債権を精算の上、甲の倒産による任意整理において、債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って乙は残余の部分¹を甲に代わって下請負人等に支払うこととする。

3については、特例方式と呼ばれるもので、元請負人が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合に、事業協同組合等が発注者から受け取る当該工事請負代金額から元請負人への貸付金を精算の上、残余の部分¹を元請負人に代わって下請負人等に支払うことにつき、債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って支払を行う方式です。この場合には、事業協同組合等の事務体制を整備の上、1又は2への移行を図るようにすることにしております。

また元請倒産時において、下請負人等が支払を受けるためには、融資時に下請負人等への支払計画等を元請負人から事業協同組合等に提出する際などに、元請負人と下請負人等の連署による「下請負人の受益の意思表示」を書面にて提出させることとしています。これは、元請負人が倒産した場合に、事業協同組合等が元請負人に代わって下請負人等への支払を行うという契約は、民法における第三者のためにする契約であり、第三者たる下請負人等が事業協同組合等より支払を受ける権利は、契約の利益を享受する意思を表示しなければ発生しないからです（民法第537条第2項）。なお、元請負人がJVの場合は、下請負人等と共同企業体の連名で事業協同組合等に対して行います。また、受益の意思表示の書面には、第三者対抗要件である確定日付を取得しておくことが望ましいです。

Q20

JVについても利用可能ですか。

A 元請が共同企業体（JV）の形態をとっていても、本制度の利用は可能です。ただし、JVは、民法上の組合の一種と考えられ、組合財産については、各組合員による分割請求が認められない（民法第676条第2項）ことから、債権譲渡について、JVの各構成員が単独で自らの持分に相当する債権のみの譲渡を求めることはできません。本制度により譲渡される債権は、工事請負契約に基づくものであり、組合としての共同企業体の場合における債権譲渡の手続きについては、JV名に構成員全員の名を加えて、債権全体を一括して譲渡するという取扱いとなります。したがって構成員全員により分割譲渡の合意があっても、認められません。

また、原則として、全構成員が同一の事業協同組合等に属している必要がありますが、員外利用が認められる範囲内であれば一部構成員が債権譲受人たる事業協同組合等に属していなくてもかまいません（事業協同組合等の判断）。

なお、融資については、まず融資先名義はJVの名称を冠した代表者になります。借入の手続は共同企業体（JV）の名称を冠した代表者が行い、それによって、JVの借入債務は各構成員が連帯して責任を負うこととなります。この場合、事業協同組合等としては、JVの名称を冠した代表者が行う工事請負代金債権を担保とした借入について全ての構成員が承諾していることを明らかにし、且つ貸付金を保全するため、代表者以外の全ての構成員を連帯保証人とすることとしています。そして、資金の流れとしては、事業協同組合等がJVの名称を冠した代表者名義の別口預金口座に貸付金を振り込み、当該別口預金口座より、各構成員に対しその出資比率等に応じて借入金を分配したり、取引業者に対し支払等の資金取引を行います。

Q21

(財)建設業振興基金から当制度利用に際し、他にどのようなサポートが受けられますか。

A

(財)建設業振興基金の被保証者である事業協同組合等は、(財)建設業振興基金から以下の助成を受けることができます。

- 1 転貸融資の際に事業協同組合等が自ら行った工事の出来高査定に要した費用の一部の助成（助成額…出来高一件あたり、助成対象費用が15,000円以下の場合にはその額とし、15,000円を超える場合には、15,000円にその超える部分の額に2分の1を乗じた額を加算した額とする。ただし、一件あたりの助成額の上限は20,000円とする。）

なお、出来高査定の助成については、その申請に際し、助成申請書及び領収書等が必要となります（P213以下参照）。

- 2 元請負人の倒産によって、事業協同組合等が元請負人と締結した特約に基づき下請負人等への支払を行うこととなった場合に、下請債権の確定等について弁護士等の外部の専門家を活用した場合の費用等の実費の助成

Q22

当制度利用に際し、(財)建設業振興基金からの債務保証は、利用の都度申請するのですか。

A 利用の都度債務保証の申請をする必要はありません。本制度については、事業協同組合等が事前に金融機関との間で極度額の融資枠を設定することとしており、この融資枠に対して(財)建設業振興基金が債務保証(根保証(注))することになっております。そのため、極度額の融資枠の範囲内であればその借入金については債務保証がなされており、個別に保証の申込みをする必要はありません。

(注) 根保証

「根保証」とは、一定の借入極度額(借入れの上限額)について保証機関からの保証を得ておき、一定期間、その借入極度額の範囲内で、反復して借入れができる保証です。

Q23

元請負人の瑕疵担保責任はどのようになりますか。

A 譲渡されているのはあくまでも工事の請負代金債権ですので、瑕疵担保責任は当然に元請負人に留保されます。その旨は発注者に申請する債権譲渡承諾依頼書及び発注者が交付する債権譲渡承諾書にもあらかじめ明記することになっています。

参考：「債権譲渡承諾依頼書」一部抜粋（P 56参照）

「なお、本承諾によって工事請負契約書第44条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。」

*工事請負契約書第44条：瑕疵担保に関する条項

Q24

経営事項審査の有利子負債月商倍率から当制度の借入金を控除する場合には、どのような手続きが必要ですか。

A

経営状況分析の申請者が下請セーフティネット債務保証付き借入金の有利子負債合計額からの控除を求める場合においては、経営状況分析申請書（建設業法施行規則様式25号の8）（P116参照）の余白に「下請セーフティネット債務保証付き借入金の額〇〇〇円」と記載して申請を行い、指定経営状況分析機関が、有利子負債合計額から下請セーフティネット債務保証付き借入金の額を控除して有利子負債月商倍率を算出します。なお、控除することのできる金額は、下請セーフティネット債務保証事業により融資を実行した事業協同組合等が別添様式により証明したものに限りです。

Q25 履行保証契約をしている場合にも利用できますか。

A 保証委託約款において、工事請負代金債権譲渡につき保証人の承諾が必要とされる場合があります。この場合には、発注者への債権譲渡の承諾申請の前に、保証人の承諾を得る必要があります。但し、履行保証契約のうち役務保証が必要とされているものについては、元請が倒産した場合においてその事務手続きが複雑になるため、本制度の対象外となっています。

Q26

国税の滞納処分との優先関係はどうなりますか。

A 国税徴収法第24条によれば、租税の法定納期限を基準として、それ以前に譲渡担保の設定がなされていれば譲渡担保が優先し、それ以降に設定されていれば国税等の租税債権が優先します（同条第1項、第6項）。

したがって、事業協同組合等としては租税の法定納期限を確認し、確定日付を取得するなどして、譲渡を受けた工事請負代金債権が法定納期限以前に譲渡担保財産となっている事実を証明できるように措置しておく必要があります。

2. 資料編

1 基本通知

①地方公共団体向け

建設省経振発第8号

平成11年1月28日

(改正)

国総振第142号

(平成14年12月18日)

都道府県知事
政令指定都市長
あて

建設省建設経済局長

公共工事に係る工事請負代金の譲渡を活用した融資制度について

建設投資の低迷や金融機関の貸出資産の圧縮等による貸し渋り等により、建設業は非常に厳しい経営環境に直面し、倒産が急増するとともに、下請業者等も下請代金の支払へのしわ寄せや連鎖倒産等の問題に直面している。

こうした状況に対応するため、建設省は平成10年12月9日に「建設業の経営改善に関する緊急対策」を策定し、その中に、50億円（うち国庫補助分25億円～平成10年度第三次補正予算で措置）の新基金を財団法人建設業振興基金に設け、最大2,000億円程度の債務保証事業等を行う「建設業緊急安定化事業」の創設を盛り込んだ。建設業緊急安定化事業のひとつとして、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護を図るため、中小・中堅元請建設業者が有する公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した事業協同組合等による転貸融資方式と財団法人建設業振興基金の債務保証を組み合わせた方式を創設することとしたので、積極的に活用されたい。なお、建設省の直轄工事においても、このたび工事請負代金債権の譲渡を認めることとしたところであるので、念のため申し添える。

以下は、基本的な仕組みであり、具体的運用は、各都道府県等がその実情に応じて定めることとされたい。

（なお、管下の市町村、業界団体、事業協同組合等に対しても、この旨周知方お願いする。）

記

1 本制度の概要

本制度は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者から事業協同組合等への工事請負代金債権の譲渡を発注者が認め、当該譲渡債権を担保として、事業協同組合等が元請負人に対して融資を行うものである。本制度では、事業協同組合等が金融機関から転貸融資資金を借り入れる際の債務保証を財団法人建設業振興基金が行うことができるものとする。また、事業協同組合等は、融資に際し、元請負人の下請負人等への支払状況等を確認するとともに、万が一元請負人が倒産に至った場合には、事業協同組合等が元請負人に代わって下請負人等への支払を行う。

2 債権譲渡関係全般

(1) 債権譲渡の対象債権

工事請負代金債権を対象とする。

(2) 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書（公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）に従い作成された契約書である場合を想定する。以下同じ。）第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。なお、控除する部分は、債権譲渡承諾書において明らかにするものとする。

また、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、別添の債権譲渡契約証書第1条第1項(5)及び(7)の金額は変更後のものとする。なお、事業協同組合等と元請負人との間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には元請負人が事業協同組合等に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない旨を定めることとする。

(3) 承諾権限

元請負人が債権譲渡を行うに当たっては、本件工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する発注者の承諾を得るものとする。

(4) 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は民法上の公益法人である建設業者団体（以下、「事業協同組合等」という。）であって、中小・中堅建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護に資する資金の貸付事業を行う者とする。

事業協同組合等は組合員等の加入が広く認められること、組合員等の経営状態を熟知していること、建設業に精通していること等にかんがみ、債権譲渡先として認めることとしたものである。

(5) 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、前払がなされた金額以上に到達したと認められる日以降とする。

(6) 債権譲渡の対抗要件

債権譲渡が元請負人の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、発注者の有効な日付ある承諾を得ることで第三者に対抗できる。

（参考） 民法施行法第5条

一～四 （略）

五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ某日附ヲ以テ其証書ノ確定日附トス

(7) 履行保証との関係

履行保証を付した工事のうち、発注者が役務的保証を必要とするものについては本制度の対象外とする。

保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、元請負人はあらかじめ保証人の承諾を得ることとする。

(8) 融資時の出来高確認

融資時の譲渡債権の担保価値を査定するには、融資時の出来高を確認する必要があるが、この場合の出来高査定は、原則として事業協同組合等が行うこととする。ただし、各都道府県等の実情に応じて発注者が行うことも差し支えない。

なお、財団法人建設業振興基金の被保証者たる事業協同組合等は、出来高確認を行うのに要した事務費の一部についての助成を財団法人建設業振興基金より受けることができる。

(9) 譲渡債権が担保する範囲

本制度に係る譲渡債権は、事業協同組合等の元請負人に対する当該工事に係る貸付金及び元請負人倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、事業協同組合等が元請負人に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

なお、この場合、倒産とは以下の場合をいう（以下同じ）。

- ① 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ③ その他元請負人が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

(10) 債権譲渡の通知

元請負人及び事業協同組合等は発注者による債権譲渡の承諾を受け、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書を提出することとする。

(11) 工事請負代金の振込先の変更について

発注者は債権譲渡通知書を受理した場合は、遅滞なく振込先を事業協同組合等の指定口座に変更することとする。

3 下請保護関係

(1) 元請負人の倒産時に保護する下請負人等の範囲

保護する下請負人等は、元請負人が本件工事請負契約を履行するために使用する下請負人（元請負人と直接の契約関係を有する者であって、法人、個人を問わない）及び本件工事請負契約を履行するために資材を提供する資材業者（元請負人と直接の契約関係を有する者であって、法人、個人を問わない）とする。

(2) 融資時の事業協同組合等への元請負人の支払計画等の提出

元請負人は事業協同組合等より融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時までの下請負人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請負人等への支払計画を事業協同組合等に提出することとする。

(3) 元請負人倒産時の下請保護方策

元請負人と事業協同組合等との間の債権譲渡契約において、原則として、以下①又は②のいずれかの措置を講じるものとする。

① 元請負人が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、事業協同組合等は、事業協同組合等が発注者から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、元請負人に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約を元請負人と事業協同組合等との間の債権譲渡契約において定める。

なお、一定割合の部分は、当該工事の下請割合、下請代金支払方法等を勘案して、元請負人と事業協同組合等の間で任意に定めるものとする。

② 元請負人が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、事業協同組合等は、事業協同組合等が発注者から受け取る当該工事請負代金額から元請負人への貸付金を精算の上、残余の部分を元請負人に代わって下請負人等に支払う旨の特約を元請負人と事業協同組合等との間の債権譲渡契約において定める。

ただし、事業協同組合等の事務体制にかんがみ、当分の間は、融資時に前項の下請負人等への支払計画等の提出を行い、また、事業協同組合等が発注者から受け取る当該工事請負代金額から元請負人への貸付金を精算の上、元請負人の倒産による任意整理において、残余の部分を事業協同組合等が発注者から元請負人

に代わって下請負人等に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って支払を行うなどにより、できるだけ下請負人等の債権の保護を図る方式も認めることとする。この場合には、事業協同組合等の事務体制を整備の上、①又は②への移行を図るようにすることとする。

(4) 下請負人等の受益の意思表示について

前項①及び②における契約は民法における第三者のためにする契約であり、第三者たる下請負人等が元請負人の倒産時に事業協同組合等より支払を受ける権利は、契約の利益を享受する意思表示しなければ発生しない（民法第537条第2項）。したがって、融資時に前々項の下請負人等への支払計画等を元請負人から事業協同組合等に提出する際、あるいはその後下請契約を締結した後速やかに、元請負人と連署で下請負人等に下請債権等の受益の意思表示を書面にて提出させることとする。

なお、この場合第三者対抗要件である確定日付を取得しておくことが望ましい。

(5) 元請負人の倒産時における下請負人等の下請債権等の確認及び支払について

事業協同組合等にて債権者及び債権額を確認し、債権額に応じた按分比例その他事業協同組合等が公平と認める方法によって、下請負人等へ支払を行うこととする。下請債権等の確認を行う際は、弁護士等の外部の専門家も活用することが望ましい。弁護士が必要な場合には、最寄りの弁護士会で相談を受けることができるので、念のため申し添える（別添参照）。

なお、この場合財団法人建設業振興基金の被保証者たる事業協同組合等は、下請負人等への支払等の事務に要した費用についての助成を財団法人建設業振興基金より受けることができる。

4 その他の留意点

(1) 発注者における留意事項

本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるため、各発注者においては、債権譲渡を申請したことをもって、元請負人の経営状態が不安定であるとみなし、また、指名等で不利益な扱いをすることのないよう十分ご留意されたい。

(2) 預託制度の活用

本制度を活用する場合、保証事業会社及び勤労者退職金共済機構の預託制度を活用することができるので、その旨周知徹底されたい。

(3) 債権譲渡承諾依頼書等の書式等

債権譲渡承諾依頼書等の書式等については、各発注者又は事業協同組合等ごとに定めることとなるが、参考までに考えられる契約書式・契約書等の例を別添のとおり添付する。

- ① 債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書（様式1）
- ② 債権譲渡契約証書（様式2）
- ③ 債権譲渡通知書（様式3）
- ④ 金銭消費貸借契約書（様式4）
- ⑤ 支払状況・支払計画書（様式5）

- ⑥ 下請負人等の受益の意思表示（工事業者用）（様式6）
- ⑦ 下請負人等の受益の意思表示（資材業者用）（様式7）
- ⑧ 工事請負代金請求書（様式8）

債権譲渡承諾依頼書

平成 年 月 日

(発 注 者) 御中

請負者
(譲渡人) 住所

氏名

実印

(譲受人) 住所

氏名

〇〇〇建設業協同組合

実印

請負者（以下「甲」という。）が発注者（貴殿）に対して有する基本契約書〔貴殿と甲との間で締結された平成 年 月 日付けの工事請負契約書〕に基づく下記の工事請負代金債権を、〇〇〇建設業協同組合（以下「乙」という。）に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、工事請負契約書第44条に規定する瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

記

1. 工事名

2. 工事場所

3. 工期 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

4. (1)請負代金額	金	円	ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
-(2)前払金額	金	円	
-(3)既部分払額	金	円	
(4)債権譲渡額	金	円	(平成 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

平成 年 月 日

[甲] 御中

[乙] 御中

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書第44条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

記

1. 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4.(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。
2. 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書を提出すること。
3. 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。
4. 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

(発注者)

印

確定日付印欄

--

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条（譲渡債権）

甲と□□□□（以下、丙という）との間で平成 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、平成 年 月 日、丙の承諾を得て、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 契約日 平成 年 月 日
- (4) 工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- (5) 請負代金額 金 円
- (6) 既受領金額 金 円
- (7) 債権譲渡額 ((5)-(6)) 金 円 (平成 年 月 日現在見込額)

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。
- 3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第2条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第3条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

第4条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに甲が本件工事請負契約を履行するために使用する下請負人が、甲に対し、本件請負工事について現在有し及び将来確定し取得することあるべき下請工事代金債権または資材納入にかかる売掛債権（以下、下請債権という）を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸金債権以外の債権を担保するものではない。

2 前項の下請負人とは、甲が、本件請負工事を履行するために使用する工事業者（法人、個人を問わない）または資材納入業者（法人、個人を問わない）で、第9条にしたがって受益の意思表示をした者をいう。

第5条（被担保債権の優劣）

（文例1）

被担保債権の中に乙の貸金債権と下請債権とがあるときは、譲渡債権のうち□□%については下請債権が優先し、乙は、下請負人への支払をしたその残額について乙の貸金債権への弁済に充当することができる。

2 下請債権が二つ以上あるときには、債権額に応じた按分比例その他乙が公平と認める方法によって支払をするものとし、下請負人は、支払の結果について異議を申し立てることができない。

（文例2）

被担保債権のなかに乙の貸金債権と下請債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、下請負人は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額について、支払を受けることができる。

2 （上記第2項と同文）

第6条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行ない、下請負人は丙に対して直接支払を求めることができない。

第7条（弁済の充当等）

乙が前条により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸金債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還し、下請負人への支払は甲の責任において行う。

3 甲に、以下の事由が生じた場合は、工事完成の如何を問わず、乙が丙から受領した金銭については、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は乙の計算において行う。この場合、下請人に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

- (1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (3) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

- 4 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。
- 5 乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。
 なお、残額があるときは、乙は甲に、その残額を引き渡さなければならない。

第8条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は下請負人への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第9条（受益の意思表示）

下請負人は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、平成 年 月 日までに、甲と連署した書面により、下請債権を被担保債権とする第4条の担保権の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

- 2 下請負人が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。
- 3 第7条第2項の場合、乙が甲に対して乙の貸金債権への弁済充当後の残額を甲に返還したときは、下請負人は、乙に対して下請債権の請求をすることはできない。

第10条（説明請求）

下請負人は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第11条（合意解約の禁止）

甲と乙とは、下請負人が第9条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解約することができない。

第12条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

平成 年 月 日

～ 住 所 ～

債権譲渡人（甲）

□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□



～ 住 所 ～

債権譲受人（乙）

○○○建設業協同組合

代表理事 □□ □□



(様式3)

債権譲渡通知書

平成 年 月 日

(発注者) 御中

請負者

(譲渡人) 住所

氏名

実印

(譲受人) 住所

氏名

〇〇〇建設業協同組合

実印

平成 年 月 日付けでご承諾いただきました譲渡人が発注者（貴殿）に対して有する下記工事請負代金債権について、〇〇〇建設業協同組合に譲渡致しましたので、譲渡人、譲受人連署のうえ通知します。

よって、下記工事請負代金につきまして、今後は〇〇〇建設業協同組合の下記振込口座にお振込下さい。なお、譲渡人は譲受人に当該工事における下請への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

1. 工事名
2. 工事場所
3. 工期 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
4. (1)請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
-(2)前払金額 金 円
-(3)既部分払額 金 円
(4)債権譲渡額 金 円 (平成 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

[振込口座]

1. 振込希望金融機関名
〇〇銀行▲▲本支店
2. 預金の種別、口座番号
××預金××××××××
3. 口座名義
(ふりがな)
××××

◆金銭消費貸借契約書◆

〇〇〇建設業協同組合（以下、甲という）と□□□□□株式会社（以下、乙という）とは、次のとおり、金銭消費貸借契約を締結した。

第1条（借入れ金額と条件）（例示）

甲は乙に対して、平成 年 月 日、金□□□□□千円を、以下の条件で貸し渡し、乙はこれを借受けて受け取った。

- (1) 貸金用途
- (2) 借入金額
- (3) 弁済期 平成 年 月 日、期日一括返済
- (4) 利率及び利息支払方法 利率は、年 %とし、利息の支払いは、借入日に、借入の翌日から返済期日に至るまでの分を前払とし、借入金額から天引きの方法で支払う。

第2条（繰上返済）

乙は、返済期日が到来する以前に、借入金額の全部または一部を返済することができる。

2. 前項の返済金額が、乙の債務の全部を消滅させるに足りないときには、甲は甲が適当と認める順序方法により充当することができる。

第3条（期限の利益の喪失）

乙について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、乙は甲から通知勧告等がなくても甲に対する一切の債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

- (1) 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 仮差押、差押または滞納処分を受けたとき。
2. 次の各場合には、乙は、甲の請求によって甲に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。
 - (1) 乙が債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - (2) 乙が、第5条に定める担保の提供をしないとき、若しくは別に定めた債権譲渡契約に違反したとき。
 - (3) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第4条（遅延損害金）

乙が期限の利益を喪失したときには、その時における元金及び利息の合計額に対して、期限の利益を

喪失したときから支払済に至るまで、年□□□%の割合で遅延損害金を支払う。

第5条（担保）

この契約に基づいて甲が乙に対して取得する債権の担保は、甲乙間で平成 年 月 日付け別途締結済の債権譲渡契約に係る工事請負代金債権とする。

2. 甲がさらに担保を必要と判断して請求したときは、乙は、甲に対して、直ちに甲の承認する担保を差し入れる。

第6条（報告義務）

乙の住所や代表者の変更があった場合、乙の経営に関して重大な変化があった場合等においては、乙は甲に対して速やかに報告するものとする。甲が乙に対して、報告を求めた場合も同様とする。

第7条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

平成○年○月○日

住所

貸主（甲） ○○○建設業協同組合

代表理事 □□ □□ 印

住所

借主（乙） □□□□株式会社

代表取締役 □□ □□ 印

支払状況・支払計画書

平成 年 月 日

組合 御中

発注者名

工事名

契約金額

(構成員)

印

工事代金支払項目 下請工種又は資材名 1 下請代金 2 資材代金	全所要数量		支払済み		支払予定		支払先 (名称/所在地/電話)
	数量	金額	月日	金額	月旬	金額	
1		千円				千円	<名称>
2							<所在地>
							<電話>
1		千円					<名称>
2							<所在地>
							<電話>
1		千円					<名称>
2							<所在地>
							<電話>
1		千円					<名称>
2							<所在地>
							<電話>
合計又は次業繰越高							<名称>
							<所在地>
							<電話>

該当する番号に○をつけてください。

(ご注意)

支払予定欄の月旬は、以下の区分によりご記入ください。
上旬:1~10日 中旬:11日~20日 下旬:21~月末

(様式6)

◆下請負人の受益の意思表示◆

(工事業者用)

平成 年 月 日

〇〇〇建設業協同組合 御中

～ 住 所 ～

□□□□□有限公司

代表取締役 □□ □□

印

～ 住 所 ～

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

印

1 □□□□□有限公司（以下、甲という）は、〇〇〇建設業協同組合（以下、乙という）と□□□□□株式会社（以下、丙という）との間で平成 年 月 日に締結された債権譲渡契約（以下、単に債権譲渡契約という）について、同契約書の各条項を承認したうえで、同契約書第9条第1項に規定する受益の意思表示をします。この場合、譲渡債権によって担保される甲の丙に対する債権は、下記のとおりです。

なお、甲と丙とは、後記記載の各条項を遵守します。

記

(被担保債権の表示)

丙が□□□□□との間で平成 年 月 日に締結した工事請負契約を履行するため、甲を下請負人として使用する請負工事について、甲が丙に対して現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の下請工事代金債権

(下請工事代金債権の表示)

工事名

工事場所

工期

請負った工事の内容

請負代金額

2 乙が、債権譲渡契約の各条項に基づいて行う、乙の債権への弁済の充当並びに乙による甲に対する前記下請工事代金債権についての支払に関しては一切異議なくこれに従います。

－ 遵守事項 －

- 1 甲は下請工事の概要及び下請工事代金債権の内容について、乙に対して、遅滞なく通知すること。
新たに丙と下請契約を締結したときにも、同様とする。
- 2 乙が、甲への支払手続につき、甲又は丙の協力を必要とする場合は、甲又は丙は直ちに乙に協力すること。なお、この場合必要となる費用については甲又は丙が負担すること。
- 3 甲と丙とは、乙の甲への支払手続を容易ならしめるため、下請契約を書面で行う等、甲と丙との債権債務関係を明確にするよう努めること。

留意事項

この書面にも確定日付をとっておくことが望ましい。

(様式7)

◆下請負人の受益の意思表示◆

(資材業者用)

平成 年 月 日

〇〇〇建設業協同組合 御中

～ 住 所 ～

□□□□□有限公司

代表取締役 □□ □□

印

～ 住 所 ～

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

印

1 □□□□□有限公司（以下、甲という）は、〇〇〇建設業協同組合（以下、乙という）と□□□□□株式会社（以下、丙という）との間で平成 年 月 日に締結された債権譲渡契約（以下、単に債権譲渡契約という）について、同契約書の各条項を承認したうえで、同契約書第9条第1項に規定する受益の意思表示をします。この場合、譲渡債権によって担保される甲の丙に対する債権は、下記のとおりです。

なお、甲と丙とは、後記記載の各条項を遵守します。

記

(被担保債権の表示)

丙が□□□□□との間で平成 年 月 日に締結した工事請負契約を履行するため、甲が納入する資材について、甲が丙に対して現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の資材代金についての売掛代金債権

(下請工事の内容と納入する資材の表示)

工事名

工事場所

工期

納入予定の資材

受注金額

2 乙が、債権譲渡契約の各条項に基づいて行う、乙の債権への弁済の充当並びに乙による甲に対する前記売掛代金債権についての支払に関しては一切異議なくこれに従います。

－ 遵守事項 －

- 1 甲は資材納入の受注の内容について、乙に対して、遅滞なく通知すること。新たに丙と契約を締結したときにも、同様とする。
- 2 乙が、甲への支払手続につき、甲又は丙の協力を必要とする場合は、甲又は丙は直ちに乙に協力すること。なお、この場合必要となる費用については甲又は丙が負担すること。
- 3 甲と丙とは、乙の甲への支払手続を容易ならしめるため、契約を書面で行う等、甲と丙との債権債務関係を明確にするよう努めること。

留意すべき点

この書面にも確定日付をとっておくことが望ましい。

(様式8)

工事請負代金請求書

平成 年 月 日

支出官〇〇殿

(債権譲受人) 住所

氏名 〇〇〇建設業協同組合



平成 年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

記

一. 請求金額

金 _____ 円

ただし、〇〇工事の代金
(内訳)

(1)請負代金額	¥ _____
(2)前払金受領済額	¥ _____
(3)履行遅滞の場合における損害金等	¥ _____
(4)今回請求金額	¥ _____

二. 承認番号

三. 支払口座等

1. 振込希望金融機関名

〇〇銀行▲▲本支店

2. 預金の種別、口座番号

××預金×××××××

3. 口座名義

(ふりがな)

××××

4. 請求者の連絡先

住 所

電 話

ファックス

各弁護士会の連絡先一覧

弁護士会名	TEL	FAX	〒	住 所
東京	03-5381-2201	03-3581-0865	100-0013	千代田区霞ヶ関1-1-3
第一東京	03-3592-8585	03-3595-8577	100-0013	千代田区霞ヶ関1-1-3
第二東京	03-3581-2255	03-3581-2250	100-0013	千代田区霞ヶ関1-1-3
横浜	045-201-1881	045-212-2888	231-0021	横浜市中区日本大通9
埼玉	048-863-5255	048-866-6544	336-0011	さいたま市高砂4-7-20
千葉県	043-227-8431	043-225-4860	260-0013	千葉市中央区中央4-13-12
茨城県	029-221-3501	029-227-7747	310-0062	水戸市大町2-2-75
栃木県	028-622-2008	028-622-2050	320-0036	宇都宮市小幡2-7-13
群馬	0272-33-4804	0272-34-7425	371-0026	前橋市大手町3-6-6
静岡県	054-252-0008	054-252-7522	420-0853	静岡市追手町10-80
山梨県	0552-35-7202	0552-35-7204	400-0032	甲府市中央1-8-7
長野県	026-232-2104	026-232-3653	380-0872	長野市妻科432
新潟県	025-222-3765	025-223-2269	951-8126	新潟市学校町通一番町1
大阪	06-6364-0251	06-6364-0252	530-0047	大阪市北区西天満2-1-2
京都	075-231-2335	075-223-1894	604-0971	京都市中京区富小路通丸太町下ル
神戸	078-341-7061	078-351-6651	650-0016	神戸市中央区橋通1-4-3
奈良	0742-22-2035	0742-23-8319	630-8213	奈良市登大路町5
滋賀	0775-22-2013	0775-22-2908	520-0051	大津市梅林1-3-4
和歌山	0734-22-4580	0734-36-5322	640-8144	和歌山市四番丁5番地
名古屋	052-203-1651	052-204-1690	460-0001	名古屋市中区三の丸1-4-2
三重	059-228-2232	059-227-4675	514-0032	津市中央3-23
岐阜県	058-265-0020	058-265-4100	500-8811	岐阜市端詰町22
福井	0776-23-5255	0776-23-9330	910-0023	福井市順化1丁目24番43号ストークビル福井一番館3階
金沢	076-221-0242	076-222-0242	920-0937	金沢市丸の内7-2
富山県	0764-21-4811	0764-21-4896	939-8202	富山市西田地方町2-7-5
広島	082-228-0230	082-228-0418	730-0012	広島市中区上八丁堀2-66
山口県	0839-22-0087	0839-28-2220	753-0045	山口市黄金町2-15
岡山	086-223-4401	086-223-6566	700-0807	岡山市南方1丁目8番29号
鳥取県	0857-22-3912	0857-22-3920	680-0011	鳥取市東町2-223
島根県	0852-21-3225	0852-31-1817	690-0886	松江市母衣町55番地4

弁護士会名	TEL	FAX	〒	住 所
福岡県	092-741-6416	092-715-3207	810-0043	福岡市中央区城内1-1
佐賀県	0952-24-3411	0952-25-7608	840-0833	佐賀市中の小路4番16号
長崎県	095-824-3903	095-824-3967	850-0875	長崎市栄町1-25長崎MSビル4F
大分県	0975-36-1458	0975-38-0462	870-0046	大分市中島西1-32
熊本県	096-325-0913	096-325-0914	860-0078	熊本市京町1-13-11
鹿児島県	099-226-3765	099-223-7315	892-0815	鹿児島市易居町2-3
宮崎県	0985-22-2466	0985-22-2449	880-0803	宮崎市旭1-8-28
沖縄	098-836-2251	098-833-5517	900-0023	那覇市楚辺1-5-15
仙台	022-223-1001	022-261-5945	980-0811	仙台市青葉区一番町2-9-18
福島県	0245-34-2334	0245-36-7613	960-8112	福島市花園町5-45
山形県	0236-22-2234	0236-22-2235	990-0047	山形市旅籠町2-4-22
岩手	019-651-5095	019-651-0351	020-0023	盛岡市内丸9-1
秋田	0188-62-2103	0188-23-6804	010-0951	秋田市山王6-2-7
青森県	0177-77-7285	0177-22-3181	030-0861	青森市長島1-3-17阿保歯科ビル3階
札幌	011-281-2428	011-281-4823	060-0001	札幌市中央区北一条西10-1-7第百生命札幌第二ビル7F
函館	0138-41-0232	0138-41-3611	040-0031	函館市上新川町1-8
旭川	0166-51-9527	0166-51-9527	070-0901	旭川市花咲町4
釧路	0154-41-0214	0154-41-0225	085-0824	釧路市柏木町4番3号
香川県	0878-22-3693	0878-23-3878	760-0023	高松市寿町2-3-11
徳島	0886-52-5768	0886-52-3730	770-0854	徳島市徳島本町2-32
高知	0888-72-0324	0888-72-0838	780-0928	高知市越前町1-5-7
愛媛	089-941-6279	089-941-4110	790-0003	松山市三番町4丁目8番地8
関東	03-3581-3838	03-3581-7107	100-0013	千代田区霞ヶ関1-1-1 弁護士会館
近畿	06-6364-1230	06-6364-7477	530-0047	大阪市北区西天満2-1-2 大阪弁護士会内
中部	052-203-1651	052-204-1690	460-0001	名古屋市中区三の丸1-4-2 名古屋弁護士会内
中国地方	082-228-0230	082-228-0418	730-0012	広島市中区上八丁堀2-66 広島弁護士会内
九州	092-741-6416	092-715-3207	810-0043	福岡市中央区城内1-1 福岡県弁護士会内
東北	022-264-3861	022-261-5945	980-0811	仙台市青葉区一番町2-9-18 仙台弁護士会内
北海道	011-281-2428	011-281-4823	060-0001	札幌市中央区北一条西10-1-7第百生命札幌第二ビル7F札幌弁護士会内
四国	0888-72-0324	0888-72-0838	790-0003	高知市越前町1-5-7 高知弁護士会内

②国土交通省直轄工事向け

平成14年12月18日
国官会第1811号
国地契第59号
国総振第140号

別 紙 あて

国土交通省大臣官房長

総 合 政 策 局 長

公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について

従来、国土交通省においては、100億円（うち国庫補助分50億円）の基金を財団法人建設業振興基金に設け、最大4,000億円程度の債務保証等の事業の利用促進を図ってきたところである。これは、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護を図るため、一定の下請保護方策を講ずることを前提として、中小・中堅元請建設業者が有する公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）を事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は民法上の公益法人である建設業者団体（以下「事業協同組合等」という。）に譲渡することを認め、これを担保とすることにより当該事業協同組合等が当該建設業者に対して行う転貸融資について財団法人建設業振興基金が債務保証を行う事業（下請セーフティネット債務保証事業）である。

しかしながら、建設投資の低迷や金融機関による不良債権処理の加速等により、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者の資金繰り悪化及び連鎖倒産等の問題に直面していることを踏まえ、今後本制度の運用に当たっては下記によることとしたので、留意されたい。

なお、「未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度」（平成11年1月28日付け建設省厚契第8号、建設省経振第6号）及び「未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年2月22日付け官会第248号）は廃止する。

記

1 本制度の概要

本制度は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（以下「元請負人」という。）から事業協同組合等への工事請負代金債権の譲渡について、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「甲」という。）が工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6

月30日付け建設省厚契発第25号)、「工事標準請負契約書について(依命通達)」(平成8年3月1日付け官会第261号)、「北海道開発局工事請負契約書案について」(平成9年1月16日付け北開局工第187号)又は「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」(平成7年9月5日付け建設省営管発第556号)によるものをいう。以下同じ。)第5条第1項ただし書に規定する「甲の承諾」を得て譲渡がなされた当該債権を担保として、事業協同組合等が元請負人(以下「乙」という。)に対して融資を行うものである。本制度では、事業協同組合等が金融機関から転貸融資資金を借り入れる際の債務保証を財団法人建設業振興基金が行うことができるものとする。また、事業協同組合等は、融資に際し、乙の下請負人等への支払状況等を確認するとともに、万が一乙が倒産に至った場合には、事業協同組合等が乙に代わって下請負人等への支払を行う。

なお、この場合、倒産とは以下の場合をいう(以下同じ)。

- ① 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ③ その他乙が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

2 債権譲渡の対象工事

本制度は、以下を除く工事を対象とする。

- (1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事又は他省庁等からの支出委任工事
- (2) 以下の工事を除く、国庫債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度に亘る工事
 - ① 国庫債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ② 財務大臣の承認を経て前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
- (3) 甲が役務的保証を必要とする工事
- (4) その他乙の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

3 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する甲の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の甲の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、事業協同組合等と乙の間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には乙が事業協同組合等に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない旨を定めることとする。

4 承諾権限

乙が債権譲渡を行うに当たっては、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する甲の承諾を得るものとしている。

5 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合等であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護に資する資金の貸付事業を行う者とする。

事業協同組合等は組合員等の加入が広く認められること、組合員等の経営状態を熟知していること、建設業に精通していること等にかんがみ、債権譲渡先として認めることとしたものである。

6 債権譲渡を認めるに当たり必要とされる下請保護方策

(1) 融資時の事業協同組合等への乙の支払計画等の提出

乙は事業協同組合等より融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時までの下請負人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請負人等への支払計画を事業協同組合等に提出し、事業協同組合等において確認することとしている。

(2) 乙倒産時の下請保護方策

甲は、債権譲渡の承諾を行うに当たり、乙と事業協同組合等の間の債権譲渡契約において、原則として、以下の①又は②のいずれかの措置が講じられていることを確認するものとする。

なお、乙の倒産時等の下請保護に関しては、乙及び事業協同組合等が責任を持って行うこととし、甲は関与しないものとする。

① 乙が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、事業協同組合等は、事業協同組合等が甲から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、乙に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約が、乙と事業協同組合等の間の債権譲渡契約において定められていること。

なお、一定割合の部分は、当該工事の下請割合、下請代金支払方法等を勘案して、乙と事業協同組合等の間で任意に定めるものとし、甲は関与しないものとする。

② 乙が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、事業協同組合等は、事業協同組合等が甲から受け取る当該工事請負代金額から乙への貸付金を精算の上、残余の部分を乙に代わって下請負人等に支払う旨の特約が、乙と事業協同組合等の間の債権譲渡契約において定められていること。

ただし、事業協同組合等の事務体制にかんがみ、当分の間は、融資時に前項の下請負人等への支払計画等の提出を行い、かつ、事業協同組合等と乙との間の債権譲渡契約において、事業協同組合等が甲から受け取る当該工事請負代金額から乙への貸付金を精算の上、乙の倒産による任意整理に

において、残余の部分を事業協同組合等が乙に代わって下請負人等に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って支払を行うこととする旨が定められている方式も認めることとする。この場合には、事業協同組合等の事務体制を整備の上、①又は②への移行を図るようにすることとしているので念のため申し添える。

7 譲渡債権が担保する範囲

本制度に係る譲渡債権は、事業協同組合等の乙に対する当該工事に係る貸付金及び乙倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、事業協同組合等が乙に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

8 債権譲渡承諾書交付までの日数等

(1) 債権譲渡承諾書交付までの日数

甲は、(3)の場合を除き、乙から債権譲渡の承諾の申請書類を受理した日より1週間（末日が行政機関の休日に当たるときは、「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第2条に定める取扱いとする。以下「交付期限」という。）以内に承諾するものとする。

(2) 交付期限までに交付できない場合の措置

(1)にかかわらず、やむを得ない事情で、交付期限までに乙に対し債権譲渡承諾書を交付できない場合には、甲は、その旨を速やかに乙に連絡するものとする。

(3) 承諾を行わない場合の取扱い

甲は、申請にかかる工事が記2に規定する対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。この場合においては、甲は承諾を行わない旨を速やかに乙に連絡するものとする。

9 その他

本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるため、甲においては、債権譲渡を申請したことをもって、乙の経営状態が不安定であるとみなし、また、指名等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意されたい。

また、当然のことであるが、本制度に係る債権譲渡によって乙の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではないことを申し添える。

附 則

この通達は、平成14年12月18日から適用する。

(別 紙)

大臣官房会計課長	大臣官房官庁営繕部長
自動車交通局長	港湾局長
航空局長	北海道局長
海上保安庁長官	気象庁長官
高等海難審判庁長官	国土技術政策総合研究所副所長
沖縄総合事務局総務部長	北海道運輸局長
東北運輸局長	北陸信越運輸局長
関東運輸局長	中部運輸局長
近畿運輸局長	神戸運輸監理部長
中国運輸局長	四国運輸局長
九州運輸局長	九州運輸局次長
北海道開発局長	
東北地方整備局長	東北地方整備局副局長
関東地方整備局長	関東地方整備局副局長
北陸地方整備局長 (建設)	北陸地方整備局長 (港湾空港)
中部地方整備局長	中部地方整備局副局長
近畿地方整備局長	近畿地方整備局副局長
中国地方整備局長	中国地方整備局副局長
四国地方整備局長	四国地方整備局次長
九州地方整備局長	九州地方整備局副局長
東京航空局長	大阪航空局長
海上保安大学校長	海上保安学校長
第一管区海上保安本部長	第二管区海上保安本部長
第三管区海上保安本部長	第四管区海上保安本部長
第五管区海上保安本部長	第六管区海上保安本部長
第七管区海上保安本部長	第八管区海上保安本部長
第九管区海上保安本部長	第十管区海上保安本部長
第十一管区海上保安本部長	気象研究所長
気象衛星センター所長	札幌管区気象台長
仙台管区気象台長	東京管区気象台長
大阪管区気象台長	福岡管区気象台長
沖縄気象台長	神戸海洋気象台長

平成14年12月18日
国官会第1812号
国地契第61号
国官技第230号
国営計第138号

別紙あて

国土交通大臣官房会計課長
国土交通大臣官房地方課長
国土交通大臣官房技術調査課長
国土交通大臣官房営繕計画課長

公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱いについて

建設投資の低迷や金融機関による不良債権処理の加速等により、建設業は非常に厳しい環境に直面し、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は資金繰りの悪化及び連鎖倒産等の問題に直面している。

こうした状況を踏まえ、このたび中小・中堅元請建設強者への資金供給の円滑化及び下請保護を図るため、建設業者が有する公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した事業協同組合（事業協同連合会組合等を含む）又は民法上の公益法人である建設業者団体（以下「事業協同組合等」という。）による転貸融資と財団法人建設業振興基金の債務保証を組み合わせた方式（下請セーフティネット債務保証事業）については、今後「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成14年12月18日付け国官会発第1811号、国地契発第59号、国総振発第140号。以下「官房長通達」という。）によることとされたところであるが、公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱いについては、今後下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

なお、「未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱いについて」（平成11年1月28日付け建設省厚契発第9号、建設省技調発第20号）は、廃止する。

記

1 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高（官房長通達2(2)①にあっては、最終年度の工事に係る出来高）が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

なお、承諾に当たっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書（様式1）の受領をもって足りることとする（出来高の査定ではない）。

2 債権譲渡の対抗要件

債権譲渡が、元請負人（以下「乙」という。）の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「甲」という。）の有効な日付ある承諾を得ることで第三者に対抗できる。

（参考） 民法施行法第5条

一～四 （略）

五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附ヲ以テ其証書ノ確定日附トス

3 履行保証との関係

履行保証を付した工事のうち、甲が「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成7年6月30日付け建設省会発第365号、建設省厚契発第30号）、「工事請負契約について（依命通達）」（平成8年3月1日付け官会第261号）又は「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成7年9月18日付け北開局工第80号）に定める役務的保証を必要とするものについては、本制度の対象外とする。

保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、当該譲渡に関する保証人の承諾書を提出させるものとする。

4 融資時の出来高確認

融資時の譲渡債権の担保価値の査定は、事業協同組合等が行うこととされているので、担保価値の査定のための出来高の確認を行う必要はない。

5 契約変更が行われた場合

契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、別添の債権譲渡契約証書（様式3-①、3-②）第1条第1項(5)及び(7)の金額は変更後のものとする。

6 債権譲渡の承諾の申請書類

債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、以下の書類を乙から提出させるものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書（様式2）3通

(2) 乙と事業協同組合等の調印済の債権譲渡契約証書（様式3）の写し1通

官房長通達6(2)①、②の措置を講じるときは様式3-①が、同通達6(2)ただし書による措置を講じるときは様式3-②が使用されていることを確認すること。

(3) 工事履行報告書（様式1）

- (4) 発行日から3ヶ月以内の乙及び事業協同組合等の印鑑証明書各1通
- (5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人の承諾書

7 債権譲渡の承諾の決済処理手順等

- (1) 申請書類等受理担当課は別表のとおりとする。
- (2) 申請書類等受理担当課は申請書類を添付して以下の手順で処理を行うものとする。
 - ① 申請書類等受理担当課は申請書類受理後、速やかに甲の承諾のための手続を行うものとする。
 - ② 申請書類等受理担当課は本制度専用の債権譲渡整理簿（様式4）により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理すること。
 - ③ 申請書類等受理担当課は申請書類受理後、速やかに支出官に報告すること。
 - ④ 申請書類等受理担当課は債権譲渡の承諾後、甲の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式2）2通を乙に交付すること。

8 申請書類等の確認に際して留意すべき事項

申請書類等の確認に際して留意すべき事項は以下のとおりとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式2）
譲渡対象債権の金額（申請時時点）が工事請負契約に基づき乙が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。
- (2) 債権譲渡契約証書（様式3）の写し
官房長通達6に従った下請保護方策が講じられていることを確認すること。
- (3) 工事履行報告書（様式1）
工事進捗率が2分の1以上であることを確認すること。
- (4) 乙及び事業協同組合等の印鑑証明書
 - ① 債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合すること。
 - ② 乙及び事業協同組合等が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において（申請書類は個別に提出させる）、申請書類等の提出を受けた日から起算して3ヶ月以内に発行された印鑑証明書が既に申請書類等受理担当課に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができるものとする。

9 債権譲渡先

債権譲渡の対象先として想定される事業協同組合等の名簿については、別途連絡する。

10 融資実行の報告書の要求

乙及び事業協同組合等が、甲による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて甲に融資実行報告書（様式5）の提出をさせるものとする。

11 工事請負代金の振込先の変更について

融資実行報告書（様式5）を受理した場合は、遅滞なく振込先を事業協同組合等の指定口座に変更する手続をとること。

12 事業協同組合等からの債権金額の請求

債権譲渡を受けた事業協同組合等からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。

- (1) 工事請負代金請求書（様式6）1通
- (2) 甲の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式2）の写し1通
- (3) 発効日から3ヶ月以内の乙及び事業協同組合等の印鑑証明書1通
- (4) 債権譲渡契約証書（様式3）の写し1通

本債権譲渡が行われた場合には、それ以降は乙及び譲渡を受けた事業協同組合等は工事請負契約書第37条に基づく部分払を請求することはできないものとする。

なお、当然のことであるが、事業協同組合等は甲による検査に合格し、引渡を行った場合にのみ、債権金額の請求ができるので、念のため申し添える。

13 工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項

- (1) 工事請負代金請求書（様式6）

請求金額が官房長通達3に規定した譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において規定されている債権金額と一致していること等を確認すること。

- (2) 債権譲渡承諾書（様式2）の写し
8(1)の規定に留意すること。
- (3) 乙及び事業協同組合等の印鑑証明書
8(4)の規定に留意すること。

14 支払の処理手順

支出官は上記12の(1)~(4)の書類等に基づき、支出決議のうえ支払を行うこと。

附 則

この通達は、平成14年12月18日から適用する。

(別添一覧)

申請書等受理担当課一覧 (別表)

工事履行報告書 (様式 1)

債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書 (様式 2)

債権譲渡契約証書 (様式 3 - ①、3 - ②)

債権譲渡整理簿 (様式 4)

融資実行報告書 (様式 5)

工事請負代金請求書 (様式 6)

金銭消費貸借契約書

支払状況・支払計画書

下請負人等の受益の意思表示 (工事業者用)

下請負人等の受益の意思表示 (資材業者用)

(別 紙)

大臣官房会計課長

自動車交通局長

航空局長

海上保安庁長官

高等海難審判庁長官

沖縄総合事務局総務部長

東北運輸局長

関東運輸局長

近畿運輸局長

中国運輸局長

九州運輸局長

北海道開発局長

東北地方整備局長

関東地方整備局長

北陸地方整備局長 (建設)

中部地方整備局長

近畿地方整備局長

中国地方整備局長

四国地方整備局長

九州地方整備局長

東京航空局長

海上保安大学校長

第一管区海上保安本部長

第三管区海上保安本部長

第五管区海上保安本部長

第七管区海上保安本部長

第九管区海上保安本部長

第十一管区海上保安本部長

気象衛星センター所長

仙台管区気象台長

大阪管区気象台長

沖縄気象台長

大臣官房官庁営繕部長

港湾局長

北海道局長

気象庁長官

国土技術政策総合研究所副所長

北海道運輸局長

北陸信越運輸局長

中部運輸局長

神戸運輸監理部長

四国運輸局長

九州運輸局次長

東北地方整備局副局長

関東地方整備局副局長

北陸地方整備局長 (港湾空港)

中部地方整備局副局長

近畿地方整備局副局長

中国地方整備局副局長

四国地方整備局次長

九州地方整備局副局長

大阪航空局長

海上保安学校長

第二管区海上保安本部長

第四管区海上保安本部長

第六管区海上保安本部長

第八管区海上保安本部長

第十管区海上保安本部長

気象研究所長

札幌管区気象台長

東京管区気象台長

福岡管区気象台長

神戸海洋気象台長

(別表)

対象工事	申請書等受理担当課
官庁営繕部の支出負担行為担当官が契約する工事	大臣官房官庁営繕部管理課
官庁営繕部の分任支出負担行為担当官が契約する工事	大臣官房官庁営繕部営繕計画課筑波研究学園都市施設管理センター
国土技術政策総合研究所が契約する工事（港湾空港研究所関係を除く。）	国土技術政策総合研究所総務部会計課
国土技術政策総合研究所が契約する工事（港湾空港研究所関係に限る。）	国土技術政策総合研究所管理調整部管理課
地方整備局（港湾空港関係を除く。）の支出負担行為担当官が契約する工事	地方整備局総務部契約課
地方整備局（港湾空港関係に限る。）の支出負担行為担当官が契約する工事	地方整備局総務部経理調達課
地方整備局（港湾空港関係を除く。）の分任支出負担行為担当官が契約する工事	事務所又は局の出張所の経理担当課
地方整備局（港湾空港関係に限る。）の分任支出負担行為担当官が契約する工事	事務所の経理担当課
地方運輸局が契約する工事	地方運輸局総務部会計課
神戸運輸監理部が契約する工事	神戸運輸監理部総務企画部会計課
航空局が契約する工事	航空局監理部経理補給課
地方航空局が契約する工事	地方航空局総務部経理課
地方航空局空港事務所（新千歳、新東京、東京、名古屋、大阪、関西、福岡、鹿児島及び那覇空港事務所に限る。）が契約する工事	地方航空局空港事務所会計課
航空保安大学校が契約する工事	航空保安大学校会計課
航空保安大学校岩沼研修センターが契約する工事	航空保安大学校岩沼研修センター総務課
航空交通管制部が契約する工事	航空交通管制部会計課
気象庁が契約する工事	気象庁総務部経理課
管区气象台が契約する工事	管区气象台会計課
沖縄气象台が契約する工事	沖縄气象台会計課
気象研究所が契約する工事	気象研究所会計課
気象衛星センターが契約する工事	気象衛星センター会計課
神戸海洋气象台が契約する工事	神戸海洋气象台総務課
海上保安庁が契約する工事	海上保安庁総務部主計課予算執行管理室
海上保安大学校が契約する工事	海上保安大学校事務局会計課
海上保安学校が契約する工事	海上保安学校事務部会計課
管区海上保安本部が契約する工事	管区海上保安本部経理補給部経理課（第四、九、十一管区を除く。）、管区海上保安本部総務部経理課（第四、九管区に限る。）、管区海上保安本部経理課（第十一管区に限る。）
北海道開発局の支出負担行為担当官が契約する工事	北海道開発局開発監理部会計課
北海道開発局の分任支出負担行為担当官が契約する工事	北海道開発局事業振興部防災・技術センター
開発建設部の支出負担行為担当官が契約する工事	開発建設部契約課
開発建設部の分任支出負担行為担当官が契約する工事	事務所庶務課

工事履行報告書 (例)

工 事 名	〇〇〇〇工事		
工 期	平成10年4月30日 ～ 平成11年3月30日		
日 付	平成10年12月〇〇日 (11月分)		
月 別	予 定 工 程 % () は工程変更後	実 施 工 程 %	備 考
平成10年 4月	0.0	0.0 差 (0.0)	
5月	0.0	0.0 差 (0.0)	
6月	2.3	0.8 差 (1.5)	
7月	4.8	4.6 差 (0.2)	
8月	11.3	8.2 差 (3.1)	
9月	18.1	15.1 差 (3.0)	
10月	27.6	32.5 差 (+4.9)	
11月	37.0	66.9 差 (+29.9)	>50%
12月	55.8		
平成11年 1月	76.8		
2月	98.2		
3月	100.0		
(記載欄)			

(備考) 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

(様式2)

債権譲渡承諾依頼書

平成 年 月 日

〔支出負担行為担当官
又は
分任支出負担行為担当官〕御中

請負者
(譲渡人) 住所
氏名

実印

(譲受人) 住所
氏名 ○○○建設業協同組合

実印

譲渡人(以下「甲」という。)と○○○建設業協同組合(以下「乙」という。)間で締結の平成 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」(平成14年12月18日国官会第1811号、国地契第59号、国総振第140号)に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、工事請負契約書に定められた瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

(工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合)

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前金払は、貴殿によるご承諾以降は請求しません。

(工事請負契約締結時に部分払を選択した場合)

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた部分払は、貴殿によるご承諾以降は請求しません。

記

1. 工事名
2. 工事場所
3. 工 期 自 平成 年 月 日
 至 平成 年 月 日
4. (1)請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
 -(2)前払金額 金 円
 -(3)中間前払金額
 及び部分払金額 金 円
 (4)債権譲渡額 金 円 (平成 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

平成 年 月 日

[甲] 御中

[乙] 御中

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

(工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合)

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前金払は、本承諾以降は請求できないものとする。

(工事請負契約締結時に部分払を選択した場合)

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

1. 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4.(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

- 2. 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に別紙の融資実行報告書を提出すること。
- 3. 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。
- 4. 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
- 5. 甲倒産時等の下請負人等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

支出負担行為担当官
又は
分任支出負担行為担当官



確定日付印欄	承諾番号

(様式3-①)

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条（譲渡債権）

甲と□□□□（以下、丙という）との間で平成 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、平成 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 契約日 平成 年 月 日
- (4) 工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- (5) 請負代金額 金 円
- (6) 既受領金額 金 円
- (7) 債権譲渡額 ((5)-(6)) 金 円（平成 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。
- 3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第2条（債権の移転の条件）

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

第3条（契約の効力の発生）

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

第4条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第5条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

第6条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに甲が本件工事請負契約を履行するために使用する下請負人が、甲に対し、本件請負工事について現在有し及び将来確定し取得することあるべき下請工事代金債権または資材納入にかかる売掛債権（以下、下請債権という）を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸金債権以外の債権を担保するものではない。

- 2 前項の下請負人とは、甲が、本件請負工事を履行するために使用する工事業業者（法人、個人を問わない）または資材納入業者（法人、個人を問わない）で、第11条にしたがって受益の意思表示をした者をいう。

第7条（被担保債権の優劣）

（文例1）

被担保債権の中に乙の貸金債権と下請債権とがあるときは、譲渡債権のうち□□%については下請債権が優先し、乙は、下請負人への支払をしたその残額について乙の貸金債権への弁済に充当することができる。

- 2 下請債権が二つ以上あるときには、債権額に応じた按分比例その他乙が公平と認める方法によって支払をするものとし、下請負人は、支払の結果について異議を申し立てることができない。

（文例2）

被担保債権のなかに乙の貸金債権と下請債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、下請負人は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額について、支払を受けることができる。

- 2 （上記第2項と同文）

第8条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行ない、下請負人は丙に対して直接支払を求めることができない。

第9条（弁済の充当等）

乙が前条により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は、以下のとおり行う。

- 2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸金債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還し、下請負人への支払は甲の責任において行う。
- 3 甲に、以下の事由が生じた場合は、工事完成の如何を問わず、乙が丙から受領した金銭については、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は乙の計算において行う。この場合、下請人に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

- (1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (3) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合
- 4 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。
- 5 乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。
なお、残額があるときは、乙は甲に、その残額を引き渡さなければならない。

第10条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は下請負人への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第11条（受益の意思表示）

下請負人は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、平成 年 月 日までに、甲と連署した書面により、下請債権を被担保債権とする第6条の担保権の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

- 2 下請負人が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。
- 3 第9条第2項の場合、乙が甲に対して乙の貸金債権への弁済充当後の残額を甲に返還したときは、下請負人は、乙に対して下請債権の請求をすることはできない。

第12条（説明請求）

下請負人は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第13条（合意解約の禁止）

甲と乙とは、下請負人が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解約することができない。

第14条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

平成 年 月 日

～ 住 所 ～

債権譲渡人（甲）

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

実印

～ 住 所 ～

債権譲受人（乙）

〇〇〇建設業協同組合

代表理事 □□ □□

実印

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条（譲渡債権）

甲と□□□□（以下、丙という）との間で平成 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、平成 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 契約日 平成 年 月 日
- (4) 工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- (5) 請負代金額 金 円
- (6) 既受領金額 金 円
- (7) 債権譲渡額 ((5)-(6)) 金 円 (平成 年 月 日現在見込額)

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。
- 3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第2条（債権の移転の条件）

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

第3条（契約の効力の発生）

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

第4条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第5条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

第6条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸金債権以外の債権を担保するものではない。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸金債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還することとする。

第7条（下請保護規定）

乙が丙より受け取る譲渡債権金額から前条に規定する乙の貸金債権を精算の上、甲の倒産による任意整理において、債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って乙は残余の部分を甲に代わって下請負人等に支払うこととする。

第8条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は前条に規定する下請負人への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第9条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

平成 年 月 日

～ 住 所 ～

債権譲渡人（甲）

□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

実印

～ 住 所 ～

債権譲受人（乙）

〇〇〇建設業協同組合

代表理事 □□ □□

実印

債権譲渡整理簿

承 諾 番 号	申 請 日 年 月 日	承 諾 日 年 月 日	工 事 名	請 負 者	請 負 額 (千円)	債 権 譲 渡 先

工事請負代金請求書

平成 年 月 日

支出官〇〇局

〇〇部長 〇〇殿

(債権譲受人) 住所

氏名

〇〇〇建設業協同組合



平成 年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

記

一. 請求金額

金 _____ 円

ただし、〇〇工事の代金

(内訳)

- (1)請負代金額 ¥ _____
- (2)前払金受領済額 ¥ _____
- (3)中間前払金受領済額
及び部分払金受領済額 ¥ _____
- (4)履行遅滞の場合における損害金等 ¥ _____
- (5)今回請求金額 ¥ _____

二. 承認番号

三. 支払口座等

- 1. 振込希望金融機関名
〇〇銀行▲▲本支店
- 2. 預金の種別、口座番号
××預金××××××××
- 3. 口座名義
(ふりがな)
××××
- 4. 請求者の連絡先
住 所
電 話
ファックス

◆金銭消費貸借契約書◆

〇〇〇建設業協同組合（以下、甲という）と□□□□□株式会社（以下、乙という）とは、次のとおり、金銭消費貸借契約を締結した。

第1条（借入れ金額と条件）（例示）

甲は乙に対して、平成 年 月 日、金□□□□□千円を、以下の条件で貸し渡し、乙はこれを借受けて受け取った。

- (1) 貸金用途
- (2) 借入金額
- (3) 弁済期 平成 年 月 日、期日一括返済
- (4) 利率及び利息支払方法 利率は、年 %とし、利息の支払いは、借入日に、借入の翌日から返済期日に至るまでの分を前払とし、借入金額から天引きの方法で支払う。

第2条（繰上返済）

乙は、返済期日が到来する以前に、借入金額の全部または一部を返済することができる。

2. 前項の返済金額が、乙の債務の全部を消滅させるに足りないときには、甲は甲が適当と認める順序方法により充当することができる。

第3条（期限の利益の喪失）

乙について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、乙は甲から通知勧告等がなくても甲に対する一切の債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

- (1) 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 仮差押、差押または滞納処分を受けたとき。
2. 次の各場合には、乙は、甲の請求によって甲に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。
- (1) 乙が債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - (2) 乙が、第5条に定める担保の提供をしないとき、若しくは別に定めた債権譲渡契約に違反したとき。
 - (3) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第4条（遅延損害金）

乙が期限の利益を喪失したときには、その時における元金及び利息の合計額に対して、期限の利益を

喪失したときから支払済に至るまで、年□□□%の割合で遅延損害金を支払う。

第5条（担保）

この契約に基づいて甲が乙に対して取得する債権の担保は、甲乙間で平成 年 月 日付け別途締結済の債権譲渡契約に係る工事請負代金債権とする。

2. 甲がさらに担保を必要と判断して請求したときは、乙は、甲に対して、直ちに甲の承認する担保を差し入れる。

第6条（報告義務）

乙の住所や代表者の変更があった場合、乙の経営に関して重大な変化があった場合等においては、乙は甲に対して速やかに報告するものとする。甲が乙に対して、報告を求めた場合も同様とする。

第7条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

平成○年○月○日

	住所		
貸主（甲）	○○○建設業協同組合		
	代表理事	□□ □□	印
	住所		
借主（乙）	□□□□□株式会社		
	代表取締役	□□ □□	印

支払状況・支払計画書

平成 年 月 日

組合 御中

発注者名

工事名

(構成員)

契約金額

印

工事代金支払項目 下請工種又は資材名 1 下請代金 2 資材代金	全所要数量		支払済み		支払予定		支払先 (名称/所在地/電話)
	全所要金額	千円	月日	金額	月旬	金額	
1		千円				千円	<名称>
2							<所在地>
							<電話>
1		千円					<名称>
2							<所在地>
							<電話>
1		千円					<名称>
2							<所在地>
							<電話>
1		千円					<名称>
2							<所在地>
							<電話>
合計又は次葉繰越高							

該当する番号に○をつけてください。

(ご注意)
支払予定欄の月旬は、以下の区分によりご記入ください。
上旬:1~10日 中旬:11日~20日 下旬:21~月末

◆下請負人の受益の意思表示◆

(工事業者用)

平成 年 月 日

〇〇〇建設業協同組合 御中

～ 住 所 ～

□□□□□有限公司

代表取締役 □□ □□

印

～ 住 所 ～

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

印

1 □□□□□有限公司（以下、甲という）は、〇〇〇建設業協同組合（以下、乙という）と□□□□□株式会社（以下、丙という）との間で平成 年 月 日に締結された債権譲渡契約（以下、単に債権譲渡契約という）について、同契約書の各条項を承認したうえで、同契約書第11条第1項に規定する受益の意思表示をします。この場合、譲渡債権によって担保される甲の丙に対する債権は、下記のとおりです。

なお、甲と丙とは、後記記載の各条項を遵守します。

記

(被担保債権の表示)

丙が□□□□との間で平成 年 月 日に締結した工事請負契約を履行するため、甲を下請負人として使用する請負工事について、甲が丙に対して現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の下請工事代金債権

(下請工事代金債権の表示)

工事名

工事場所

工期

請負った工事の内容

請負代金額

2 乙が、債権譲渡契約の各条項に基づいて行う、乙の債権への弁済の充当並びに乙による甲に対する前記下請工事代金債権についての支払に関しては一切異議なくこれに従います。

- 遵守事項 -

- 1 甲は下請工事の概要及び下請工事代金債権の内容について、乙に対して、遅滞なく通知すること。
新たに丙と下請契約を締結したときにも、同様とする。
- 2 乙が、甲への支払手続につき、甲又は丙の協力を必要とする場合は、甲又は丙は直ちに乙に協力すること。なお、この場合必要となる費用については甲又は丙が負担すること。
- 3 甲と丙とは、乙の甲への支払手続を容易ならしめるため、下請契約を書面で行う等、甲と丙との債権債務関係を明確にするよう努めること。

留意事項

この書面にも確定日付をとっておくことが望ましい。

◆下請負人の受益の意思表示◆

(資材業者用)

平成 年 月 日

〇〇〇建設業協同組合 御中

～ 住 所 ～

□□□□□有限公司

代表取締役 □□ □□

印

～ 住 所 ～

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

印

1 □□□□□有限公司（以下、甲という）は、〇〇〇建設業協同組合（以下、乙という）と□□□□□株式会社（以下、丙という）との間で平成 年 月 日に締結された債権譲渡契約（以下、単に債権譲渡契約という）について、同契約書の各条項を承認したうえで、同契約書第11条第1項に規定する受益の意思表示をします。この場合、譲渡債権によって担保される甲の丙に対する債権は、下記のとおりです。

なお、甲と丙とは、後記記載の各条項を遵守します。

記

(被担保債権の表示)

丙が□□□□との間で平成 年 月 日に締結した工事請負契約を履行するため、甲が納入する資材について、甲が丙に対して現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の資材代金についての売掛代金債権

(下請工事の内容と納入する資材の表示)

工事名

工事場所

工期

納入予定の資材

受注金額

2 乙が、債権譲渡契約の各条項に基づいて行う、乙の債権への弁済の充当並びに乙による甲に対する前記売掛代金債権についての支払に関しては一切異議なくこれに従います。

- 遵守事項 -

- 1 甲は資材納入の受注の内容について、乙に対して、遅滞なく通知すること。新たに丙と契約を締結したときにも、同様とする。
- 2 乙が、甲への支払手続につき、甲又は丙の協力を必要とする場合は、甲又は丙は直ちに乙に協力すること。なお、この場合必要となる費用については甲又は丙が負担すること。
- 3 甲と丙とは、乙の甲への支払手続を容易ならしめるため、契約を書面で行う等、甲と丙との債権債務関係を明確にするよう努めること。

留意すべき点

この書面にも確定日付をとっておくことが望ましい。

国総振第156号
平成14年12月18日

（改正
国総振第186号
平成15年2月25日）

財団法人建設業振興基金理事長殿

国土交通省総合政策局長

工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る債務保証対象の拡充について

従来、貴基金におかれては、中小・中堅建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護を図るため、中小・中堅建設業者が有する公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した転貸融資に対し、最大4,000億円程度の債務保証等を行う事業（下請セーフティネット債務保証事業）の適正な運用に努めていただいているところである。

このたび、建設投資の低迷や金融機関の不良債権処理の加速等に伴い、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者の資金繰りが一層悪化することが懸念される中、中小・中堅建設業者の資金ニーズの高まりに的確に対応すべく、下請セーフティネット債務保証事業の対象工事について、社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を追加する措置を講ずることとした。

については、新たな措置に係る事業（以下「新事業」という。）について、下記に定めるところにより、その適正な実施に遺漏なきを期するとともに、事業協同組合等及び対象工事を発注する民間事業者に対し、新事業を含めた下請セーフティネット債務保証事業の活用のため周知徹底を図られたい。

記

1 新事業の概要

新事業は、社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を受注・施工している中小・中堅建設業者（以下「元請負人」という。）の資金調達の円滑化を図るため、元請負人が、その有する当該民間工事に係る工事請負代金債権（その譲渡を当該工事の発注者が認めたものに限る。）を担保として、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は民法上の公益法人である建設業者団体（以下「事業協同組合等」という。）から融資を受ける場合に、事業協同組合等が金融機関から転貸融資資金を借り入れる際の債務保証を財団法人建設業振興基金が行うことができるものとする。また、事業協同組合等は融資に際し、元請負人の下請負人等への支払状況等を確認するとともに、万が一元請負人が倒産に至った場合には、事業協同組合等が元請負人に代わって下請負人等への支払を行う。

2 債権譲渡関係

(1) 債権譲渡の対象工事

社会全体の効用を高める施設に関する民間工事に係る工事請負代金債権を対象とする。

社会全体の効用を高める施設に関する民間工事とは、電気事業、ガス事業、鉄道事業、電気通信事業、社会福祉事業、教育事業及び医療事業の用に供する施設その他の財団法人建設業振興基金が認めた施設に関する工事とする。

(2) 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件工事請負契約書に定められた工事請負代金額（契約変更により請負代金額に増減が生じた場合にあっては、変更後の額）から本件工事請負契約に基づき発注者が請求できる額等を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約に定められた工事請負代金額から本件工事請負契約に基づき発注者が請求できる違約金等の金額を控除した額とする。

なお、事業協同組合等と元請負人の間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には元請負人が事業協同組合等に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない旨を定めることとする。

(3) 債権譲渡の承諾

元請負人が債権譲渡を行うに当たっては、発注者の承諾を得るものとする。

(4) 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合等であって、中小・中堅建設業者への貸付事業を行う者とする。

(5) 債権譲渡の対抗要件

発注者及び第三者に対する対抗要件具備のため、元請負人及び事業協同組合等は、債権譲渡を元請負人の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期に行うこととし、かつ、発注者の債権譲渡承諾書に必ず確定日付を得るものとする。

(6) 履行保証との関係

履行保証を付した工事にあつては、発注者が役務的保証を必要とするものについては本制度の対象外とする。

保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、元請負人はあらかじめ保証人の承諾を得ることとする。

(7) 融資時の出来高確認

融資時の譲渡債権の担保価値を査定するために行う融資時の出来高の確認は、原則として当該融

資を行う事業協同組合等が行うものとする。ただし、実情に応じて発注者が行うことも差し支えない。

なお、財団法人建設業振興基金は、その被保証者たる事業協同組合等の申し出により、事業協同組合等に対し、出来高確認を行うのに要した事務費の全部又は一部についての助成を行うことができるものとする。

(8) 譲渡債権が担保する範囲

本制度に係る譲渡債権は、事業協同組合等の元請負人に対する当該工事に係る貸付金及び元請負人倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、事業協同組合等が元請負人に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

なお、この場合、倒産とは以下の場合をいう。

- ① 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ③ その他元請負人が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

(9) 債権譲渡の通知

元請負人及び事業協同組合等は発注者による債権譲渡の承諾を受け、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書を提出することとする。

(10) 工事請負代金の振込先の変更について

発注者は融資実行報告書を受理した場合は、遅滞なく振込先を事業協同組合等の指定口座に変更することとする。

3 その他

本通達に定めのない事項の取扱いについては、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日建設省建振発第8号）等に準じて、適切に対処されたい。

附 則

この通達は、平成14年12月18日から適用する。

附 則〔平成15年2月25日付け国総振第186号抄〕

この通達は、平成15年2月25日から適用する。

国総振第112号

平成13年12月20日

財団法人 建設業振興基金
理事長 藤原良一 殿

国土交通省総合政策局
建設振興課長 荒川光弘

未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した 融資制度に係る債権保証対象の拡充について

未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度については、平成13年度補正予算において、近時の建設投資の低迷、金融機関による不良債権処理の促進等により、建設業が非常に厳しい経営環境に直面していることを踏まえ、下請負人等の資金調達の一層の円滑化を図るため、債務保証の対象に、新たに、下請負人等の元請負人に対する未完成公共工事に係る工事請負代金債権を担保にして事業協同組合等が下請負人等に融資する場合を追加する措置を講ずることとした。

については、新たな措置に係る事業（以下「新事業」という。）について、下記に定めるところにより、その適正な実施に遺漏なきを期するとともに、中小・中堅建設業者及び事業協同組合等に対し、新事業を含めた本制度の活用のための周知徹底を図られたい。

記

1. 新事業の概要

新事業は、下請負人等（元請負人（公共事業の発注者から直接工事を請け負っている建設業者をいう。以下同じ。）から当該工事の一部を直接下請けしている中小・中堅の建設業者又は資材業者をいう。以下同じ。）の資金調達の円滑化を図るため、当該下請負人等が、その有する当該公共工事に係る工事請負代金債権（その譲渡を元請負人が認めたものに限る）を担保として、事業協同組合等から融資を受ける場合に、財団法人建設業振興基金が、事業協同組合等による金融機関からの転貸融資資金の借入れの際の債務の保証を行うものである。

2. 債権譲渡関係

（1）債権譲渡の対象債権

公共工事に係る元請負人に対する工事請負代金債権とする。

(2) 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件下請工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書（国土交通省総合政策局建設業課の認定を受けた「工事下請基本契約約款」に従い作成された契約書である場合を想定する。）により引渡しをする出来形部分に相応する工事請負代金額（契約変更により請負代金額に増減が生じた場合にあっては、変更後の額）から前払金、部分払金及び本件工事請負契約に基づき元請負人が請求できる額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約により引渡しをした出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約に基づき元請負人が請求できる違約金等の金額を控除した額とする。なお、控除する金額の範囲は、債権譲渡承諾書において明らかにするものとする。

(3) 債権譲渡の承諾

下請負人等が債権譲渡を行うに当たっては、元請負人の承諾を得るものとする。

なお、財団法人建設業振興基金は、債権譲渡承諾依頼書等において、元請負人が公共工事に係る工事請負代金債権を担保として事業協同組合等から既に融資を受けている場合においては、元請負人が当該工事に係る下請負人等からの債権譲渡の承諾の依頼を認めてはならない旨を、定めるものとする。

(4) 債権譲渡先

債権譲渡先は、組合員等の加入が広く認められること、組合員等の経営状態を熟知していること、建設業に精通していること等にかんがみ、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は民法上の公益法人である建設業者団体（以下「事業協同組合等」という。）であって、中小・中堅建設業者への貸付事業を行う者とする。

(5) 債権譲渡の対抗要件

元請負人及び第三者に対する対抗要件具備のため、下請負人等及び事業協同組合等は、債権譲渡を下請負人等の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期に行うこととし、かつ、元請負人の債権譲渡承諾書に必ず確定日付を得るものとする。

(6) 融資時の出来高確認

融資時の譲渡債権の担保価値を査定するために行う融資時の出来高の確認は、当該融資を行う事業協同組合等が行うものとする。ただし、元請負人が行うことも差し支えない。

この場合において、財団法人建設業振興基金は、その被保証者たる事業協同組合等の申し出により、事業協同組合等に対し、出来高確認を行うのに要した事務費の全部又は一部についての助成を行うことができるものとする。

(7) 譲渡債権が担保する範囲

本制度に係る譲渡債権は、事業協同組合等の下請負人等に対する当該工事に係る貸付金を担保する

ものであって、事業協同組合等が下請負人等に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

(8) 下請代金の振込先の変更

財団法人建設業振興基金は、債権譲渡承諾依頼書等において、下請負人等と事業協同組合等との間の債権譲渡が行われたときは、元請負人が下請代金の振込先を事業協同組合等の指定口座に遅滞なく変更しなければならない旨を、定めるものとする。

(9) 請負代金額の変更の通知

財団法人建設業振興基金は、債権譲渡承諾依頼書等において、元請負人と下請負人等との間の工事請負契約の変更により、その請負代金額に増減が生じたときは、下請負人等が事業協同組合等に変更後の工事請負契約書の写しを提出しなければならない旨を、定めるものとする。

3. その他の留意点

(1) 預託制度の活用

本制度を活用する場合、保証事業会社及び勤労者退職金共済機構の預託制度を活用することもできるので、その旨周知徹底されたい。

(2) 債権譲渡承諾依頼書等の書式等

債権譲渡承諾依頼書等の書式等については、事業協同組合等ごとに定めることとなるが、参考までに考えられる契約書式・契約書等の例を別添のとおり添付する。

- ① 債権譲渡契約証書（様式1）
- ② 債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書（様式2）
- ③ 金銭消費貸借契約書（様式3）
- ④ 工事請負代金請求書（様式4）

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条（譲渡債権）

甲と△△△△（以下、丙という）との間で平成 年 月 日に締結した工事下請基本契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、平成 年 月 日、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

- (1) 工事名（公共工事）
- (2) 工事場所
- (3) 公共工事発注者名
- (4) 契約日 平成 年 月 日
- (5) 工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- (6) 請負代金額 金 円
- (7) 既受領金額 金 円
- (8) 債権譲渡額 ((6)-(7)) 金 円（平成 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、工事下請契約約款第34条の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の甲に対する請求権に基づく金額を控除した額とする。また、契約が解除された場合においては、工事下請基本契約約款第44条第4項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の甲に対する請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 前項(6)及び(8)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写し、注文書等変更を証する書面を提出するものとする。
- 3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写し、注文書等変更を証する書面を提出するものとする。

第2条（対抗要件の具備）

甲は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

第3条（契約の効力の発生）

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

第4条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗

弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第5条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

第6条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて甲が乙に対して負担する借入金債務（以下、甲の借入金債務という）を担保するためであって、甲が乙に対して負担するその他の債務を担保するものではない。

第7条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、甲は丙に対して直接支払を求めることができない。

第8条（弁済の充当等）

甲が丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は甲の借入金債務への弁済に充当した残額を甲に返還する。

第9条（期限の利益喪失）

甲について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、甲は乙から通知催告等がなくても乙に対する一切に債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなくてはならない。

- (1) 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 仮差押、差押または滞納処分を受けたとき。

2 次の各場合には、甲は、乙の請求によって乙に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

- (1) 甲が債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- (2) その他、甲が債権保全を必要とする相当の事由が生じたと判断したとき。

3 前2項により甲が期限の利益を失った場合は、工事完成の如何を問わず、乙が丙から受領した金銭については、甲の借入金債務への弁済の充当並びに甲への支払いは乙の計算において行う。

第10条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全又は行使につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第11条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

平成 年 月 日

債権譲渡人（甲）
下請負人

～ 住 所 ～

□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□



債権譲受人（乙）

～ 住 所 ～

〇〇〇建設業協同組合

代表理事 □□ □□



(様式2)

債権譲渡承諾依頼書

平成 年 月 日

(発注者) 御中

(譲渡人) 住所

氏名

実印

(譲受人) 住所

氏名

〇〇〇建設業協同組合

実印

請負者(以下「甲」という。)が発注者(貴殿)に対して有する工事下請基本契約書〔貴殿と甲との間で締結された平成 年 月 日付の工事請負契約書又は、注文請書〕に基づく下記の工事請負代金債権を、〇〇〇建設業協同組合(以下「乙」という。)に譲渡することにつき、承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するものとします。

なお、工事下請基本契約約款第42条に規定する瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

又、ご承諾を賜りました場合は、下記工事請負代金のお支払いにつきましては、乙の下記振込口座にお振込下さい。

記

1. 工事名(公共工事)

2. 工事場所

3. 公共工事発注者名

4. 工 期 自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

5. (1)請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

-(2)前払金額 金 円

-(3)既部分払額 金 円

(4)債権譲渡額 金 円 (平成 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

[振込口座]

1. 振込希望金融機関名

〇〇銀行▲▲本支店

2. 預金の種別、口座番号

××預金××××××××

3. 口座名義

(ふりがな)

××××

債 権 譲 渡 承 諾 書

平成 年 月 日

[甲] 御中

[乙] 御中

上記につき、工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗出来る旨及び下記事項について異議を留めて、工事下請基本契約約款第14条第1項ただし書の規定により承諾する。

また、当社は公共工事に係る譲渡債権を担保として事業協同組合等から融資は受けていないことを確認し、今後いかなる事由が生じても債権譲渡をしないことを確約する。

なお、本承諾によって工事下請基本契約約款第42条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

記

1. 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、工事下請基本契約約款第34条の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の甲に対する請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、工事下請基本契約約款第44条第2項、第3項、第4項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の甲に対する請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書5.(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

2. 甲、乙及び当社は譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

(発 注 者)

印

確定日付印欄

要

(様式3)

◆金銭消費貸借契約書◆

〇〇〇建設業協同組合（以下、甲という）と□□□□株式会社（以下、乙という）とは、次のとおり、金銭消費貸借契約を締結した。

第1条（借入れ金額と条件）（例示）

甲は乙に対して、平成 年 月 日、金□□□□円を、以下の条件で貸し渡し、乙はこれを借受けて受け取った。

- (1) 資金用途
- (2) 借入金額 金 円
- (3) 弁済期 平成 年 月 日、期日一括返済
- (4) 利率及び利息支払方法 利率は、年 %とし、利息の支払いは、借入日に、借入日から返済期日に至るまでの分を前払とし、借入金額から天引きの方法で支払う。

第2条（繰上返済）

乙は、返済期日が到来する以前に、借入金額の全部または一部を返済することができる。

2 前項の返済金額が、乙の債務の全部を消滅させるに足りないときには、甲は甲が適当と認める順序方法により充当することができる。

第3条（期限の利益の喪失）

乙について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、乙は甲から通知勧告等がなくても甲に対する一切の債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

- (1) 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 仮差押、差押または滞納処分を受けたとき。

2 次の各場合には、乙は、甲の請求によって甲に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

- (1) 乙が債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- (2) 乙が、第5条に定める担保の提供をしないとき、または別に定めた債権譲渡契約に違反したとき。
- (3) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第4条（遅延損害金）

乙が期限の利益を喪失したときには、その時における元金及び利息の合計額に対して、期限の利益を喪失したときから支払済に至るまで、年 %の割合で遅延損害金を支払う。

第5条（担保）

この契約に基づいて甲が乙に対して取得する債権の担保は、甲乙間で平成 年 月 日付別途締結済の債権譲渡契約に係る工事請負代金債権とする。

2 甲がさらに担保を必要と判断して請求したときは、乙は、甲に対して、直ちに甲の承認する担保を差し入れる。

第6条（報告義務）

乙の住所や代表者の変更があった場合、乙の経営に関して重大な変化があった場合等においては、乙は甲に対して速やかに書面により報告するものとする。甲が乙に対して、報告を求めた場合も同様とする。

第7条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

平成 年 月 日

貸主（甲）	住所 ○○○建設業協同組合 代表理事 □□ □□	
借主（乙）	住所 □□□□□株式会社 代表取締役 □□ □□	

(様式4)

工事請負代金請求書

平成 年 月 日

殿

(債権譲受人)

住所

氏名

〇〇〇建設業協同組合

実印

平成 年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

記

一. 請求金額

金 _____ 円

ただし、〇〇工事の代金

(内訳)

(1) 請負代金額	¥ _____
(2) 前払金受領済額	¥ _____
(3) 履行遅滞の場合における損害金等	¥ _____
(4) 今回請求金額	¥ _____

二. 承認番号

三. 支払口座等

1. 振込希望金融機関名

〇〇銀行▲▲本支店

2. 預金の種別、口座番号

××預金××××××××

3. 口座名義

(ふりがな)

××××

4. 請求者の連絡先

住 所

電 話

ファックス

平成13年4月20日

国総建第109号

改正
平成14年4月24日
国総建第109号

各地方整備局建設業主管課長

各都道府県建設業主管課長

あて

下請セーフティネット債務保証付き借入金に係る
経営事項審査の事務取扱いについて

国土交通省総合政策局建設業課長

平成11年1月28日付け建設省経振発第8号「未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」等により創設された未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度（いわゆる「下請セーフティネット債務保証事業」）に係る経営事項審査の事務取扱いについては、以下のとおりとする。

記

1. 平成6年建設省告示第1461号「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」第一の二8における「基準決算における短期借入金、長期借入金、受取手形割引高、社債、転換社債及び新株引受権付社債の合計の額」（以下「有利子負債合計額」という。）に含まれる、元請となる中小・中堅建設業者又は元請建設業者と下請契約を締結した中小・中堅建設業者が下請セーフティネット債務保証事業により事業協同組合等から受けた借入金（以下「下請セーフティネット債務保証付き借入金」という。）の額は、有利子請負合計額から控除することができることとする。
2. 経営状況分析の申請者が、下請セーフティネット債務保証付き借入金の有利子負債合計額からの控除を求める場合においては、経営状況分析申請書（建設業法施行規則様式第25号の8）の余白に「下請セーフティネット債務保証付き借入金の額 ○○○円」と記載して申請を行うこととする。
3. 1により控除することができる金額は、下請セーフティネット債務保証事業により融資を実行した事業協同組合等が別添様式により証明したものに限ることとする。

<様式>

平成 年 月 日

下請セーフティネット債務保証事業に係る融資残高証明書

(指定経営状況分析機関)

財団法人建設業情報管理センター

理事長 ○○ ○○ 殿

○○○○協同組合

理事長 ○○ ○○ 印

○○株式会社に対する平成 年 月 日現在の下請セーフティネット債務保証事業に係る融資残高は○○,○○○,○○○円であることを証明します。

なお、その内訳は以下のとおりであり、各融資に係る債権譲渡承諾依頼書、債権譲渡承諾書及び金銭消費貸借契約証書（これに類するものを含む。）の写しを添付いたします。

発注者	工事名	融資日	弁済期日	融資残高

2 建設業の経営改善に関する緊急対策

建設業の経営改善に関する緊急対策

H10.12.9

建設省

I 基本的考え方

建設投資の低迷の中で、建設業者数の増加、資金繰りや財務体質の悪化、建設市場の国際化による競争の激化など、建設業を取り巻く環境は、近年、かつて見られないような大きな構造変化に直面するとともに、金融機関の再編と体質強化の過程で、貸し渋りや資金の引上げなどが増大しており、昨年7月以降の大手ゼネコンの相次ぐ会社更生申立をはじめとする倒産が急増している。

このような状況を踏まえ、本年1月30日に「建設業の経営改善に関する対策」を取りまとめ、建設業者に対する円滑・適正な資金供給の確保、経営健全化等への支援、受注環境の改善、更生会社の再建と連鎖倒産・労働者対策の機動的な推進等を実施してきたところである。

また、金融機関の抱える不良債権の処理や金融システムを再生させるための金融システムの安定化・信用収縮対策や21世紀を見据えた社会資本の重点的な整備、住宅投資の促進等の景気回復策を柱とする「緊急経済対策」が決定され、これを実行に移すための第3次補正予算が国会に提出されているところである。

もとより、建設業の経営改善、経営破綻への対応については、基本的には、それぞれの企業の自助努力、自己責任で行われるべきものであるが、建設業者の経営不安は、当該会社の問題にとどまらず、関連する下請企業等の連鎖倒産、建設労働者の雇用問題など地域経済の広範な分野に影響を及ぼし、ひいては、わが国の経済や就業構造に取り返しのつかない悪影響を及ぼすおそれがある。

また、中期的に見ても、建設投資の大きな伸びは期待できず、厳しい環境の下での競争が続くことが予想されるが、このような状況であればこそ、不良不適格業者の排除や元請下請取引の適正化等の必要性が従来以上に高まっている。

さらに、本年2月4日の中央建設業審議会の建議においても、今後の建設業の目指すべき方向として、技術と経営に優れた企業が伸びられる透明で競争性の高い市場環境の整備を進めていくことが急務であるとされている。

このため、建設省において、建設業の経営改善に関する対策として、

- 1) 当面の緊急課題に対応する観点から、補正予算による建設業緊急安定化事業の創設、直轄事業における前払金等の支払いの円滑化、保証事業会社における金融保証事業の拡充などの「建設業者に対する円滑な資金供給や信用補完の確保」、「受注環境の改善や受注機会の確保」、「連鎖倒産防止対策・労

- 働者対策等の機動的な推進」などの施策を、
- 2) 公正な競争と適正な取引関係を確保する観点から、発注者支援データベース・システムの積極的活用などによる「不良不適格業者の排除の徹底」や「元請下請関係の適正化」などの施策を、
 - 3) 建設市場の構造変化に対応した建設業の構造改革や不可避と言われている建設業者の再編を進める観点から「企業連携・協業化の促進」、「経営の健全化」、「建設産業の再編」などの施策を推進する。

II 具体的施策

1 緊急経済対策、第3次補正予算等を踏まえた当面の対策

1 建設業者に対する円滑な資金の供給・信用の補完

- (1) 建設業緊急安定化事業の創設～公共事業を担い、地域を支える中小・中堅建設業者への貸し渋り対策、下請保護方策の推進（第3次補正予算）

（財）建設業振興基金に50億円（うち国庫補助分25億円）の新基金を設置し、次のとおり下請セーフティネット債務保証事業を行う。（予算成立後、直ちに（財）建設業振興基金の体制を整備した上で、各事業協同組合等で準備を整え、年度末の資金需要に対応する。）

① 中小・中堅建設業者への貸し渋り対策の推進

事業協同組合等が金融機関から建設業者に対する融資資金を借り入れる場合に、（財）建設業振興基金が債務保証を行う事業を創設（最大2,000億円程度）し、貸し渋り対策を強力に進める。

② 下請保護方策の推進

連鎖倒産防止のため、元請倒産時に事業協同組合等が、元請に代わり下請に支払いをするなどの下請保護方策を講ずる。

- (2) 前払金等の支払の円滑化（11/27通知）

公共工事を受注した建設業者の資金需要に対し、的確かつ迅速に対応するため、国債工事における前金払いの取扱い、中間前金払いに係る認定の簡素化・迅速化、既済部分検査等の簡素化を図る。

① 国債工事における前金払いの取扱い

これまで、1月以降の契約の場合にのみ対応してきた年度末特例（次年度の出来高予定額に相当する前払金も合わせて契約年度において支払うことができる特例）を、今年度（平成10年度）に限って、12月契約分についても、認める。

② 中間前金払いに係る認定の簡素化

中間前金払いについて、資料作成負担の軽減など認定の簡素化を図ることにより、支払の円滑化を図る。また、出来高に含めることのできる対象工事の範囲を明確化し、申請時期の早期化を図る。さらに、中間前金払いに係る認定事務の処理期間の上限を定め、事務処理の迅速化等を図る。

③ 既済部分検査等の簡素化

部分払いの円滑化を図るため、中間技術検査結果の既成部分検査への活用及び既済部分検査実施個

所における完成検査を原則的に省略するなど検査の簡素化を図る。また、既済部分検査の実施に当たって、準備作業の簡素化を図る。

(3) 保証事業会社の保証事業の拡充

① 金融保証事業の拡充（12月中に受付開始）

建設業者が、ゼロ国債による公共工事などの前払金が支出されない場合等の運転資金として、金融機関から貸付を受ける際に、当該貸付について保証事業会社が行う保証の限度額を引き上げる。（15ヶ月予算に係る公共工事の円滑な執行を図るべく、臨時的な措置として、平成12年3月末まで実施。）

〈参考〉金融保証事業における1保証契約者に対する保証限度額

現 行：前払保証金額と通算して10億円

改正案：前払保証金額とは別枠で、金融保証枠を設定。（例：東日本建設業保証(株)で20億円を予定）

② 前払金保証事業の対象工事の拡大（11/1施行）

保証事業会社の行う前払金保証事業の対象工事に、国の無償資金協力を受けて開発途上地域の政府の発注する工事及び測量を追加する。（H10.10.22建設省告示第1850号。）

(4) 完成工事未収入金債権の流動化の促進（12月中に通知を予定）

公共工事代金債権の早期の現金化を図ることを目的として、今年2月に創設された完成工事未収入金債権の流動化について一層の活用促進を図るため、制度の拡充を行う。

① 対象工事の拡充

国土交通省関係公団・事業団からの受託工事等についても、債権譲渡の対象とすることに関し支障が生じないと確認できる場合は、債権譲渡の対象とする。

② 承諾手続等の簡素化

債権譲渡承諾依頼書、請負代金債権信託契約書等の契約書類の押印に当たって、代表取締役から支店長等に対して債権譲渡等の権限が委任されていることが確認できる場合は、支店長印等の押印でも認める等の改正を行う。

(5) 前払金等の拡充・利用拡大（12月中に通知を予定）

依然として、前払金の割合が1～3割となっている地方公共団体等に対し、できる限りの引上げとその早期支払いを行うよう、再度、要請する。また、地方公共団体等の大規模工事等について、前払金の支払い限度額を設定している場合には、その撤廃を要請する。

さらに、地方公共団体等の部分払制度について、出来高検査の一層の簡素化を図るとともに、積極的に部分払いを活用する体制を整えるよう、要請する。

〈参考〉都道府県の前払金の支払状況（H10.10保証事業会社調べ）

① 前払い率を一律40%としているところ	31
② 上記①のうち一定の支払限度額を設定しているところ	3
③ 最高40%だが、請負金額等により40%未満の率が設定されているところ	16
④ 上記③のうち、一定額の支払限度額を設定しているところ	6

(6) 元請下請関係の適正化による下請代金支払の円滑化（11/19通知）

最近の厳しい経営環境を踏まえ、下請代金について、支払いの円滑化の観点から、①契約締結等の適正化、②前払金の支払いの徹底、③現金払いの促進、④手形期間の短縮等の指導の徹底を図る。

また、前払金による下請代金の的確な支払等の確保について、一層の徹底を図るため、保証事業会社において、現在実施されている「使途監査強化月間」の期間中、元請企業への要請、建設工場の現場調査の実施、下請企業への調査などを、積極的に行う。

〈参考〉1 元請企業への要請

① 契約締結等の適正化

- ・建設工事標準下請契約約款等により、適正な工期及び工程の設定を含む契約を締結する。
- ・下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとし、明確な経費内訳による見積書の提出、それを踏まえた双方の協議等の適正な手順によることを徹底する。
- ・工期又は請負代金を変更する必要があるときは、双方の協議等の適正な手順により変更する。

② 前払金の支払等の徹底

- ・前払金の支払を受けたときは、下請企業に対して、必要な費用を前払金として支払う。
- ・下請企業の請求により、下請企業の口座への振込みが可能な旨、周知徹底を図る。

③ 現金払の促進

- ・代金の支払は、できる限り速やかに行うとともに、できる限り現金払とする。
- ・手形払を併用する場合であっても、少なくとも労働費相当分については、現金払とする。
- ・公共工事において、現金による支払があったときは、下請企業に速やかに現金で支払う。

④ 手形期間の短縮

- ・手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とし、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しない。

2 前払金使途監査強化月間の実施

① 期間 平成10年11月20日～12月19日

- #### ② 方法
- ・元請企業を訪問し、前払金の下請への的確な支払、請求書による払出を要請する。
 - ・現場調査の予定を前倒しして実施し、特に書類に記載されている下請企業が施工しているか等を調査する。
 - ・下請企業に対して、元請企業からの代金の支払状況について調査する。

(7) 公的金融機関の活用（関係法律成立後に周知徹底）

金融機関の再編と体質強化の過程で生ずる可能性のある信用収縮に対応するため、緊急経済対策に盛り込まれた施策について、活用方策等を検討した上で、周知徹底を図る。

〈参考〉緊急経済対策に盛り込まれた新たな信用収縮対策等

- ① 日本開発銀行法等の改正（臨時国会に法案提出）
- ② 中堅企業向け信用保証制度の導入（臨時国会の法案提出）
- ③ 日本銀行による金融政策の適切かつ機動的な運営（11/13実施）

2 受注環境の改善や中小・中堅建設業者の受注機会の確保

(1) 補正予算の早期執行

平成10年度第3次補正予算に係る工事の契約を早期かつ適正に行うため、10月2日の公共事業等の施行対策に関する関係閣僚会議等において了解された施工促進の強化策を踏まえ、早期実施に特段の努力を払う。

〈参考〉公共事業等の施行促進の強化策について

① 補助事業に対する概算払いの特例措置

地方公共団体の資金繰りの負担を軽減しつつ、補助事業の円滑な施行を図るため、事業着手時における補助金等の概算払の割合を、補助事業費の4割以内（従前は、補助金の4割以内）に引き上げる。

また、前払金の割合が3割以下となっている地方公共団体に対し、できる限り前払金の割合を上げるとともに、前払金の早期支払いを行うよう要請する。

② 下半期における公共事業等の施行促進

- ・公募型指名競争入札方式等に係る入札期間の短縮
- ・余裕工期の拡大
- ・概算数量発注の積極的実施等
- ・適切な発注ロットの設定

(2) 中小建設業者等の受注機会の確保

第3次補正予算の執行に当たっても、「平成10年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の趣旨を踏まえ、引き続き、中小建設業者等の受注機会の確保に努める。

〈参考〉中小建設業者等の受注機会の確保（平成10年度建設省所管事業の執行についてH10.4.10）

- ① 一般競争入札の客観点数条件の引下げ
- ② 下位ランク業者の上位ランク工事への参入機会の拡大（くい上がり）
- ③ 経常JV制度の活用による上位ランク工事への参入

(3) 等級制度等の見直し（平成11年度）

次期資格審査において、企業評価における工事成績評価の充実を図るとともに、等級区分の統合・発注標準の見直し等を行う。

〈参考〉建設省の例「平成11年度より実施」

- ① 主観点数の改正（技術的難易度の反映、主観点数の比重の拡大）
- ② 等級区分の統合・発注標準の見直し
（一般土木、建築） 等級区分：5等級→4等級

（単位：百万円）

	現 行		改 正 後	
	以上	未満	以上	未満
A	600	～	720	～
B	250	～600	300	～720
C	60	～250	60	～300
D	20	～60		～60
E		～20		

- ③ 指名基準の改正（技術的難易度の反映）

3 会社更生法適用申請に伴う連鎖倒産防止対策・労働者対策等の機動的な推進の徹底

建設業者の倒産等の影響を最小限度に押さえるため、再度、地方公共団体等に対し、更生会社に対する1) 当面の工事継続、2) 資格の再認定等の措置を引き続き実施するとともに、下請企業等の連鎖倒産防止対策及び建設労働者の雇用対策の機動的な実施の徹底を要請する。

① 更生会社の当面の工事の継続の徹底（12/8通知）

更生手続開始の申立をした会社について、1) 当該会社の施工体制や現場の状況等を勘案し、継続して施工することが可能であると判断される工事については、工事の施工を継続させるとともに、2) 当該会社の資格再認定については、更生手続の開始決定が行われた場合には、それ以降の時点を基準として競争参加資格の再認定を速やかに実施するとともに、一旦、再認定を受けた会社については、再審査の結果に基づき、通常の有資格業者と同様の取扱いを行うよう、要請する。

② 連鎖倒産防止対策・労働者対策の機動的な実施の要請（引き続き実施）

関係省庁との連携を更に強化し、下請企業等の連鎖倒産防止対策及び雇用調整助成金の指定業種の適用等の建設労働者の雇用対策の機動的な実施を要請する。

また、建設業者団体に対し、建設労働者の雇用対策制度を活用するよう、指導・助言を行う。

2 建設市場の構造変化に対応した建設業の構造改革

1 不良不適格業者の排除の徹底

監理技術者の専任制等のチェックを徹底することにより、技術力・施工能力を欠くいわゆるペーパーカンパニーや暴力団が経営に関与している企業、必要な技術者の配置を行わない企業等不良不適格業者を排除し、真面目に努力して技術力を向上させようとする優良な建設業者が伸びられる環境の整備を行う。（12月中に通知予定）

また、地方公共団体が、各都道府県警察本部との緊密な連携の下に、建設業からの暴力団排除の徹底を図るよう、所要の通知の発出等警察庁と一体となった取組を行う。

〈参考〉

1 不良不適格業者排除のための施策概要

- ① 建設業許可時における営業所の専任技術者の確認
- ② 入札契約手続における技術者の現場専任制の確認
- ③ 発注者支援データベース・システム導入の推進
- ④ 施工体制台帳の提出
- ⑤ 施工体系図、監理技術者資格者証の掲示・確認等
- ⑥ 暴力団排除の徹底
- ⑦ 都道府県・政令指定都市との連携等

2 発注・施工体制等実態調査（建設省）〈平成10年4月頃施工された都道府県発注工事を対象〉

・最大一次下請額が発注額の70%以上を占める工事	3.5%
・最大一次下請額が発注額の80%以上を占める工事	1.6%
・施工体制台帳 提出義務付け	37.9%
備付け確認	24.2%

(最大一次下請額とは、一次下請額のうち最も大きなものを示す。)

3 発注者支援データベースの導入状況

都道府県のうち	・平成9年度までに導入済み	18
	・平成10年度に導入済み	4 (～11月1日)
	・平成10年度中に導入予定	6
	・検討中その他	19

2 元請下請関係の適正化

(1) 元請企業への要請の徹底 (11/19通知) (再掲)

最近の厳しい経営環境を踏まえ、下請契約に当たっては、①建設工事標準下請約款の活用、②見積書の提出等適手順の確保、③契約変更の励行等を徹底するとともに、下請代金について、支払の円滑化の観点から、①前払金の支払の徹底、②現金払いの促進、③手形期間の短縮等の指導の徹底を図る。

(2) 保証事業会社による使途監査の強化 (11/19通知) (再掲)

前払金による下請代金の的確な支払等の確保について、一層の徹底を図るため、保証事業会社において、現在実施されている「使途監査強化月間」の期間中、元請企業への要請、建設工事の現場調査の実施、下請企業への調査などを、積極的に行う。

(3) 下請代金支払状況等実態調査の実施 (11/19通知)

元請下請関係の適正化についての指導等に活用するため、特定建設業者の下請代金支払状況等の実態を把握するとともに、反面調査として下請企業にも調査を実施する。

さらに、調査結果を踏まえ、書面による指導及び立入調査を実施する。

(4) 建設業緊急安定化事業による下請保護方策の推進 (第3次補正予算)

(財)建設業振興基金に50億円(うち国庫補助分25億円)の新基金を設置し、次の事業を行う。

① 下請保護方策の推進 (再掲)

下請セーフティネット債務保証事業において、連鎖倒産防止のため、元請倒産時に事業協同組合等が、元請に代わり下請に支払をするなどの下請保護方策を講ずる。

② 相談業務等の推進

元請下請関係の適正化のため、情報提供・相談業務等の助成を行う。

(5) 専門工事業下請取引実態調査の実施 (年度内のできるだけ早期に限りまとめ)

業種ごとに、一次下請から末端下請までの下請構造や取引実態を調査し、元請下請けの関係、上位下請と下位下請の関係の適正化を図る。

(6) 元請下請関係事例集の作成 (12月中取りまとめ)

11/19通知を踏まえ、元請下請関係のモデル事例(手形期間の短縮、協議手続きの合理化など)の紹介等を行う。

3 企業連携・協業化の促進による経営基盤の強化等

(1) 合併・協業化推進に関する施策の拡充等

① 建設業緊急安定化事業による企業連携の支援の拡充（第3次補正予算）

建設業緊急安定化事業により、1) 合併・協業化に関する債務保証の拡充（保証料率等の引下げ）を行うとともに、2) 建設業者団体が行う企業連携に関する相談業務、データバンク整備等に対する助成等の支援を行う。

② 合併時の企業評価・指名の取扱いの特例措置の徹底（12月中に周知徹底）

合併による経営基盤の強化を図るため実施している、1) 企業評価の特例措置、2) 指名についての取扱い（受注機会の確保面において合併が不利に働くことのないようにするための合併企業の取扱いの明確化）について、再度、地方公共団体に対し、支援措置を講ずるよう、要請する。

また、引き続き、許可及び経営事項審査の事務取扱いの円滑化・迅速化を図る。

③ 協業化の促進（12月中に周知徹底）

事業協同組合や協業組合及び発注者に対し、組合における技術者の適正な配置など責任施工体制の確立・組織の充実、優良な組合の活用方策などについて、周知徹底を図る。

(2) 建設業の営業譲渡に当たっての企業評価等の取扱い（12月中に通知を予定）

子会社整理等による経営健全化を促進するため、建設業の営業を一括して譲渡する場合等、合併と同等とみなしうる場合について、可及的速やかに新たな経営実態に即した企業の再評価（経営事項審査、資格審査）を行う。また、個別の工事の競争参加資格の確認に当たっても、譲渡を受けた者が施工実績を引き継ぐことを認める。

また、許可の事務取扱いの迅速化を図る。

(3) JV制度の活用促進（12月中に通知を予定）

① JVの運営方法等の明確化

JVにおける資金管理の方法やJVの構成員が会社更生手続の申立をした際の取扱いなど、JVの運営方法等の明確化を図るとともに、その周知徹底を図る。

〈参考〉JVの運営方法等の論点

- ・前払金の取扱い、資金管理の適正化、運営委員会の適正な運用等、JVの内部の運営方法等を明確化。
- ・構成員のうち、一社が会社更生手続の申立をした場合における取扱いを明確化。

② 経営JVの活用促進

経営JV制度の活用方策（経営JVの対象企業の中堅建設業者への拡大、経営JVの客観点数・主管点数の嵩上げ措置等）について、地方公共団体等の発注者・建設業者に対し、周知徹底を図るとともに、その積極的な活用を推進する。

4 建設業の経営健全化の促進

(1) 不良債権の償却等建設業の経営健全化のための施策の周知徹底（12月中に通知予定）

① 貸倒引当金制度等の活用促進

平成10年度から法令化された貸倒引当金の取扱いの明確化・活用促進等を図ることにより、建設業者の不良債権処理を進め、建設業者の経営の健全化を促進する。

② 経営事項審査における激変緩和措置

③ 赤字会社の指名排除是正等

(2) 経営事項審査の経営状況分析に関する見直し（中央建設業審議会の意見を聴取した上で、H11.3期決算の会社より適用）

厳しい経営環境の中で、建設業者の経営状況の重要性が改めて認識されていることを踏まえ、経営事項審査の経営状況分析について見直しを行い、発注者において的確な企業評価が行えるよう措置する。

また、本年7月1日から施行された改正基準による経営事項審査の結果公表について、周知徹底を図る。

① 経営状況分析の指標の見直し

建設業者の経営状況が一層的確にあらわされるよう、有利子負債を反映する指標を新たに導入するなど、12指標（Y指標）の見直しを行う。

② 連結決算による経営状況分析の評点の付記

企業会計が連結決算を重視する方向にあることを踏まえ、証券取引法に基づき連結決算の作成が義務付けられる建設業者については、単独決算による評点に加え、連結決算による評点を付記する。

(3) 等級制度等の見直し（平成11年度）（再掲）

次期資格審査において、企業評価における工事成績評価の充実を図るとともに、等級区分の統合・発注標準の見直し等を行う。

5 建設業者の再編に向けた新たな検討

○ 新たな組織・経営形態に対応した制度の検討（平成11年度）

現在の建設業の厳しい経営環境等に対応するため、合併・協業化に加えて、業務提携やアウトソーシング、分社化、持株会社化、グループ企業化など、新たな組織・経営形態等について検討する。

また、これらに対応した許可制度、経営事項審査、技術者専任制等の在り方について検討する。

建設業緊急安定化事業の概要

—中小・中堅建設業者への貸し渋り対策及び下請保護方策等—

1 施策の背景

建設投資の低迷の中での建設業者数と建設投資のバランスの崩壊、金融機関の貸出資産の圧縮に伴う貸し渋り等により、建設業は非常に厳しい経営環境に直面しているとともに、かつてみられない大きな構造変化に直面している。特に貸し渋りは健全な中小・中堅建設業者にも深刻な影響を及ぼしている。そこで、「建設業緊急安定化事業」を創設し、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化、下請業者への支払条件等の改善を図ることとした。また、これによって建設業者の経営力・施工力の強化、あわせて公共工事の品質確保と確実な施工を可能とするものである。

また、建設市場構造の再編などに対応し、経営力・技術力を強化することが急務となっている。こうした課題については、技術と経営に優れた企業となるための合併・協業化等の企業連携の強化が有効な手法であり、そのための企業の努力を助けるための環境整備を図っていく必要がある。

これらの施策を通じ、建設業の健全な発展のために、地域を支える中小・中堅の建設業者への支援を図っていく。

2 施策の概要

(財)建設業振興基金に50億円（うち国庫補助分25億円～平成10年度第三次補正予算で措置）の新基金（建設業安定化基金）を造成して、最大2,000億円程度の債務保証事業や各種助成事業等を行う。

(1) 中小・中堅建設業者への円滑な資金供給と下請保護のための事業

中小・中堅の元請建設業者への資金供給の円滑化と、下請業者への支払条件等の改善を図るため、以下の事業を行う。

① 下請セーフティネット債務保証事業

公共事業を受注・施工している中小・中堅元請建設業者から事業協同組合又は建設業者団体（以下「事業協同組合等」という。）への未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を発注者が認め、当該譲渡債権を担保に事業協同組合等が元請に対して融資を行う。本方式では事業協同組合等が金融機関から転貸融資資金を借り入れる際の債務保証を(財)建設業振興基金が行うことができるものとする。

また、事業協同組合等は、融資に際し、元請の下請への支払状況等を確認するとともに、万が一、元請が倒産等の状況に至った場合には、事業協同組合等が元請に代わって下請への支払を行う。

※(財)建設業振興基金が従来から行っている通常の債務保証に比し、以下のように優遇

保証料率 0.3% → 0.1%

保証 枠 従来のものとは別枠を設定

※(財)建設業振興基金の被保証者たる事業協同組合等は以下の助成を受けることができる

イ 融資の際に事業協同組合等が自ら行った工事の出来高査定に要する費用の一部

ロ 元請倒産時の下請への支払に要する費用（下請債権の確定を行う際、弁護士等の外部の専門家を活用した場合の費用等）

※下請保護の方法については、事業協同組合等の実情に応じたやり方を選択可能

(本事業の主な特徴・メリット)

- イ 中小・中堅元請業者は工事の途中段階で、資金の一部を現金化でき、資金繰りの改善、経営力・施工力の強化を図ることができる。
- ロ 公共工事請負代金債権を担保にした事業協同組合等と(財)建設業振興基金の債務保証を活用し、さらに保証事業会社等の預託と連携させることにより、元請が単独で借入れを行うよりも低利かつ安定的な資金調達が可能である。
- ハ 金融機関にとっても(財)建設業振興基金の保証が付いた事業協同組合等への融資であり、危険度が極めて低く、また、建設業者への個別の融資に比べ審査の手間も省けるため、低利な貸出をしやすい。
- ニ 事業協同組合等は融資に際し、元請に対して下請への支払状況等を確認し、適正な代金支払が行われるようにする。
- ホ 元請倒産等時には、下請代金のうち一定部分が保護され、下請が安心して施工できるようになる。
- ヘ (財)建設業振興基金の被保証者たる事業協同組合等は融資時の出来高査定費用及び下請への支払に要した費用について助成を受けることができる。

② 元請下請関係の適正化に係る助成等

- (例) ・業界団体における相談窓口の設置・拡充への助成
- ・業界団体における連鎖倒産防止マニュアルの作成に対する助成

(2) 企業連携・再編助成事業

技術力・経営力の向上を図るための合併・協業化等の企業連携・再編を推進するため、以下の事業を行う。

① 債務保証の拡充

合併・協業化を行うに当たり必要となる運転資金又は設備資金を事業協同組合等が転貸融資する場合の債務保証

※(財)建設業振興基金が従来から行っている通常の債務保証に比し、以下のように優遇

- 保証料率 0.3% → 0.1%
- 保証枠 従来のものとは別枠を設定

② 企業連携強化事業への助成等

- (例) ・企業連携の推進に資する、技術力・施工力を強化するための多能工育成事業等に対する助成
- ・企業連携情報データベース等への助成
- ・合併・協業化マニュアルの作成

3 債権譲渡関係法令

民法（第一編第二編第三編）（抄）

明治29年4月27日法律第89号

最終改正 平成16年12月1日法律第147号

第三編 債権

第1章 総則

第4節 債権の譲渡

（債権の譲渡性）

第466条 債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。

（指名債権の譲渡の対抗要件）

第467条 指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

- 2 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。

（指名債権の譲渡における債務者の抗弁）

第468条 債務者が異議をとどめないで前条の承諾をしたときは、譲渡人に対抗することができた事由があっても、これをもって譲受人に対抗することができない。この場合において、債務者がその債務を消滅させるために譲渡人に払い渡したものがあるときはこれを取り戻し、譲渡人に対して負担した債務があるときはこれを成立しないものとみなすことができる。

- 2 譲渡人が譲渡の通知をしたにとどまるときは、債務者は、その通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。

○民法施行法（抄）

明治31年6月21日法律第11号

最終改正 平成16年12月3日法律第152号

第1章 通則

第5条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日附アルモノトス

- 一 公正証書ナルトキハ其日附ヲ以テ確定日附トス
- 二 登記所又ハ公証人役場ニ於テ私署証書ニ日附アル印章ヲ押捺シタルトキハ其印章ノ日附ヲ以テ確定日附トス
- 三 私署証書ノ署名者中ニ死亡シタル者アルトキハ其死亡ノ日ヨリ確定日附アルモノトス

- 四 確定日附アル証書中ニ私署証書ヲ引用シタルトキハ其証書ノ日附ヲ以テ引用シタル私署証書ノ確定日附トス
- 五 官庁（日本郵政公社ヲ含ム）又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附ヲ以テ其証書ノ確定日附トス

4 下請保護関係法令 (第三者のためにする契約)

民法 (民法第一編第二編第三編) (抄)

明治29年4月27日法律第89号

最終改正 平成16年12月1日法律第147号

第三編 債 権

第2章 契 約

第1節 総 則

第2款 契約の効力

(第三者のためにする契約)

第537条 契約により当事者の一方が第三者に対してある給付をすることを約したときは、その第三者は、債務者に対して直接にその給付を請求する権利を有する。

2 前項の場合において、第三者の権利は、その第三者が債務者に対して同項の契約の利益を享受する意思を表示した時に発生する。

(第三者の権利の確定)

第538条 前条の規定により第三者の権利が発生した後は、当事者は、これを変更し、又は消滅させることができない。

5 中小企業等協同組合法（抄）

中小企業等協同組合法（抄）

昭和24年6月1日法律第181号

最終改正 平成16年12月8日法律第159号

第1章 総則

（法律の目的）

第1条 この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

（登記）

第2条 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に對抗することができない。

第2章 中小企業等協同組合

第1節 通則

（種類）

第3条 中小企業等協同組合（以下「組合」という。）は、左の各号に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 一の二 事業協同小組合
- 一の三 火災共済協同組合
- 二 信用協同組合
- 三 協同組合連合会
- 四 企業組合

（人格及び住所）

第4条 組合は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（基準及び原則）

第5条 組合は、この法律に別段の定めのある場合の外、左の各号に掲げる要件を備えなければならない。

- 一 組合員又は会員（以下「組合員」と総称する。）の相互扶助を目的とすること。
- 二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。
- 四 組合の剰余金の配当は、主として組合事業の利用分量に応じてするものとし、出資額に応じて配

当をするときは、その限度が定められていること。

- 2 組合は、その行う事業によってその組合員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。
- 3 組合は、特定の政党のために利用してはならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第7条 次の組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「私的独占禁止法」という。）の適用については、同法第22条第1号の要件を備える組合とみなす。

一 事業協同組合、火災共済協同組合又は信用協同組合であつて、その組合員たる事業者が次のいずれかに掲げる者であるもの

- イ 資本の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）を超えない法人たる事業者
- ロ 常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）を超えない事業者

二 事業協同小組合

三 前2号に掲げる組合をもって組織する協同組合連合会

- 2 事業協同組合又は信用協同組合であつて、前項第1号イ又はロに掲げる者以外の事業者を組合員に含むものがあるときは、その組合が私的独占禁止法第22条第1号の要件を備える組合に該当するかどうかの判断は、公正取引委員会の権限に属する。
- 3 前項に掲げる組合は、第1項第1号イ又はロに掲げる者以外の事業者が組合に加入した日又は事業者たる組合員が同号イ又はロに掲げる者でなくなった日から30日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

私的独占禁止法

第22条 この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合(組合の連合会を含む。)の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。
- 二 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 四 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。

(組合員の資格等)

第8条 事業協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う前条第1項若しくは第2項に掲げる小規模の事業者又は事業協同小組合で定款で定めるものとする。

- 2 事業協同小組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において主として自己の勤労によって商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う事業者であつて、おおむね常時使用する従業員の数が5人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については2人）を超えないもので定款で定めるものとする。

- 3 火災共済協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他主務省令で定める事業を行う前条第1項又は第2項に掲げるすべての小規模の事業者（その地区が全国にわたる組合にあっては、これらの事業者のうち、定款で定める一の業種に属する事業を行うもの）とする。
- 4 信用協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う前条第1項若しくは第2項に掲げる小規模の事業者、組合の地区内に住所若しくは居所を有する者又は組合の地区内において勤労に従事する者その他これらに準ずる者として内閣府令で定める者で定款で定めるものとする。
- 5 協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者であって定款で定めるものとする。
 - 一 連合会の地区の全部又は一部を地区とする組合（企業組合を除く。）
 - 二 連合会の地区の全部又は一部を地区として他の法律に基づいて設立された協同組合
- 6 企業組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であって定款で定めるものとする。
 - 一 個人
 - 二 次のいずれかに該当する者（前号に掲げる者を除く。）であって政令で定めるもの
 - イ 当該企業組合に対し、その事業活動に必要な物資の供給若しくは役務の提供又は施設、設備若しくは技術の提供を行う者
 - ロ 当該企業組合からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供又は技術の提供を受ける者
 - ハ イ又はロに掲げるもののほか、当該企業組合の事業の円滑化に寄与する者
 - 三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合であって中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。）の自己資本の充実に寄与するものとして政令で定めるもの

第2節 事業

（事業協同組合及び事業協同小組合）

第9条の2 事業協同組合及び事業協同小組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設
- 二 組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入
- 三 組合員の福利厚生に関する施設
- 四 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設
- 五 組合員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する施設
- 六 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 七 前各号の事業に附帯する事業

2 事業協同組合及び事業協同小組合は、前項第3号の規定により締結する共済契約であって、火災により又は火災及び第9条の7の2第1項第1号の主務省令で定める偶然な事故の全部若しくは一部を

- 一括して共済事故としこれらのもののいずれかにより財産に生ずることのある損害をうめるためのものにおいては、共済契約者1人につきこれらの共済契約に係る共済金額の総額を主務省令で定める金額を超えるものと定めてはならない。
- 3 事業協同組合及び事業協同小組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の100分の20をこえてはならない。
 - 4 前項ただし書の規定にかかわらず、事業協同組合及び事業協同小組合は、次の各号に掲げる事業については、当該各号に定める期間に限り、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額の当該事業年度における組合員の利用分量の総額に対する割合が当該各号ごとに100分の100を超えない範囲内において政令で定める割合を超えない範囲内において、組合員以外の者に利用させることができる。
 - 一 事業協同組合又は事業協同小組合の作成する計画に基づき工場又は事業場（以下「工場等」という。）を集団して設置する組合員の利用に供する当該事業協同組合又は事業協同小組合の事業をその工場等の設置に相当の期間を要する一部の組合員がその間に利用することが困難であるため、当該事業の運営に支障が生ずる場合における当該事業当該計画に基づく工場等の設置が完了した日のうち最も早いものを含む事業年度終了の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める期間
 - 二 組合員が脱退したため、当該組合員の利用に係る事業協同組合又は事業協同小組合の事業の運営に支障が生ずる場合における当該事業当該組合員が脱退した日を含む事業年度終了の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める期間
 - 5 第3項ただし書の規定は、事業協同組合及び事業協同小組合がその所有する施設のうち体育施設その他の施設で組合員の利用に供することのほか併せて一般公衆の利用に供することが適当であるものとして政令で定めるものに該当するものを一般公衆に利用させる場合には、適用しない。
 - 6 事業協同組合及び事業協同小組合は、定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。
 - 7 事業協同組合及び事業協同小組合は、前項の規定によるほか、定款の定めるところにより、組合員が金融機関以外の者に対して負担する当該組合員の事業に関する債務を保証することができる。
 - 8 事業協同組合又は事業協同小組合の組合員と取引関係がある事業者（小規模の事業者を除く。）は、その取引条件について事業協同組合又は事業協同小組合の代表者（これらの組合が会員となっている協同組合連合会の代表者を含む。）が政令の定めるところにより団体協約を締結するため交渉をした旨を申し出たときは、誠意をもってその交渉に応ずるものとする。
 - 9 第1項第6号の団体協約は、あらかじめ総会の承認を得て、同号の団体協約であることを明記した書面をもってすることによって、その効力を生ずる。
 - 10 第1項第6号の団体協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。
 - 11 組合員の締結する契約であって、その内容が第1項第6号の団体協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によって契約したものとみなす。

(組合員以外の者の事業の利用の特例)

第9条の2の3 事業協同組合及び事業協同小組合は、その所有する施設を用いて行っている事業について、組合員の脱退その他のやむを得ない事由により組合員の利用が減少し、当該事業の運営に著しい支障が生ずる場合において、主務省令で定めるところにより、第9条の2第3項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつ適切なものとして、期間を定めて行政庁の認可を受けたときは、同項ただし書の規定にかかわらず、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額の当該事業年度における組合員の利用分量の総額に対する割合が100分の200を超えない範囲内において、組合員以外の者に当該事業を利用させることができる。

2 行政庁は、前項の認可に係る事業について、第9条の2第3項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつ適切なものでなくなったと認めるときは、当該認可を取り消すことができる。

(協同組合連合会)

第9条の9 協同組合連合会は、次の事業の一部を行うことができる。

- 一 会員の預金又は定期積金の受入れ
- 二 会員に対する資金の貸付け及び会員のためにするその借入れ
- 三 会員が火災共済事業を行うことによって負う共済責任の再共済
- 四 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他協同組合連合会を直接又は間接に構成する者(以下「所属員」という。)の事業に関する共同施設
- 五 所属員の福利厚生に関する施設
- 六 所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設
- 七 所属員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する施設
- 八 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 九 前各号の事業に附帯する事業

2 前項第1号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号の事業並びにこれに附帯する事業並びに第5項の事業のほか、他の事業を行うことができない。

3 第1項第3号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第2号及び第3号の事業並びにこれに附帯する事業のほか、他の事業を行うことができない。

4 協同組合連合会(第1項第1号又は第3号の事業を行うものを除く。)については、第9条の2第2項から第11項まで及び第9条の2の2から第9条の7までの規定を準用する。

5 第1項第1号の事業を行う協同組合連合会は、次の事業を行うことができる。この場合において、第2号から第4号までの事業については、同項第1号及び第2号の事業の遂行を妨げない限度において行わなければならない。

- 一 前条第2項第1号、第2号及び第4号から第21号までの事業

- 二 証券取引法第65条第2項各号（金融機関の証券業務の特例）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業（前号の事業を除く。）
 - 三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第1条第1項（兼営の認可）に規定する信託業務に係る事業
 - 四 前条第9項各号の事業
- 6 第1項第1号の事業を行う協同組合連合会については、前条第3項から第6項まで、第10項及び第11項の規定を準用する。この場合において、同条第4項中「第1項第1号及び第2号」とあるのは、「次条第1項第2号」と読み替えるものとする。
 - 7 第1項第3号の事業を行う協同組合連合会については、第9条の7の4第1項前段及び第9条の7の5の規定を準用する。

第3節 組合員

(出資)

第10条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

- 2 出資一口の金額は、均一でなければならない。
- 3 一組合員の出資口数は、出資総口数の100分の25（信用協同組合にあっては、100分の10）を超えてはならない。ただし、次に掲げる組合員（信用協同組合の組合員を除く。）は、総会の議決に基づく組合の承諾を得た場合には、当該組合の出資総口数の100分の35に相当する出資口数まで保有することができる。
 - 一 持分の全部を譲り渡す他の組合員からその持分の全部又は一部を譲り受ける組合員
 - 二 法人たる組合員の合併又は共同新設分割（法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。以下同じ。）によって成立した法人たる組合員で、当該合併により解散する法人たる組合員又は当該共同新設分割をする法人たる組合員の出資口数の全部又は一部に相当する出資口数を当該合併又は共同新設分割後1年以内に引き受けて組合に加入したもの
 - 三 他の法人たる組合員との合併後存続する法人たる組合員又は吸収分割により他の法人たる組合員の事業を承継する法人たる組合員で、当該合併により解散する法人たる組合員又は当該吸収分割をする法人たる組合員の出資口数の全部又は一部に相当する出資口数を当該合併又は吸収分割後1年以内に引き受けるもの
 - 四 前号に掲げるもののほか、第19条第1項各号の事由による組合員の脱退後1年以内に当該組合員の出資口数の全部又は一部に相当する出資口数を引き受ける組合員
- 4 前項の規定は、組合員の数3人以下の組合の組合員の出資口数については、適用しない。
- 5 組合員の責任は、その出資額を限度とする。
- 6 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもって組合に対抗することができない。
- 7 企業組合の出資総口数の過半数は、組合の行う事業に従事する組合員（特定組合員を除く。）が保有しなければならない。

(加入の自由)

第14条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(加入)

第15条 組合に加入しようとする者は、定款の定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受資口数に応ずる金額の払込及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部又は一部を承継した時に組合員となる。

第4節 設 立

(発起人)

第24条 事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合又は企業組合を設立するには、その組合員（企業組合にあつては、特定組合員以外の組合員）になろうとする4人以上の者が、協同組合連合会を設立するには、その会員になろうとする2以上の組合が発起人となることを要する。

2～3 (略)

(設立の認可)

第27条の2 発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2～6 (略)

(成立の時期)

第30条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

第5節 管 理

(定款)

第33条 組合の定款には、次の事項（火災共済協同組合及び第9条の9第1項第3号の事業を行う協同組合連合会にあつては第8号の事項を、企業組合にあつては第3号及び第8号の事項を除く。）を記載しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所の所在地
- 五 組合員たる資格に関する規定
- 六 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 七 出資一口の金額及びその払込の方法
- 八 経費の分担に関する規定
- 九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 十 準備金の額及びその積立の方法

十一 役員の数及びその選挙又は選任に関する規定

十二 事業年度

十三 公告の方法

2～3 (略)

(規約)

第34条 左の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

- 一 総会又は総代会に関する規定
- 二 業務の執行及び会計に関する規定
- 三 役員に関する規定
- 四 組合員に関する規定
- 五 その他必要な事項

(役員)

第35条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

- 2 理事の定数は、3人以上とし、監事の定数は、1人以上とする。
- 3 役員は、定款の定めるところにより、総会において選挙する。但し、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。
- 4 理事（企業組合の理事を除く。以下本項中同じ。）の定数の少くとも3分の2は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。但し、設立当時の理事の定数の少くとも3分の2は、組合員になろうとする者又は組合員になろうとする法人の役員でなければならない。
- 5 企業組合の理事は、組合員（特定組合員を除く。以下この項において同じ。）でなければならない。ただし、設立当時の理事は、組合員になろうとする者でなければならない。
- 6 理事又は監事のうち、その定数の3分の1をこえるものが欠けたときは、3箇月以内に補充しなければならない。
- 7 役員選挙は、無記名投票によって行う。
- 8 投票は、1人につき一票とする。
- 9 第7項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者中に異議がないときは、指名推選の方法によって行うことができる。
- 10 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを総会（設立当時の役員は、創立総会）にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。
- 11 一の選挙をもって2人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。
- 12 第3項の規定にかかわらず、役員は、定款の定めるところにより、総会（設立当時の役員は、創立総会）において選任することができる。

(理事会)

第36条の2 組合の業務の執行は、理事会が決する。

第36条の3 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 組合は、定款の定めるところにより、理事が書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。

(総会の議決事項)

第51条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
 - 二 規約及び共済規程の設定、変更又は廃止
 - 三 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
 - 四 経費の賦課及び徴収の方法
 - 五 その他定款で定める事項
- 2 定款の変更（信用協同組合及び第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会の定款の変更にあつては、内閣府令で定める事項の変更を除く。）は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 前項の認可については、第27条の2第4項から第6項までの規定を準用する。

(特別の議決)

第53条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 組合の解散又は合併
- 三 組合員の除名
- 四 事業の全部の譲渡
- 五 組合員の出資口数に係る限度の特例

第5章 雑則

(決算関係書類の提出)

第105条の2 組合（信用協同組合及び第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会を除く。）及び中央会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から2週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を行政庁に提出しなければならない。

(報告の徴収)

第105条の3 行政庁は、毎年1回を限り、組合又は中央会から、その組合員又は会員、役員、使用人、事業の分量その他組合又は中央会の一般的状況に関する報告であつて、組合又は中央会に関する行政を適正に処理するために特に必要なものを徴することができる。

(検査等)

第105条の4 行政庁は、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは共済規程に違反する疑いがあり、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、その組合若しくは中央会からその業務若しくは会計に関し必要な報告を徴し、又はその組合若

しくは中央会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

2 行政庁は、責任共済等の事業を行う組合の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

3 行政庁は、責任共済等の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年1回を常例として検査をしなければならない。

(行政庁の監督上の命令)

第105条の5 行政庁は、責任共済等の事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、組合の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によって必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約若しくは共済規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。

(法令等の違反に対する行政庁の措置)

第106条 行政庁は、第105条の4第1項の規定により報告を徴し、又は第105条第2項若しくは第105条の4の規定により検査をした場合において、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは定款、規約若しくは共済規程に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合又は中央会に対し、期間を定めて必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 責任共済等の事業を行う組合が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることができる。

3 行政庁は、責任共済等の事業を行う組合が共済規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、第1項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第9条の6の2第1項(第9条の9第4項において準用する場合を含む。)の認可を取り消すことができる。

4 行政庁は、組合若しくは中央会が第1項の命令に違反したとき、又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのにその成立の日から1年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き1年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合又は中央会に対し、解散を命ずることができる。

(排除措置)

第107条 公正取引委員会は、組合(事業協同小組合を除く。)の組合員たる事業者でその常時使用する従業員の数100人をこえるものが実質的に小規模の事業者でないと認めるときは、この法律の目的を達成するために、第108条に規定する手続に従い、その事業者を組合から脱退させることができる。

(所管行政庁)

第111条 この法律中「行政庁」とあるのは、第65条第2項及び第74条第2項(第75条第3項において準用する場合を含む。)の場合を除いては、左の各号に定めるところによる。

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合金(第9条の9第1項第1号又は第3号の事業を行うものを除く。)については、その地区が都道府県の区域をこえないものであって、その組合員の資格として定款に定められる事業が財務大臣の所管に属する事業又は国土交通大臣の所管に属する事業(政令で定めるものに限る。以下この号及び第4号において同じ。)以外のものにおいて

は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「管轄都道府県知事」という。）とし、その地区が都道府県の区域をこえないものであって、その組合員の資格として定款に定められる事業が財務大臣の所管に属する事業又は国土交通大臣の所管に属する事業とその他の事業とであるものにあつては、財務大臣又は国土交通大臣及びその管轄都道府県知事とし、その他のものにあつては、その組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣とする。

二～六（略）

2（略）

3 この法律に規定する行政庁（管轄都道府県知事を除く。以下この条において同じ。）の権限（経済産業大臣にあつては都道府県の区域をその地区とする火災共済協同組合に係るものを除き、内閣総理大臣にあつては前項の規定により金融庁長官に委任されたものを除く。）に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

4～6（略）

6 破産法（抄）

破産法（抄）

平成16年6月2日法律第75号

最終改正 平成16年12月1日法律第147号

第1章 総則

（定義）

第2条

この法律において「破産手続」とは、次章以下（第12章を除く。）に定めるところにより、債務者の財産又は相続財産を清算する手続をいう。

2～3省略

4 この法律において「破産者」とは、債務者であつて、第30条第1項の規定により破産手続開始の決定がされているものをいう。

5 この法律において「破産債権」とは、破産者に対し破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権（第97条各号に掲げる債権を含む。）であつて、財団債権に該当しないものをいう。

6 この法律において「破産債権者」とは、破産債権を有する債権者をいう。

7～10省略

11 この法律において「支払不能」とは、債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。

12 この法律において「破産管財人」とは、破産手続において破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。

13 省略

14 この法律において「破産財団」とは、破産者の財産又は相続財産であつて、破産手続において破産管財人にその管理及び処分をする権利が専属するものをいう。

第2章 破産手続の開始

第1節 破産手続開始の申立て

（破産手続開始の原因）

第15条 債務者が支払不能にあるときは、裁判所は、第30条第1項の規定に基づき、申立てにより、決定で、破産手続を開始する。

2 債務者が支払を停止したときは、支払不能にあるものと推定する。

（法人の破産手続開始の原因）

第16条

債務者が法人である場合に関する前条第1項の規定の適用については、同項中「支払不能」とあるのは、「支払不能又は債務超過（債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。）」とする。

2 前項の規定は、存立中の合名会社及び合資会社には、適用しない。

第2節 破産手続開始の決定

(破産手続開始の決定)

第30条

裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、破産手続開始の決定をする。

- 一 破産手続の費用の予納がないとき（第23条第1項前段の規定によりその費用を仮に国庫から支弁する場合を除く。）。
- 二 不当な目的で破産手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。

2 前項の決定は、その決定の時から、効力を生ずる。

第3節 破産手続開始の効果

第1款 通則

(破産財団の範囲)

第34条 破産者が破産手続開始の時において有する一切の財産（日本国内にあるかどうかを問わない。）は、破産財団とする。

2 破産者が破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことができる将来の請求権は、破産財団に属する。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる財産は、破産財団に属しない。

- 一 民事執行法（昭和54年法律第4号）第131条第3号に規定する額に2分の3を乗じた額の金銭
- 二 差し押さえることができない財産（民事執行法第131条第3号に規定する金銭を除く。）。ただし、同法第132条第1項（同法第192条において準用する場合を含む。）の規定により差押えが許されたもの及び破産手続開始後に差し押えることができるようになったものは、この限りでない。

4～7 省略

(法人の存続の擬制)

第35条

他の法律の規定により破産手続開始の決定によって解散した法人又は解散した法人で破産手続開始の決定を受けたものは、破産手続による清算の目的の範囲内において、破産手続が終了するまで存続するものとみなす。

第3章 破産手続の機関

第1節 破産管財人

第1款 破産管財人の選任及び監督

(破産管財人の選任)

第74条

破産管財人は、裁判所が選任する。

- 2 法人は、破産管財人となることができる。

第2款 破産管財人の権限等

(破産管財人の権限)

第78条

破産手続開始の決定があつた場合には、破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した破産管財人に専属する。

2～6省略

第3章 破産債権

第1節 破産債権者の権利

(破産債権の行使)

第100条

破産債権は、この法律に特別の定めがある場合を除き、破産手続によらなければ、行使することができない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる行為によって破産債権である租税等の請求権を行使する場合については、適用しない。
 - 一 破産手続開始の時に破産財団に属する財産に対して既にされている国税滞納処分
 - 二 徴収の権限を有する者による還付金又は過誤納金の充当

(破産債権者の手続参加)

第103条

破産債権者は、その有する破産債権をもって破産手続に参加することができる。

- 2 前項の場合において、破産債権の額は、次に掲げる債権の区分に従い、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - 一 次に掲げる債権 破産手続開始の時の評価額
 - イ 金銭の支払を目的としない債権
 - ロ 金銭債権で、その額が不確定であるもの又はその額を外国の通貨をもって定めたもの
 - ハ 金額又は存続期間が不確定である定期金債権
 - 二 前号に掲げる債権以外の債権 債権額
- 3 破産債権が期限付債権でその期限が破産手続開始後に到来すべきものであるときは、その破産債権

は、破産手続開始の時に於いて弁済期が到来したものとみなす。

- 4 破産債権が破産手続開始の時に於いて条件付債権又は将来の請求権であるときでも、当該破産債権者は、その破産債権をもって破産手続に参加することができる。

第6章 破産財団の管理

第2節 否認権

(破産債権者を害する行為の否認)

第160条

次に掲げる行為（担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。）は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

- 一 破産者が破産債権者を害することを知ってした行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、破産債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。
- 二 破産者が支払の停止又は破産手続開始の申立て（以下この節において「支払の停止等」という。）があった後にした破産債権者を害する行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があったこと及び破産債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。
- 2 破産者がした債務の消滅に関する行為であつて、債権者の受けた給付の価額が当該行為によって消滅した債務の額より過大であるものは、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、破産手続開始後、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分に限り、破産財団のために否認することができる。
- 3 破産者が支払の停止等があった後又はその前6月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

(相当の対価を得てした財産の処分行為の否認)

第161条

破産者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、その行為の相手方から相当の対価を取得しているときは、その行為は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

- 一 当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、破産者において隠匿、無償の供与その他の破産債権者を害する処分（以下この条並びに第168条第2項及び第3項において「隠匿等の処分」という。）をするおそれを現に生じさせるものであること。
- 二 破産者が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。
- 三 相手方が、当該行為の当時、破産者が前号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。
- 2 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が次に掲げる者のいずれかであるときは、その相

手方は、当該行為の当時、破産者が同項第2号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

- 一 破産者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに準ずる者
- 二 破産者が法人である場合にその破産者について次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者
 - イ 破産者である株式会社の総株主の議決権の過半数又は破産者である有限会社の総社員の議決権の過半数を有する者
 - ロ 破産者である株式会社の総株主の議決権の過半数又は破産者である有限会社の総社員の議決権の過半数を子会社又は親法人及び子会社が有する場合における当該親法人
 - ハ 株式会社又は有限会社以外の法人が破産者である場合におけるイ又はロに掲げる者に準ずる者
- 三 破産者の親族又は同居者

(特定の債権者に対する担保の供与等の否認)

第162条

次に掲げる行為（既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。）は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

- 一 破産者が支払不能になった後又は破産手続開始の申立てがあった後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限る。
 - イ 当該行為が支払不能になった後にされたものである場合、支払不能であったこと又は支払の停止があったこと。
 - ロ 当該行為が破産手続開始の申立てがあった後にされたものである場合、破産手続開始の申立てがあったこと。
 - 二 破産者の義務に属せず、又はその時期が破産者の義務に属しない行為であって、支払不能になる前30日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の破産債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。
- 2 前項第1号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実（同号イに掲げる場合にあっては、支払不能であったこと及び支払の停止があったこと）を知っていたものと推定する。
- 一 債権者が前条第2項各号に掲げる者のいずれかである場合
 - 二 前項第1号に掲げる行為が破産者の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が破産者の義務に属しないものである場合
- 3 第1項各号の規定の適用については、支払の停止（破産手続開始の申立て前1年以内のものに限る。）があった後は、支払不能であったものと推定する。

(否認権の行使)

第173条

否認権は、訴え、否認の請求又は抗弁によって、破産管財人が行使する。

- 2 前項の訴え及び否認の請求事件は、破産裁判所が管轄する。

(否認の請求)

第174条

否認の請求をするときは、その原因となる事実を疎明しなければならない。

- 2 否認の請求を認容し、又はこれを棄却する裁判は、理由を付した決定でなければならない。
- 3 裁判所は、前項の決定をする場合には、相手方又は転得者を審尋しなければならない。
- 4 否認の請求を認容する決定があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第10条第3項本文の規定は、適用しない。
- 5 否認の請求の手続は、破産手続が終了したときは、終了する。

(否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え)

第175条

否認の請求を認容する決定に不服がある者は、その送達を受けた日から1月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

- 2 前項の訴えは、破産裁判所が管轄する。
- 3 第1項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、同項の決定を認容し、変更し、又は取り消す。
- 4 第1項の決定を認容する判決が確定したときは、その決定は、確定判決と同一の効力を有する。同項の訴えが、同項に規定する期間内に提起されなかったとき、又は却下されたときも、同様とする。
- 5 第1項の決定を認容し、又は変更する判決については、受訴裁判所は、民事訴訟法第259条第1項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。
- 6 第1項の訴えに係る訴訟手続は、破産手続が終了したときは、第44条第4項の規定にかかわらず、終了する。

7 国税徴収法（抄）

国税徴収法（抄）

昭和34年4月20日法律第147号

最終改正 平成16年12月3日法律第152号

第2章 国税と他の債権との調整

第4節 国税と仮登記又は譲渡担保に係る債権との調整

（譲渡担保権者の物的納税責任）

第24条 納税者が国税を滞納した場合において、その者が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているもの（以下「譲渡担保財産」という。）があるときは、その者の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められるときに限り、譲渡担保財産から納税者の国税を徴収することができる。

2 税務署長は、前項の規定により徴収しようとするときは、譲渡担保財産の権利者（以下「譲渡担保権者」という。）に対し、徴収しようとする金額その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。この場合においては、その者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。以下同じ。）の所在地を所轄する税務署長及び納税者に対しその旨を通知しなければならない。

3 前項の告知書を発した日から10日を経過した日までにその徴収しようとする金額が完納されていないときは、徴収職員は、譲渡担保権者を第2次納税義務者とみなして、その譲渡担保財産につき滞納処分を執行することができる。この場合においては、第32条第3項から第5項まで（第2次納税義務の通則）及び第90条第3項（換価の制限）の規定を準用する。

4 譲渡担保財産を第1項の納税者の財産としてした差押は、同項の要件に該当する場合に限り、前項の規定による差押として滞納処分を続行することができる。この場合において、税務署長は、遅滞なく、第2項の告知及び通知をしなければならない。

5 第2項の規定による告知又は前項の規定の適用を受ける差押をした後、納税者の財産の譲渡により担保される債権が債務不履行その他弁済以外の理由により消滅した場合（譲渡担保財産につき買戻、再売買の予約その他これらに類する契約を締結している場合において、期限の経過その他その契約の履行以外の理由によりその契約が効力を失ったときを含む。）においても、なお譲渡担保財産として存続するものとみなして、第3項の規定を適用する。

6 第1項の規定は、国税の法定納期限等以前に、担保の目的でされた譲渡に係る権利の移転の登記がある場合又は譲渡担保権者が国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっている事実を、その財産の売却決定の前日までに、証明した場合には、適用しない。この場合においては、第15条第2項後段及び第3項（優先質権の証明）の規定を準用する。

7 第1項の規定の適用を受ける譲渡担保権者は、第10章（罰則）の規定の適用については、納税者とみなす。

(法定納期限等以前に設定された質権の優先)

第15条 (略)

- 2 前項の規定は、登記（登録を含む。以下同じ。）をすることができる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その設定の事実を証明した場合に限り適用する。この場合において、有価証券を目的とする質権以外の質権については、その証明は、次に掲げる種類によってしなければならない。
 - 一 公正証書
 - 二 登記所又は公証人役場において日付のある印章が押されている私署証書
 - 三 郵便法（昭和22年法律第165号）第63条（内容証明）の規定により内容証明を受けた証書
 - 四 民法施行法（明治31年法律第11号）第7条第1項（公証人法の規定の準用）において準用する公証人法（明治41年法律第53号）第62条の7第4項（書面の交付による情報の提供）の規定により交付を受けた書面
- 3 前項各号の規定により証明された質権は、第1項の規定の適用については、民法施行法第5条（確定日付がある証書）の規定により確定日付があるものとされた日に設定されたものとみなす。
- 4 (略)

8 公共工事標準請負契約約款

※国土交通省直轄工事の工事請負契約書と地方公共団体の工事請負契約書とは、内容は同様ですが、条文番号が異なりますのでご注意ください。

公共工事標準請負契約約款

（作成昭和25年2月21日
中央建設業審議会）

改正 昭和27年2月22日
昭和29年3月17日
昭和31年10月3日
昭和37年9月15日
昭和47年12月18日
昭和56年3月3日
平成元年1月24日
平成7年5月23日
平成12年10月2日
平成13年3月1日
平成14年2月12日
平成15年2月10日

建設工事請負契約書

一 工 事 名

二 工事場所

三 工 期 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

四 請負代金額
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

五 契約保証金
[注] 第四条 (B) を使用する場合には、「免除」と記入する。

(六 調停人)

(七 解体工事に要する費用等)

[注] 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)解体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。

上記の工事について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項に

よって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は、別紙の 共同企業体協
定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所
氏名 印

請負者 住所
氏名 印

[注] 請負者が共同企業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期限内に完成し、工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

12 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 (A) 乙は、設計図書に基づいて請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 内訳書及び工程表は、この約款の他の条項において定める場合を除き、甲及び乙を拘束するものではない。

[注] (A) は、契約の内容に不確定要素の多い契約等に使用する。

第3条 (B) 乙は、この契約締結後○日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

2 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

[注] 甲が内訳書を必要としない場合は、内訳書に関する部分を削除する。

(契約の保証)

第4条 (A) 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実に認める金融機関等の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の○以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の○に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

[注] (A) は、金銭的保証を必要とする場合に使用することとし、○の部分には、たとえば、一と記入する。

第4条 (B) 乙は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保

証証券になる保証（かし担保特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の〇以上としなければならない。
- 3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の〇に達するまで、甲は、保証金額の増額を請求することができ、乙は、保証金額の減額を請求することができる。

[注] (B) は、役務的保証を必要とする場合に使用することとし、〇の部分には、たとえば、三と記入する。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

[注] ただし書の適用については、たとえば、乙が工事に係る請負代金債権を担保として資金を借り入れようとする場合（乙が、「下請セーフティネット債務保証事業」（平成11年1月28日建設省経振発第8号）により資金を借り入れようとする等の場合）が該当する。

- 2 乙は、工事目的並びに工事材料（工場製品も含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一部委任又は一括請負の禁止)

第6条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

[注] 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の適用を受けない発注者については、「ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。」とのただし書きを追記することができる。

(下請負人の通知)

第7条 甲は、乙に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾
- 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む)

3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 甲が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

6 甲が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、甲に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 一 現場代理人
- 二 (A) [] 主任技術者
(B) [] 監理技術者
- 三 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

[注] (B)は、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合に、(A)は、それ以外の場合に適用する。

[]の部分には、同法第26条第3項の工事の場合「専任の」の字句を記入する。ただし、当該工事が同法第26条第4項の工事にも該当する場合には、[]の部分に、「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の」の字句を記入する。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

4 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条 甲は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現代代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 甲又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

4 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

2 乙は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 監督員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から○日以内に応じなければならない。

4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から○日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条 乙は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したもの

を使用しなければならない。

- 2 乙は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 乙は、前2項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から○日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から○日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく乙の請求に○日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から○日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 甲が乙に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料または貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から○日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規定若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。
- 6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

- 7 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 乙は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。
- 10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 甲は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を乙が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 乙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、乙が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工

部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は乙の負担とする。

(条件変更等)

第18条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること

三 設計図書の表示が明確でないこと

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後○日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事業が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの

甲が行う。

二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの

甲が行う。

三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの

甲乙協議して

甲が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 甲は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて乙の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 甲は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(乙の請求による工期の延長)

第21条 乙は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調査への協力その他乙の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に工期の延長変更を請求することができる。

(甲の請求による工期の短縮等)

第22条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 甲は、第2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

[注] ○の部分には、工期及び請負代金を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、甲が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が工期変更の請求を受けた日）から○日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

[注] ○の部分には、工期を勘案してできる限り早急に通知を行うよう留意して数字を記入する。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 (A) 請負代金額の変更については、数量の増減が内訳書記載の数量の100分の〇を超える場合、施工条件が異なる場合、内訳書に記載のない項目が生じた場合若しくは内訳書によることが不適當な場合で特別な理由がないとき又は内訳書が未だ承認を受けていない場合にあっては、変更時の価格を基礎として甲乙協議して定め、その他の場合にあっては、内訳書記載の単価を基礎として定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

[注] (A) は、第3条 (A) を使用する場合に使用する。

「100分の〇」の〇の部分には、たとえば、20と記入する。「〇日」の〇の部分には、工期及び請負代金額を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。

第24条 (B) 請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

[注] (B) は、第3条 (B) を使用する場合に使用する。

〇の部分には、工期及び請負代金額を勘案して十分な協議を行えるよう留意して数字を記入する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から〇日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

[注] 〇の部分には、工期を勘案してできる限り早急に通知を行うよう留意して数字を記入する。

3 この約款の規定により、乙が参加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適當となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、(内訳書及び)

(A) [] に基づき甲乙協議して定める。

(B) 物価指数等に基づき甲乙協議して定める。

ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

[注] (内訳書及び) の部分は、第3条 (B) を使用する場合には削除する。

(A) は、変動前残工事代金額の算定の基準とすべき資料につき、あらかじめ、当事者が具体的に

定め得る場合に使用する。

[]の部分には、この場合に当該資料の名称（たとえば、国又は国に準ずる機関が作成して定期的に公表する資料の名称）を記入する。

○の部分には、工期及び請負代金額を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。

- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 第5項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
[注] ○の部分には、工期及び請負代金額を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から○日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
[注] ○の部分には、工期を勘案してできる限り早急に通知を行うよう留意して数字を記入する。

(臨機の措置)

第26条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置を要した費用のうち、乙が請求代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）について

は、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（第51条第1項の固定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第51条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。

以下本条において同じ。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合において、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては当該基準を超えるものに限る。）甲乙双方の責に帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第51条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。

4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、（内訳書に基づき）算定する。

[注]（内訳書に基づき）の部分は、第3条（B）を使用する場合には、削除する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ修繕費の額が上記の額より小額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項に適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 甲は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第25条から第27条まで、第29条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

[注] ○の部分には、工期及び請負代金額を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から○日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

[注] ○の部分には、工期を勘案してできる限り早急に通知を行うよう留意して数字を記入する。

(検査及び引渡し)

第31条 乙は、工事を完成したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けるときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

- 4 甲は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、乙が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡し請負代金の支払の完了と同時に、行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 乙は、工事が第2項の検査に合格したときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第32条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 甲がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 甲は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第34条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期と保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の〇以内の前払金の支払を甲に請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の〇から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の

10分の○を超えるときは、乙は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から○日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

[注] ○の部分には、30未満の数字を記入する。

- 6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年○パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

[注] ○の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の率を記入する。

(保証契約の変更)

第35条 乙は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

- 2 乙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

- 3 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

[注] 第3項は、甲が保証事業会社に対する工期変更の通知を乙に代理させる場合に使用する。

(前金払の使用等)

第36条 乙は、前払金をこの工場の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（この工場において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第37条 乙は、工場の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料「及び製造工場等にある工場製品」（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の○以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中○回を超えることができない。

[注] 部分払の対象とすべき工場製品がないときは、[]の部分削除する。

「10分の○」の○の部分には、たとえば、9と記入する。「○回」の○の部分には、工期及び請負代金額を勘案して妥当と認められる数字を記入する。

- 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料「若しくは製造工場等にある工場製品」の確認を甲に請求しなければならない。

[注] 部分払の対象とすべき工場製品がないときは、[]の部分を削除する。

- 3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 5 乙は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は
 - (A) 内訳書が承認を受けている場合には、内訳書により定め、その他の場合には、甲乙協議して定める。
 - (B) 甲乙協議して定める。

ただし、甲が前項の請求を受けた日から○日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × (○/10 - 前払金額 / 請負代金額)

[注] (A) は第3条(A)を使用する場合に、(B) は第3条(B)を使用する場合に使用する。

「○日」の○の部分には、14未満の数字を記入する「○/10」の○の部分には、第1項の「10分の○」の○の部分と同じ数字を記入する。

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、甲が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請求代金の額は、
 - (A) 内訳書が承認を受けている場合には、内訳書により定め、その他の場合には、甲乙協議して定める。
 - (B) 甲乙協議して定める。

ただし、甲が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から○日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 = 指定部分に相応する請負代金の額 × (1 - 前払金額 / 請負代金額)

[注] (A) は第3条 (A) を使用する場合に、(B) は第3条 (B) を使用する場合に使用する。

○の部分には、工期及び請負代金額を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第39条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおりとする。

年 度	円
年 度	円
年 度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年 度	円
年 度	円
年 度	円

3 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前払金の特則)

第40条 債務負担行為に係る契約の前払金については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、第34条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額（以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第1項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（ 円以内）を含めて前払金の支払を請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、乙は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求すること

ができない。

- 5 第1項場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第3項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第41条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times \bigcirc / 10 - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) - \{ \text{請負代金相当額} - (\text{前年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \} \times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$

[注] ○の部分には、第37条第1項の「10分の○」の○の部分と同じ数字を記入する。

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年 度	円
年 度	円
年 度	円

(第三者による代理受領)

第42条 乙は、甲の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされてるときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第43条 乙は、甲が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しく

は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第44条 (A) 甲は、工事目的物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

[注] (A) は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第87条第1項の適用を受ける契約の場合に使用することとする。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から○年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は○年とする。

[注] 本文の○の部分には、原則として、木造の建物等の建設工事の場合には1を、コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事の場合には2を、設備工事等の場合には1を記入する。ただし書の○の部分には、たとえば、10と記入する。

3 甲は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。

4 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第87条第1項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第6条第1項及び第2項に定める部分のかし（構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。）について修補又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、10年とする。

5 甲は、工事目的物が第1項のかしにより滅失又はき損したときは、第2項又は第4項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

6 第1項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第44条 (B) 甲は、工事目的物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から○年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は○年とする。

る期間は〇年とする。

[注] 本文の〇の部分には、原則として、木造の建物等の建設工事の場合には1を、コンクリート造等の建物等又は土木工作物の建設工事の場合には2を、設備工事等の場合には1を記入する。ただし書の〇の部分には、たとえば、10と記入する。

- 3 甲は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 甲は、工事目的物が第1項のかしにより滅失又はき損したときは、第2項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第45条 乙の責に帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

- 2 (A) 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額とする。

[注] 〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の率を記入する。

- 2 (B) 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額とする。

[注] (B)は、甲が工事の遅延による著しい損害を受けることがあらかじめ予想される場合に使用する。

〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の率を記入する。

- 3 甲の責に帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

[注] 〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の率を記入する。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第46条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、乙が次条第1項各号の1に該当するときは、甲は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定により保証人が選定し甲が適当と認めた建設業者(以下「代替履行業者」という。)から甲に対して、この契約に基づく次の各号に定める乙の権利及び義務を承継する旨の通知が行われ

た場合には、代替履行业者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- 一 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として乙に既に支払われたものを除く。）
 - 二 工事完成債務
 - 三 かし担保債務（乙が施工した出来形部分のかしに係るものを除く。）
 - 四 解除権
 - 五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により乙が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）
- 3 甲は、前項の通知を代替履行业者から受けた場合には、代替履行业者が前項各号に規定する乙の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第1項の規定による甲の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて甲に対して乙が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、削減する。

（甲の解除権）

第47条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - 二 その責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
 - 三 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - 五 第49条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の10分の〇に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- [注] 〇の部分には、たとえば、一と記入する。
- 3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- [注] 第3項は、第4条（A）を使用する場合に使用する。

第48条 甲は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第49条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の〇（工期の10分の〇が〇月を超えると
きは、〇月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分
の工事が完成した後〇月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - 三 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に
請求することができる。

(解除に伴う措置)

第50条 甲は、契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分
及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引
渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。この場合において、甲
は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査
することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧の直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があ
ったときは、当該前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払
において償却した前払金の額を控除した額）を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控
除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第47条の規
定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年〇パーセ
ントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第48条又は前条の規定によるときにあっては、
その余剰額を甲に返還しなければならない。

[注] 〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の率を記入する。

- 4 乙は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格
した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給
材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しな
かった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてそ
の損害を賠償しなければならない。
- 5 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければ
ならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品
を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙は、契約が解除された場合において、工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器
具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）
があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて甲に明け渡

さなければならない。

- 7 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第47条の規定によるときは甲が定め、第48条又は前条の規定によるときは、乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(火災保険等)

第51条 乙は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下本条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずる者を含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものは直ちに甲に提示しなければならない。
- 3 乙は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第52条 (A) この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、契約書記載の調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き、甲乙それぞれが負担する。

- 2 甲及び乙は、前項の調停人があっせん又は調停を打ち切ったときは、建設業法による〔 〕建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

[注] (A) は、あらかじめ調停人を選任する場合に使用する。

〔 〕の部分には、「中央」の字句又は都道府県の名称を記入する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、第1項のあっせん又は調停を請求することができない。

第52条 (B) この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による〔 〕建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

[注] (B)は、建設業法による建設工事紛争審査会により紛争の解決を図る場合に使用する。

〔 〕の部分には、「中央」の字句又は都道府県の名を記入する。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他乙が工事を施工するため使用している下請負人、労働者等の工事施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第53条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の「調停人又は」審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

[注] 〔 〕の部分は、第52条 (B) を使用する場合には削除する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第54条 この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第55条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

[別添]

[裏面参照の上建設工事紛争審議会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。]

仲 裁 合 意 書

工 事 名

工事場所

平成 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び請負者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 建設工事紛争審査会

[管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。]

平成 年 月 日

発注者 印

請負者 印

[裏面]

仲裁合意書について

(一) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

(二) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、建設省に、都道府県紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、請負者が建設大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、3人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律の規定が適用される。

9 発注者の窓口一覧

①国土交通省の各地方整備局等窓口一覧（国土交通省直轄分）

機 関 名	住 所	担 当 部 局	F A X
北海道開発局	〒060-8511 札幌市北区北8条西2	事業振興部工事管理課 (代) 011-709-2311	011-709-3001
東北地方整備局 (港湾空港関係を除く) (港湾空港関係)	〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15 〒980-0013 仙台市青葉区花京院1-1-20	総務部契約課 (代) 022-225-2171 総務部経理調達課 (代) 022-716-0001	022-262-8620 022-716-0019
関東地方整備局 (港湾空港関係を除く) (港湾空港関係)	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 〒231-8436 横浜市中区北仲通5-57	総務部契約課 (代) 048-601-3151 総務部経理調達課 (代) 045-211-7406	048-600-1370 045-211-0205
北陸地方整備局 (港湾空港関係を除く) (港湾空港関係)	〒951-8505 新潟市白山浦1-425-2 〒951-8545 新潟市白山浦1-332	総務部契約課 (代) 025-266-1171 総務部経理調達課 (代) 025-265-7770	025-230-6892 025-230-1091
中部地方整備局 (港湾空港関係を除く) (港湾空港関係)	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 〒455-8545 名古屋市中区港区築地町2	総務部契約課 052-953-8138 総務部経理調達課 052-651-6264	052-953-8199 052-651-6267
近畿地方整備局 (港湾空港関係を除く) (港湾空港関係)	〒540-8586 大阪市中央区大手町1-5-44 〒650-0024 神戸市中央区海岸通29	総務部契約課 (代) 06-6941-8461 総務部経理調達課 (代) 078-391-7571	06-6943-7834 078-325-8287
中国地方整備局 (港湾空港関係を除く) (港湾空港関係)	〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 〒730-0004 広島市中区東白鳥町14-15	総務部契約課 (代) 082-221-9231 総務部経理調達課 (代) 082-511-3900	082-223-4345 082-511-3911
四国地方整備局 (港湾空港関係を除く) (港湾空港関係)	〒760-8554 高松市福岡町4-26-32 〒760-0017 高松市番町3-4-18	総務部契約課 (代) 087-851-8061 総務部経理調達課 (代) 087-832-5777	087-851-8073 087-832-5802
九州地方整備局 (港湾空港関係を除く) (港湾空港関係)	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 〒750-8504 下関市竹崎町4-6-1	総務部契約課 (代) 092-471-6331 総務部経理調達課 (代) 0832-24-4111	092-476-3459 0832-24-4140
(国土交通本省発注管轄工事のみ) 国土交通大臣官房官庁管 繕部	〒100-8918 千代田区霞が関2-1-2	管理課 (代) 03-5253-8111	03-5253-1541

②各省各庁窓口一覧

機 関 名	住 所	担 当 部 局	F A X
内閣府沖縄総合事務局	〒900-8530 那覇市前島2-21-7 松屋産業ビル	開発建設部管理課 (代) 098-866-0031	098-866-9049
厚生労働省	〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2	大臣官房会計課 監査指導室 03-5253-1111	03-3595-2121
文部科学省	〒100-0005 千代田区丸の内2-5-1	大臣官房文教施設部 施設企画課契約情報室 03-5253-4111	03-6734-3691
農林水産省	〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1	大臣官房経理課 会計指導班 03-3591-9777	03-3502-4177

③関係公団等窓口一覧

機 関 名	住 所	担 当 部 局	F A X
日本郵政公社	〒100-8798 千代田区霞が関1-3-2	統括部契約担当 03-3504-4301	03-3580-6657
日本道路公団	〒100-8979 千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル	用地管理部契約課 (代) 03-3506-0111	03-3506-0939
首都高速道路公団	〒100-8930 千代田区霞が関1-4-1	経理部契約課 03-3539-9315	03-3502-3062
阪神高速道路公団	〒541-0056 大阪府中央区久太郎町4-1-3 大阪センタービル	経理部契約課 (代) 06-6252-8121	06-6251-6930
本州四国連絡橋公団	〒651-0088 神戸市中央区小野柄通4-1-22 アーバンエース三宮ビル	総務経理部経理室 会計契約課 078-291-1035	078-291-1358
日本下水道事業団	〒107-0052 港区赤坂6-1-20 国際新赤坂ビル西館	経営企画部契約課 03-5572-1838	03-5572-1875
独立行政法人 都市再生機構	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー5F	経理資金部 契約管理チーム 045-650-0302	045-650-6327
独立行政法人 環境再生保全機構	〒212-0014 川崎市幸区本宮町1310 ミュージアム川崎セントラルタワー8F	事業管理部 環境緑地課 044-520-9601	044-520-2230
独立行政法人 水資源機構	〒330-6008 さいたま市中央区新都心11-2	財務部契約課 048-600-6534	048-600-6530
独立行政法人 緑資源機構	〒212-0014 川崎市幸区本宮町1310 ミュージアム川崎セントラルタワー 12F・13F	経理部経理課 044-543-2506	044-533-7409
日本勤労者住宅協会	〒112-0002 文京区小石川5-41-10 住友不動産小石川ビル3階	委託事業部 03-3811-6265	03-3811-6260

※なお、地方公共団体の発注工事については 各地方公共団体にお問い合わせ下さい。

10 公証役場一覧

東京

(H16.1.5現在)

公証役場	郵便番号	所在地	TEL
霞が関	100-0011	千代田区内幸町2-1-1 飯野ビル307	03 (3502) 0745
日本橋	103-0026	中央区日本橋兜町1-10 日証館ビル1階	03 (3666) 3089
渋谷	150-0041	渋谷区神南1-21-1 日本生命渋谷ビル8階	03 (3464) 1717
神田	101-0044	千代田区鍛冶町1-9-4 KYYビル3階	03 (3256) 4758
池袋	170-6004	豊島区東池袋3-1-3 サンシャイン60ビル4階	03 (3971) 6411
大森	140-0013	品川区南大井6-12-12 増本ビル3階	03 (3763) 2763
新宿	160-0023	新宿区西新宿7-4-3 升本ビル5階	03 (3365) 1786
文京	112-0003	文京区春日1-16-21 文京シビックセンター8階	03 (3812) 0438
上野	110-0015	台東区東上野1-7-2 富田ビル4階	03 (3831) 3022
浅草	111-0034	台東区雷門2-4-8 あいおい損保台東ビル2階	03 (3844) 0906
丸の内	100-0005	千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル235区	03 (3211) 2645
京橋	104-0031	中央区京橋1-1-10 西勘本店ビル6階	03 (3271) 4677
銀座	104-0061	中央区銀座5-2-1 銀座東芝ビル5階	03 (3571) 0148
新橋	105-0004	港区新橋1-1-1 日比谷ビル5階	03 (3591) 4845
芝	105-0003	港区西新橋3-19-14 東京建硝ビル5階	03 (3434) 7986
麻布	106-0045	港区麻布十番1-4-5 深尾ビル5階	03 (3585) 0907
目黒	141-0021	品川区上大崎2-17-5 デルダンビル5階	03 (3494) 8040
五反田	141-0022	品川区東五反田5-27-6 第一五反田ビル3階	03 (3445) 0021
世田谷	154-0024	世田谷区三軒茶屋2-15-8 ファッションビル4階	03 (3422) 6631
蒲田	144-0051	大田区西蒲田7-5-13 森ビル5階	03 (3738) 3329
王子	114-0002	北区王子1-14-1 山本屋ビル3階	03 (3911) 6596
赤羽	115-0044	北区赤羽南1-4-8 赤羽南商業ビル6階	03 (3902) 2339
小岩	133-0057	江戸川区西小岩7-27-2 ジブラルタル生命小岩ビル5階	03 (3659) 3446
葛飾	124-0012	葛飾区立石4-25-9	03 (3693) 4103
錦糸町	130-0022	墨田区江東橋3-9-7 国宝ビル5階	03 (3631) 8490
向島	131-0032	墨田区東向島6-1-3 小島ビル2階	03 (3612) 5624
千住	120-0034	足立区千住2-54 須川ビル5階	03 (3882) 1177
練馬	176-0012	練馬区豊玉北5-7-12 練馬駅前ビル6階	03 (3991) 4871
中野	164-0001	中野区中野5-65-3 A-01ビル7階	03 (5813) 2255
杉並	167-0051	杉並区荻窪5-27-6 中島第一ビル6階	03 (3391) 7100
板橋	173-0004	板橋区板橋2-67-8 板橋中央ビル8階	03 (3961) 1166
麴町	102-0083	千代田区麴町5-2-1 K-WINGビル5階	03 (3265) 6958
浜松町	105-0012	港区芝大門1-4-14 芝榮太郎ビル7階	03 (3433) 1901
八重洲	103-0028	中央区八重洲1-5-3 不二ビル3階	03 (3271) 1833

公証役場	郵便番号	所在地	TEL
大塚	170-0005	豊島区南大塚2-45-8 大塚N Sビル5階	03 (3941) 3646
赤坂	107-0052	港区赤坂3-9-6 第2森田ビル3階	03 (3583) 3290
高田馬場	169-0075	新宿区高田馬場1-4-21 サンパークマンション高田馬場1階	03 (3207) 3316
昭和通り	104-0061	中央区銀座4-10-6 銀料ビル2階	03 (3545) 9045
新宿御苑	160-0022	新宿区新宿2-9-23 S V A X新宿ビルディングB館3階	03 (3226) 6690
武蔵野	180-0004	武蔵野市吉祥寺本町2-5-11 松栄ビル4階	0422 (22) 6606
立川	190-0023	立川市柴崎町3-9-21 エルクレア立川ビル2階	042 (524) 1279
八王子	192-0082	八王子市東町7-6 明治生命八王子第二ビル2階	0426 (31) 4246
町田	194-0021	町田市中町1-5-7	042 (722) 4695
府中	183-0056	府中市寿町1-1-3 三ツ木寿町ビル2階	042 (369) 6951
多摩	206-0033	多摩市落合1-7-12 ライティングビル1階	042 (338) 8605

関 東

公証役場	郵便番号	所在地	TEL
博物館前本町	231-0005	横浜市中区本町5-49 丸忠センタービル5階	045 (212) 2033
横浜駅西口	220-0004	横浜市西区北幸1-5-10 東京建物ビル4階	045 (311) 6907
関内大通り	231-0047	横浜市中区羽衣町2-7-10 日本生命関内ビル8階	045 (261) 2623
尾上町	231-0015	横浜市中区尾上町3-35 有楽ビル8階	045 (212) 3609
みなとみらい	231-0011	横浜市中区太田町6-87 横浜フコク生命ビル10階	045 (662) 6585
鶴見	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央4-16-1-201 折井ビル2階	045 (521) 3410
上大岡	233-0002	横浜市港南区上大岡西1-18-25	045 (844) 1102
川崎合同	210-0007	川崎市川崎区駅前本町3-3 ムラタヤビル5階	044 (222) 7264
溝ノ口	213-0001	川崎市高津区溝口3-14-1 田中屋ビル2階	044 (811) 0111
藤沢	251-0025	藤沢市鵜沼石上2-11-2 湘南Kビル1階	0466 (22) 5910
横須賀	238-0007	横須賀市若松町2-24 亀井ビル3階	046 (823) 0328
小田原	250-0011	小田原市栄町1-5-20 大邦ビル4階	0465 (22) 5772
平塚	254-0807	平塚市代官町9-26 M宮代代官4階(平塚駅南口)	0463 (21) 0267
厚木	243-0018	厚木市中町3-13-8 安田生命厚木第2ビル2階	046 (221) 1813
相模原	229-0031	相模原市相模原6-4-20-202 長谷川ビル	042 (758) 1888
浦和	336-0063	さいたま市浦和区高砂3-7-2 タニグチビル3階	048 (831) 1951
川口	332-0012	川口市本町4-1-5 高橋ビル2階	048 (223) 0911
春日部	344-0067	春日部市中央5-1-29	048 (735) 7200
川越	350-0043	川越市新富町2-22 八十二銀行ビル5階	049 (224) 9454
熊谷	360-0037	熊谷市筑波3-4 朝日八十二ビル4階	048 (524) 9733
越谷	343-0813	越谷市越ヶ谷2-2-1-403 浜野ビル4階	0489 (62) 2796
秩父	368-0033	秩父市野坂町1-20-32 中原ビル1階	0494 (23) 3788
東松山	355-0028	東松山市箭弓町1-13-20 光越園ビル3階	0493 (23) 4413
大宮	331-0854	さいたま市大宮区桜木町4-218 ぶぎんリースビル2階	048 (642) 4355

公証役場	郵便番号	所在地	TEL
所 沢	359-0035	所沢市西新井町20-10	042(994) 2323
千 葉 中 央	260-0013	千葉市中央区中央4-15-3 読売千葉ビル4階・5階	043(224) 1408
千 葉 合 同	260-0013	千葉市中央区中央3-11-11 ニュー豊田ビル4階	043(227) 3661
船 橋	273-0011	船橋市湊町2-5-1 アイカワビル5階	047(437) 0058
市 川	272-0021	市川市八幡3-8-18 メゾン本八幡ビル205	047(321) 0665
木 更 津	292-0057	木更津市東中央3-5-2-102 第2三幸ビル1階	0438(22) 2243
銚 子	288-0053	銚子市東町14-1 岡田ビル2階	0479(23) 6071
松 戸	271-0091	松戸市本町11-8 鈴木ビル2階	047(363) 2091
柏	277-0005	柏市柏3-7-17-203	0471(66) 6262
成 田	286-0033	成田市花崎町814-56 カワイビル3階	0476(22) 1035
館 山	294-0047	館山市八幡32-2	0470(22) 5528
茂 原	297-0026	茂原市茂原640-10 クルミビル2階	0475(22) 5959
水 戸 合 同	310-0801	水戸市桜川1-5-15 都市ビル5階A・6階B	029(221) 8758
土 浦	300-0813	土浦市富士崎1-7-21 和光ビル4階	0298(21) 6754
日 立	317-0064	日立市神峰町1-10-3 さくらビル2階	0294(21) 5791
取 手	302-0004	取手市取手2-14-24 竹内ビル2階	0297(74) 2569
下 館	308-0031	下館市田中町丙360 下館商工会議所内	0296(24) 9460
鹿 嶋	314-0031	鹿嶋市宮中8-12-6	0299(83) 4822
宇 都 宮 合 同	320-0036	宇都宮市小幡1-1-33 佐久間ビル2階	028(624) 1100
足 利	326-0814	足利市通3-2589 足利織物会館3階	0284(21) 6822
小 山	323-0807	小山市城東1-6-36 小山商工会議所会館3階	0285(24) 4599
大 田 原	324-0041	大田原市本町1-2714	0287(23) 0666
前 橋 合 同	371-0023	前橋市本町1-3-6	027(223) 8277
太 田	373-0851	太田市飯田町1245-1 清水ビル1階	0276(45) 8469
高 崎 合 同	370-0053	高崎市通町59-1 幸信ビル3階	027(325) 1574
桐 生	376-0011	桐生市相生町2-376-13	0277(54) 2168
伊 勢 崎	372-0014	伊勢崎市昭和町3919 伊勢崎商工会議所会館3階	0270(24) 3252
富 岡	370-2316	富岡市富岡1130 富岡商工会館2階	0274(64) 1075
静 岡 合 同	420-0853	静岡市追手町2-12 安藤ビル7階	054(252) 8988
沼 津 合 同	410-0801	沼津市大手町3-6-18 住友生命沼津ビル5階	055(962) 5731
熱 海	413-0005	熱海市春日町2-9 熱海駅前第二ビル3階	0557(82) 7770
富 士	417-0055	富士市永田町1-124-2 安田生命ビル2階	0545(51) 4958
浜 松 合 同	430-0946	浜松市元城町219-21 第一生命ビル3階	053(452) 0718
掛 川	436-0056	掛川市中央2-4-27 中央ビル5階	0537(22) 2304
袋 井	437-0013	袋井新屋1-2-1 袋井商工会議所2階	0538(42) 8412
下 田	415-0036	下田市西本郷1-2-5 佐々木ビル3階	0558(22) 5521
甲 府	400-0024	甲府市北口1-1-8 甲府北口ビル	055(252) 7752
大 月	401-0012	大月市御太刀1-2-14 都留信用組合大月支店2階	0554(23) 1452
長 野 合 同	380-0872	長野市大字南長野妻科437-7 長野法律ビル2階	026(234) 8585

公証役場	郵便番号	所在地	TEL
上田	386-0023	上田市中央西1-15-32 富国生命上田ビル3階	0268 (22) 5477
松本	390-0874	松本市大手2-5-1 モモヤビル4階	0263 (35) 6309
諏訪	392-0026	諏訪市大手2-17-16 信濃ビル3階	0266 (53) 4641
飯田	395-0044	飯田市本町1-5	0265 (23) 6502
伊那	396-0011	伊那市大字伊那部4907-4 久保田ビル2階	0265 (73) 8622
小諸	384-0012	小諸市南町1-1-10 山浦ビル2階	0267 (23) 6107
新潟合同	950-0917	新潟市天神1-1 プラーク3棟 (4階)	025 (240) 2610
長岡合同	940-0053	長岡市長町1丁目甲1672-1	0258 (33) 5435
上越	943-0834	上越市西城町2-10-25 大島ビル2階	0255 (22) 4104
三条	955-0047	三条市東三条1-5-1 川商ビル4階	0256 (32) 3026
新発田	957-0054	新発田市本町1-3-5 第5桧内ビル3階	0254 (24) 3101

関西

公証役場	郵便番号	所在地	TEL
梅田	530-0012	大阪市北区芝田2-7-18 全日空ビル新館3階	06 (6376) 2466
平野町	541-0046	大阪市中央区平野町2-1-2 沢の鶴ビル2階	06 (6231) 8584
本町	541-0052	大阪市中央区安土町3-4-10 ホースビル3階	06 (6271) 6266
江戸堀	550-0002	大阪市西区江戸堀1-10-8 帝人殖産ビル5階	06 (6443) 9488
難波	556-0016	大阪市浪速区元町1-11-8 三協ビル2階	06 (6633) 0425
上六	543-0021	大阪市天王寺区東高津町11-9 日本生命上本町ビル4階	06 (6763) 3016
枚方	573-0027	枚方市大垣内町2-16-12 サクセスビル5階	072 (841) 2325
堺合同	590-0076	堺市北瓦町2-4-18 りそな堺ビル4階	072 (233) 1412
岸和田	596-0054	岸和田市宮本町2-29 愛ZECR (あぜくら) ビル3階	0724 (22) 3295
東大阪	577-0054	東大阪市高井田元町1-2-8 永和アーチビル3階	06 (6781) 5044
高槻	569-1123	高槻市芥川町1-15-18 ミドリ芥川ビル2階	072 (681) 8500
京都合同	604-8187	京都市中央区東洞院通御池下る笹屋町436-2 京ビル2階	075 (231) 4338
宇治	611-0021	宇治市宇治壺番132番地-4 谷口ビル2階	0774 (23) 8220
舞鶴	624-0855	舞鶴市字北田辺126-1-1 ジブラルタ生命舞鶴ビル5階	0773 (75) 6520
福知山	620-0045	福知山市駅前町1 古川屋ビル3階	0773 (23) 6309
奈良合同	630-8253	奈良市内侍原町6 奈良県林業会館3階	0742 (22) 2966
高田	635-0095	大和高田市大字大中98 おがわビル3階	0745 (22) 7166
大津	520-0043	大津市中央3-2-1 セザール大津ビル3階	077 (523) 1728
長浜	526-0053	長浜市宮前町15-1	0749 (63) 8377
近江八幡	523-0893	近江八幡市桜宮町214-5	0748 (33) 2988
和歌山合同	640-8157	和歌山市八番丁11 日本生命和歌山八番丁ビル3階	073 (422) 3376
田辺	646-0032	田辺市下屋敷町37 西原ビル2階	0739 (22) 1873
御坊	644-0012	御坊市湯川町小松原549-1 アスリービル1階	0738 (22) 7320
新宮	647-0043	新宮市緑ヶ丘2-1-31 カマツカビル3階	0735 (21) 2344
橋本	648-0073	橋本市市脇1-1-1 太平ビル3階	0736 (32) 9745
神戸合同	650-0033	神戸市中央区江戸町95 井門神戸ビル8階	078 (391) 1180

公証役場	郵便番号	所在地	TEL
伊 丹	664-0846	伊丹市伊丹1-6-2 丹兵ビル2階	0727 (72) 4646
尼 崎 合 同	660-0881	尼崎市昭和通7-234 りそな銀行ビル2階・4階	06 (6411) 2777
明 石	673-0892	明石市本町1-1-32 明石商工会館ビル3階	078 (912) 1499
姫 路 東	670-0935	姫路市北条口3-50 村田ビル2階	0792 (23) 0526
姫 路 西	670-0935	姫路市北条口2-18 宮本ビル2階	0792 (22) 1054
洲 本	656-0025	洲本市本町2-3-13 富本ビル3階	0799 (24) 3454
豊 岡	668-0024	豊岡市寿町11-2 第2千代田ビル305	0796 (22) 0796
龍 野	679-4167	龍野市龍野町富永300-13 関ビル2階	0791 (62) 1393
加 古 川	675-0031	加古川市加古川町北在家2006 永田ビル2階	0794 (21) 5282

中 部

公証役場	郵便番号	所在地	TEL
葵 町	461-0002	名古屋市東区代官町35-16 第一富士ビル3階	052 (931) 2141
熱 田	456-0031	名古屋市熱田区神宮4-7-27 宝ビル18号館2階	052 (682) 5973
名 古 屋 駅 前	450-0003	名古屋市中村区名駅南1-17-29 広小路ESビル7階	052 (551) 9737
春 日 井	486-0844	春日井市鳥居松町4-151	0568 (85) 9351
一 宮	491-0858	一宮市栄1-9-20 朝日生命一宮ビル5階	0586 (72) 4925
半 田	475-0902	半田市宮路町273 柵ビル2階	0569 (22) 1551
岡 崎 合 同	444-0038	岡崎市羽根町字貴登野15番地 岡崎シビックセンター2階	0564 (21) 8193
豊 田	471-0024	豊田市元城町4-2-1 豊田市役所環境センター1階	0565 (34) 1731
豊 橋 合 同	440-0888	豊橋市駅前大通2-33-1 開発ビル9階	0532 (52) 2312
西 尾	445-0852	西尾市花ノ木町3-3 丸万ビル3階	0563 (54) 5699
新 城	441-1374	新城市字町並16	05362 (3) 5768
津 合 同	514-0036	津市丸之内養正町7-3 山田ビル	059 (228) 9373
松 阪 合 同	515-0075	松阪市新町1022-2	0598 (23) 7883
四 日 市 合 同	510-0061	四日市市朝日町1-9 千賀ビル2階	0593 (53) 3394
伊 勢	516-0037	伊勢市岩淵2-5-1 三銀日生ビル3階	0596 (28) 6506
上 野	518-0873	上野市丸之内55 丸ビル3階	0595 (23) 6549
岐 阜 合 同	500-8812	岐阜市美江寺町2-1 蚕糸会館1階	058 (263) 6582
大 垣	503-0888	大垣市丸の内1-35	0584 (78) 6174
美 濃 加 茂	505-0034	美濃加茂市古井町下古井468 セントラルビル2階	0574 (26) 4436
高 山	506-0009	高山市花岡町2-55-25 オーエムビル2階	0577 (32) 4148
多 治 見	507-0033	多治見市本町5-15-2	0572 (23) 6782

北 陸

公証役場	郵便番号	所在地	TEL
福 井 合 同	910-0023	福井市順化1-24-43 ストックビル福井1番館801	0776 (22) 1584
武 生	915-0813	武生市京町2-1-6 善光寺ビル1階	0778 (23) 5689
敦 賀	914-0803	敦賀市松島133-408 (新松島町) 長野ビル3階	0770 (23) 3598

公証役場	郵便番号	所在地	TEL
金沢合同	920-0855	金沢市武蔵町6-1 レジデンス第2武蔵1階	076 (263) 4355
小松	923-0868	小松市日の出町1-50 ソレアード2階	0761 (22) 0831
七尾	926-0816	七尾市藤橋町戌部26-1 トウアイビル102	0767 (52) 6508
富山合同	930-0094	富山市安住町2-14 北日本スクエア北館801	076 (442) 2700
高岡	933-0021	高岡市下関町1-19 毛利ビル1階	0766 (25) 5130
魚津	937-0055	魚津市中央通り1-4-8	0765 (24) 6747

中 国

公証役場	郵便番号	所在地	TEL
広島合同	730-0037	広島市中区中町7-41 三栄ビル9階	082 (247) 7277
東広島	739-0043	東広島市西条西本町28-6 サンスクエア東広島4階	0824 (22) 3733
呉	737-0051	呉市中央3-1-26 第一ビル3階	0823 (21) 2938
竹原	725-0026	竹原市中央3-14-10 道工中央ビル1階	0846 (22) 9557
尾道	722-0014	尾道市新浜2-5-27 大宝ビル5階	0848 (22) 3712
福山	720-0034	福山市若松町10-7 若松ビル4階	084 (925) 1487
三次	728-0014	三次市十日市南1-4-11	0824 (62) 3381
山口	753-0045	山口市黄金町3-5	083 (925) 0035
徳山	745-0035	周南市御幸通2-12 秋本ビル5階	0834 (31) 1745
防府	747-0809	防府市寿町3-20 寿ビル3階	0835 (21) 8780
岩国	740-0022	岩国市山手町1-6-16 ニュー新井ビル2階	0827 (22) 5116
下関唐戸	750-0004	下関市中之町6-4 大和交通ビル4階	0832 (22) 6693
宇部	755-0032	宇部市寿町3-8-21	0836 (34) 2686
萩	758-0071	萩市大字瓦町16 三好ビル2階	0838 (22) 5517
柳川	700-0815	岡山市野田屋町1-7-17 千代田生命ビル3階	086 (223) 9348
岡山合同	700-0821	岡山市中山下1-2-11 清寿会館ビル5階	086 (222) 7537
倉敷	710-0046	倉敷市中央2-10-7 富田トラストビル3階	086 (422) 4057
津山	708-0076	津山市上紺屋町1番地 モスト21ビル2階	0868 (22) 5310
笠岡	714-0088	笠岡市笠岡507-74 ローソン2階	0865 (62) 5409
鳥取合同	680-0022	鳥取市西町1-201 朝日新聞・ミタニ共同ビル4階	0857 (24) 3030
米子	683-0823	米子市加茂町2-113 加茂町ビル2階206	0859 (32) 3399
倉吉	682-0816	倉吉市駄経寺町2-15-1 倉吉合同事務所1階	0858 (22) 0437
押味	690-0887	松江市殿町58 古井ビル2階	0852 (21) 3524
竹内	690-0886	松江市母衣町95 古田ビル2階	0852 (21) 6309
浜田	697-0021	浜田市松原町289-1 中門マンション1階	0855 (22) 7281

九州

公証役場	郵便番号	所在地	TEL
福岡	810-0073	福岡市中央区舞鶴3-7-13 大禅ビル2階	092(741)0310
博多	812-0018	福岡市博多区住吉2-2-1 朝日生命福岡第三ビル5階	092(272)1156
久留米	830-0018	久留米市通町4-4 中島ビル2階	0942(32)3307
大牟田	836-0843	大牟田市不知火町1-3-1	0944(52)5944
小倉合同	803-0811	北九州市小倉北区大門2-1-8 吉永ビル2階	093(561)5059
八幡合同	805-0019	北九州市八幡東区中央2-4-15	093(671)2698
門司	801-0863	北九州市門司区栄町7-16 天満屋ビル2階	093(321)4145
若松	808-0024	北九州市若松区浜町2-5-14	093(771)4245
田川	826-0031	田川市千代町8-46	0947(44)4130
直方	822-0015	直方市新町2-1-24	0949(24)6226
飯塚	820-0067	飯塚市大字川津406-1 丸二ビル1階	0948(22)3579
行橋	824-0001	行橋市行事4-20-61	0930(22)4870
筑紫	818-0051	筑紫野市二日市4-5-15 木村ビル2階	092(925)9755
佐賀合同	840-0801	佐賀市駅前中央1-5-10朝日生命駅前ビル7階	0952(22)4387
唐津	847-0016	唐津市東城内17-29	0955(72)1083
長崎合同	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階	095(821)3744
諫早	854-0014	諫早市東小路町11-1	0975(23)4559
佐世保	857-0052	佐世保市松浦町5-13 グリーンビル1階	0956(22)6081
島原	855-0807	島原市白土町1030-1	0957(62)7822
大分	870-0045	大分市城崎町2-1-5 城崎司法ビル4階	097(535)0888
別府合同	874-0931	別府市西野口町1-1 青山通りビル3階	0977(22)8737
中津	871-0058	中津市豊田町6-11 徳永ビル2階	0979(25)2695
日田	877-0025	日田市田島2-1-20 第2光ビル2階	0973(24)6751
臼杵	875-0041	臼杵市大字臼杵100-3 臼杵商工会館1階	0927(63)2463
熊本合同	862-0976	熊本市九品寺2-1-24 住友生命熊本九品寺ビル3階	096(364)2700
八代	866-0862	八代市松江城町3-14	0965(32)6289
天草	863-0037	本渡市諏訪町2-10 武内ビル1階	0969(22)3666
鹿児島合同	892-0816	鹿児島市山下町17-12 平正ビル	099(222)2817
川内	895-0076	川内市大小路町3451	0996(22)5448
鹿屋	893-0064	鹿屋市西原4-10-3 ベルタウン2階	0994(41)3339
名瀬	894-0025	名瀬市幸町12-22-201	0997(52)2661
宮崎合同	880-0802	宮崎市別府町2-5 コスモ別府ビル2階	0985(28)3038
都城	885-0025	都城市前田町15-6 デラコア前田ビル1階	0986(22)1804
延岡	882-0823	延岡市中町2-1-7 ジブラルタ生命延岡ビル5階	0982(21)1339
日南	887-0031	日南市戸高1-3-1	0987(23)5430
那覇合同	900-0021	那覇市泉崎1-4-10	098(862)3161
沖縄	904-2153	沖縄市美里1-2-3	098(938)9380

東 北

公証役場	郵便番号	所 在 地	TEL
仙 台 合 同	980-0802	仙台市青葉区二日町16-15 武山興産第2ビル2階	022 (261) 0377
仙 台 一 番 町	980-0811	仙台市青葉区一番町2-3-20 第三オフィスビル6階	022 (261) 0744
石 卷	986-0826	石巻市鑄銭場5-9 いせんばプラザ1階102	0225 (22) 5791
古 川	989-6162	古川市駅前大通4-3-7 菊池ビル1階	0229 (22) 2332
大 河 原	989-1245	柴田郡大河原町字新南35-3	0224 (53) 2265
福 島 合 同	960-8043	福島市中町5-18 福島県林業会館1階	024 (521) 2557
郡 山	963-8017	郡山市長者1-7-20 東京海上ビル2階	0249 (32) 6037
白 河	961-0856	白河市新白河1-121	0248 (23) 2203
会 津 若 松	965-0008	会津若松市南千石町6-5 会津若松商工会館別館2階	0242 (38) 3922
い わ き	970-8026	いわき市平字菱川町1-3 いわき産業会館4階	0246 (23) 4066
相 馬	976-8601	相馬市中村字大手先13 相馬市役所地下1階	0244 (36) 1008
山 形	990-0039	山縣氏香澄町1-20-1	023 (633) 0936
鶴 岡	997-0044	鶴岡市新海町17-68 鶴岡法務総合ビル2階	0235 (22) 9996
米 沢	992-0045	米沢市中央3-7-6	0238 (22) 6886
盛 岡 合 同	020-0022	盛岡市大通3-2-8 岩手県金属工業会館3階	019 (651) 5828
宮 古	027-0087	宮古市横町2-3	0193 (63) 4431
一 関	021-1881	一関市大町7-5 畑瀬ビル3階	0191 (21) 2986
花 巻	025-0075	花巻市花城町10-27 花巻商工会議所会館3階	0198 (23) 2002
秋 田 合 同	010-0921	秋田市大町3-5-8 秋田日本信販ビル3階	018 (864) 0850
能 代	016-0817	能代市上町6-22	0185 (52) 7728
青 森 合 同	030-0861	青森市長島1-3-17 阿保歯科ビル4階	017 (776) 3298
弘 前	036-8217	弘前市大字新町176-3	0172 (34) 3084
八 戸	031-0041	八戸市大字廿三日町28 アクサ八戸ビル201	0178 (43) 1213

北 海 道

公証役場	郵便番号	所 在 地	TEL
札 幌	060-0042	札幌市中央区大通西4-1 道銀ビル10階	011 (241) 4267
大 通	060-0061	札幌市中央区南1条西10-4-167 小六第一ビル6階	011 (272) 2565
札 幌 中	060-0042	札幌市中央区大通西11-4 登記センタービル5階	011 (271) 4977
小 樽	047-0031	小樽市色内1-9-1 松田ビル1階	0134 (22) 4530
岩 見 沢	068-0024	岩見沢市4条西1-2-5 明治生命岩見沢ビル2階	0126 (22) 1752
室 蘭	050-0083	室蘭市東町2-24-15	0143 (44) 8630
苫 小 牧	053-0022	苫小牧市表町2-3-23 エイシンビル2階	0144 (36) 7769
滝 川	073-0022	滝川市大町1-8-27 振興公社管理ビル1階	0125 (24) 1218
函 館 合 同	040-0063	函館市若松町15-7-51 函館北洋ビル5階	0138 (22) 5661
旭 川 合 同	070-0034	旭川市4条通9-1704-12 朝日生命旭川ビル2階	0166 (23) 0098
名 寄	096-0011	名寄市西1条南9-35	01654 (3) 3131
釧 路 合 同	085-0014	釧路市末広町7-2 金森ビル	0154 (25) 1365

公証役場	郵便番号	所在地	TEL
帯広合同	080-0012	帯広市西2条南10-10 かのびのビル3階	0155(22)6789
北見	090-0024	北見市北4条東 双進ビル3階	0157(31)2511
網走	093-0016	網走市南6条西2-2 セントラルプラザ2階	0152(43)1661

四 国

公証役場	郵便番号	所在地	TEL
高松	760-0017	高松市番町1-7-11 五番町ビル6階	087(851)9870
丸亀	763-0024	丸亀市塩飽町7-2 県信ビル5階	0877(23)4734
徳島	770-0841	徳島市八百屋町3-15 徳島あおば生命ビル7階	088(625)6575
鳴門	772-0002	鳴門市撫養町斎田字浜端南154 ライトビル1階	088(685)7982
高知合同	780-0870	高知市本町1-1-3 朝日生命高知本町ビル3階	088(823)8601
中村	787-0033	中村市大橋通6-3-7	0880(34)1728
松山合同	790-0002	松山市二番町1-11-5 公証ビル2階	089(941)3871
八幡浜	796-8002	八幡浜市広瀬1-7-6 きくやビル1階	0894(22)2070
新居浜	792-0025	新居浜市一宮町1-4-15 松田ビル1階	0897(35)3110
宇和島	798-0042	宇和島市愛宕町2-2-50	0895(25)2292
今治	794-0042	今治市旭町2-3-20 今治商工会議所ビル5階	0898(23)2778

11 (財)建設業振興基金の債務保証関係

①(財)建設業振興基金の概要

(財)建設業振興基金は建設産業の近代化、合理化を図るために中小建設業の円滑化、建設産業の構造改善・情報化の推進、建設業経理事務士検定及び施工管理技術検定等の諸事業を実施し、建設産業の振興に寄与することを目的として、国と建設業者団体等からの拠出によって設立された公益法人です。

1. 名 称 財団法人 建設業振興基金
2. 設立年月日 昭和50年7月16日
3. 代 表 者 理事長 鈴木政徳
4. 所 在 地 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号
虎ノ門4丁目MTビル2号館

*下請セーフティネット債務保証についてのお問い合わせ先
業務第一部 TEL 03-5473-4575

5. 事業概要

- (1) 建設業者団体、事業協同組合等が行う共同事業に必要な資金に係る借入れについての金融機関に対する債務保証 ((3)に該当するものを除く)
- (2) 建設業者団体、事業協同組合等が行う共同施設の整備に必要な資金に係る借入に対する助成
- (3) 建設業者団体、事業協同組合等が行う貸付事業 (中小建設業者等への資金供給の円滑化及び下請保護に資するもの又は企業連携の推進に資するものに限る。)に必要な資金にかかる借入れについての金融機関に対する債務保証
- (4) 建設業の安定化に関する調査研究、指導、助成等
- (5) 建設業の構造改善に関する調査研究、指導、助成等
- (6) 建設業の経営に関する改善指導
- (7) 建設業における情報化の推進
- (8) 建設業に関する総合的な調査研究
- (9) 建設業法に基づく技術検定のうち建設施工管理及び電気工事施工管理に係る試験等の実施
- (10) 建設業経理事務士の試験、登録、証明等
- (11) その他基金の目的を達成するために必要な事業

②下請セーフティネット債務保証の手順

1. 債務保証の申込

被保証者（保証委託者）	金融機関	(財)建設業振興基金
<p>1 (債務保証の申込) 基金に保証を委託しようとするもの（保証委託者）は、基金にその旨を連絡する。</p> <p>3 (必要書類の提出) 被保証者の資格に適合する保証委託者は、以下の書類を借入申込をする金融機関を經由して基金に提出する。</p> <p>①債務保証委託書 1部 ②保証委託者の登記簿謄本 1部 ③保証委託者の印鑑証明書 1部 ④連帯保証人の印鑑証明書 各1部 ⑤最近時の決算報告書（直近3期分） ⑥定款・規約（規約は金融事業に関連するもののみ） ⑦構成員・役員名簿</p> <p>※③④の印鑑証明書は発行日から3ヶ月以内のもの。 ※上記書類は振興基金が必要とする書類ですので、借入申込にあたり、金融機関が必要とする書類については借入を申し込む金融機関に確認のこと。 ※連帯保証人等について 保証委託者には、原則として連帯保証人をたてていただきます。また必要に応じて、別途、担保を提供していただく場合があります。 ※保証委託者が組合連合会等である場合には、上記の他、当該連合会等の会員組合等についての⑤⑥⑦の書類（決算報告書、定款・規約、構成員・役員名簿）を提出していただきます。</p>	<p>4 (債務保証の受付) 金融機関が基金の保証によって貸付けをしようとするときは、金融機関の調査意見を付した以下の書類を作成し、保証委託者から受領した左記の書類と合わせて振興基金に送付する。</p> <p>①債務保証協議書 1部 ②調査意見書 1部</p>	<p>2 (被保険者の資格の確認) 基金は、保証委託者について業務方法書第49条に規定する被保証者の資格要件の確認を行う。</p> <p>5 (債務保証の審査、調査) 左記書類を受領したときは、すみやかに審査し、必要があると認めるときは保証委託者について実地調査を行う。</p>

2. 債務保証の諾否の決定と貸付の実行

被保証者（保証委託者）	金融機関	(財)建設業振興基金
<p>2 (債務保証承諾書の受領、念書の提出) 基金から「債務保証承諾書」を受領したときは直ちに同書類に添付されている「念書」を基金に提出する。 ①念書（債務保証実施に伴う遵守事項） 1部 ②念書（下請保護に関するもの） 1部 ※上記の下請保護に関する念書は、「財団法人建設業振興基金が行う下請セーフティネット債務保証に係る下請負人等の保護に資する方策に関する規定」第4条の特例扱いに該当する場合のみ必要。</p> <p>3 (転貸資金の借入及び転貸) 金融機関より転貸資金の借入を行い、構成員に対し転貸する。 ※転貸に際し、以下の事項を遵守すること。 ①債権譲渡契約証書の保管 ②公共工事発注者の債権譲渡承諾書の保管 ③構成員から下請負人等への支払状況・支払計画書の徴求及び保管</p>	<p>2 (債務保証書の受領) 基金から、「債務保証書」を受領する。</p> <p>3 (貸付けの実行) 「債務保証書」に基づき、被保証者に貸付けを行う。 ※貸付に際し、左記の①②③の書類の写しを被保証者から徴求の上、保管すること。</p>	<p>1 (保証の承諾) 債務保証の審査及び調査を行った後、すみやかに保証の諾否を決定する。 ↓ (保証の承諾を決定したとき) 金融機関に「債務保証書」を送付する。 保証委託者に「債務保証承諾書」を送付する。</p>

3. 貸付実行後の管理

被保証者（保証委託者）	金融機関	(財)建設業振興基金
<p>3 (根保証期間満了時の取扱) 保証終了時（1年後）に、 下請負人等の保護に資する 方策の実施状況について基金 に報告する。 ①下請負人等保護実施状況 報告書</p> <p>(根保証期間の更新時の手続) 新規申込時と同様に以下の 書類を金融機関を経由して 基金に提出する。 ①債務保証委託書 1部 ②保証委託者の登記簿謄本 1部 ③保証委託者の印鑑証明書 1部 ④連帯保証人の印鑑証明書 各1部 ⑤最近時の決算報告書 (最新の1期分)</p>	<p>1 (貸付けの実行と償還状況 の報告) 毎月の貸付金の実行と償還 の状況を翌月10日までに基金 に報告する。 ①根保証貸付・償還状況報 告書</p> <p>2 (保証料の徴収と基金への 送金、報告) 保証料は、貸付けと同時に 被保証者から徴収する。徴 求した保証料は毎月末にと りまとめて、翌月10日ま でに基金が予め指定した金融 機関の預金口座に送金し、 以下の書類を基金に提出す る。 ①保証料送金通知書 ②保証料計算書 ※保証料率(貸付金額に対して) 公共工事 年0.1% 民間工事 年0.2% ※保証料金額は「保証料計算書」 を使用し、貸付金額と貸付期 間(日数)に応じて算出して 下さい。(計算方法は年365日 の日割計算とします。) ※保証料は貸付の都度、徴求し て下さい。 根保証の場合でも保証料は貸 付限度額に対してではなく、 貸付残高に対してかかります。</p> <p>(根保証期間の更新時の手続) 新規申込時と同様に「債務 保証協議書」と「調査意見 書」を作成し、保証委託者 から受領した左記①～⑤の 書類と合わせて基金に送付 する。</p>	

③債務保証委託書・債務保証協議書・調査意見書・念書（白紙）

（様式第2号の2）

下請セーフティネット

債務保証委託書（根保証用）

平成 年 月 日

財団法人 建設業振興基金
理事長 殿

今般下記の資金を貴基金の保証により借り入れたく、債務保証を委託します。
貴基金の保証により借り入れたうえは、貴基金の寄附行為、業務方法書、同細則
及び約款の定めるところにしたい、必ず債務の弁済を履行いたします。

記

借入金金融機関名	
借入金額	極度 円
資金の用途	
根保証取致期間	
個々の借入期間	
個々の借入の 年 月 日 在	
連帯保証人	
担保	
摘要	
備考	

ふりがな
住所
名
ふりがな
代表者

債務保証委託者

印

ふりがな
住所
ふりがな
氏

連帯保証人

印

ふりがな
住所
ふりがな
氏

連帯保証人

印

(様式第3号の2)

下請セーフティネット

債務保証協議書 (根保証用)

平成 年 月 日

財団法人 建設業振興基金

理事長 殿 (金融機関名)

印

(職印)

下記の貸付けについては、調査の結果貴基金の債務保証付貸付けが適当と認められますので、調査意見書を添えて協議いたします。

記

(貸付条件)

貸付先名称		前取後取区分	1. 前取	2. 後取
貸付金額	極度	休日取扱区分	1. 前営業日	2. 翌営業日
資金の用途		【弁済方法が元金均等の場合】		
貸付利率	年 %	初回元金返済年月	平成 年 月	
貸付の形式		返済日		日
最初の貸付予定日	平成 年 月 日	元金返済周期		ヶ月
根保証取扱期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	返済回数		回
個々の貸付期間	日以内	毎回返済金額		円
個々の貸付の弁済方法	1. 元金均等 2. 元金変更 3. 期日一括	【弁済方法が元金変更の場合】		
連帯保証人		初回元金返済年月	平成 年 月	
		返済日		日
		元金返済周期		ヶ月
		合計返済回数		回
		返済回数	各回返済金額	
		(1) 1回～回		円
		(2) 回～回		円
		(3) 回～回		円
		(4) 回～回		円
		(5) 回～回		円
担保		【利払い日が元金返済日と異なる時】		
その他の条件		初回利払い年月		
		利払い日		
		利払い周期		

(更新の場合に記入して下さい)

保証番号	貸付金額	貸付残高(／)	根保証取扱期間満了日	備考
第一号	極度 円	口 円	平成 年 月 日	

※調査意見書別紙の通り

財団法人 建設業振興基金

念 書

平成 年 月 日

財団法人 建設業振興基金
理事長 殿

(被保証者名)

印

当 〃 が平成 年 月 日付保証番号第 〃 号を
もって保証を承諾していただいた資金の借入を行うにあたり、下記
事項を確約します。

記

1. 当 〃 は貴基金の業務方法書第49条に規定する被保証者の資格を有しております。
2. 貴基金の寄附行為、業務方法書、同細則及び約款を遵守します。
3. 貴基金の保証を受けた借入金で延滞しているものではありません。
4. 貴基金の代位弁済による求償権の残高はありません。
5. 承諾していただいた保証が貴基金の業務方法書第50条第1号に規定する資金の借入に係るものに相違ありません。

④ 債務保証委託書・債務保証協議書・調査意見書・念書 (記入例)

下請セーファイネット

(様式第2号の2)

債務保証委託書 (根保証用)

債務保証委託者

平成17年3月10日

財団法人 建設業振興基金
理事長 鈴木政徳 殿

今般下記の資金を貴基金の保証により借り入れたく、債務保証を委託します。
貴基金の保証により借り入れたうえは、貴基金の寄附行為、業務方法書、同印刷
及び約款の定めるところにしたがい、必ず債務の弁済を履行いたします。

記

借入金金融機関名	〇〇銀行 △△ 支店
借入金額	概度 500,000,000 円
資金の用途	運転資金 (公共工事債権譲渡付)
根保証取扱期間	平成17年3月3日 から 平成18年3月30日 まで
個々の借入期間	3ヵ月以内
個々の借入の返済方法	期日一括弁済
連帯保証人	〇〇太郎 〇〇一郎 〇〇二郎
担保	なし
摘要	

備考 全国建設業協同組合連合会

- 備考欄には、債務保証委託者が所属する団体名 (建設大臣に対し届出し又は建設大臣の認可もしくは許可を受け、かつ、基金に対して出金をした団体、組合等) を必ず記入すること。
- 連帯保証人は、債務保証協議書 (根保証用) (様式第3号の2) において、金融機関が貸する者と同様とすること。
- 転貸資金の場合には、転貸子定者につき、転貸資金明細書 (様式第2号の4) を添付すること。

住 所 〇〇県 △△市 1-2-3
ふ 名 〇〇県建設業協同組合
ぶ 名 理事長 〇〇太郎 (印)

住 所 〇〇県 △△市 5-4-3
ふ 名 〇〇太郎 (印)

住 所 〇〇県 〇〇市 9-8-7
ふ 名 〇〇一郎 (印)

住 所 〇〇県 △△市 6-5-4
氏 名 〇〇二郎 (印)

連帯保証人

(様式第3号の2)

下請セーフティネット

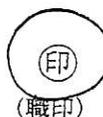
債務保証協議書 (根保証用)

平成17年3月15日

財団法人 建設業振興基金
理事長 鈴木 政徳 殿

(金融機関名)

〇〇県△△市 4-2-12
〇〇銀行 △△支店
支店長 〇〇 〇〇



下記の貸付けについては、調査の結果貴基金の債務保証付貸付けが適当と認められますので、調査意見書を添えて協議いたします。

記

(貸付条件)

貸付先名称	〇〇県建設業協同組合	前取後取区分	① 前取	2. 後取	
貸付金額	極度 5,000,000.00円	休日取扱区分	① 前営業日	2. 翌営業日	
資金の用途	運転資金	【弁済方法が元金均等の場合】			
貸付利率	年 1.25%	初回元金返済年月	平成	年	月
貸付の形式	手形貸付	返済日			日
最初の貸付予定日	平成17年3月31日	元金返済周期			ヶ月
根保証取扱期間	自 平成17年3月31日 至 平成18年3月30日	返済回数			回
個々の貸付期間	3か月 以内	毎回返済金額			円
個々の貸付の弁済方法	1. 元金均等 2. 元金変更 ③ 期日一括	【弁済方法が元金変更の場合】			
連帯保証人	〇〇太郎 〇〇一郎 〇〇二郎 以上3名	初回元金返済年月	平成	年	月
		返済日			日
		元金返済周期			ヶ月
		合計返済回数			回
		返済回数			各回返済金額
		(1) 1回～回			円
(2) 回～回			円		
(3) 回～回			円		
(4) 回～回			円		
(5) 回～回			円		
担保	なし	【利払い日が元金返済日と異なる時】			
その他の条件	なし	初回利払い年月			
		利払い日			
		利払い周期			

(更新の場合に記入して下さい)

保証番号	貸付金額	貸付残高(〃)	根保証取扱期間満了日	備考
第一号	極度 円	〇 円	平成 年 月 日	

※調査意見書別紙の通り

財団法人 建設業振興基金

下請セーフティネット

(様式第3号の4)

秘

調査意見書

平成17年3月15日調

金融機関名	〇〇県△△市 4-2-12 〇〇銀行△△支店	調査担当者名	〇〇〇〇
電話番号	012-345-6789		
貸付先名称	〇〇県建設業協同組合	代表者	〇〇太郎
住所	〒987-6543 〇〇県△△市 1-2-3	設立	57年7月16日
出資金	570,000千円	構成員の 最多業種	土木工事業
役員	会長 〇〇太郎 理事 〇〇太郎 監事 〇名	本務局 職員	3名
概要	沿革、組織、役員、事務局体制 昭和50年7月 〇〇県建設業協会が中心となり、金融事業を目的として設立。 昭和50年7月 〇〇県共同購入事業開始。 昭和55年4月 生コン共同購入事業開始。 県内上位建設業者の不部分から加入する県内全域にわたる大型組合。 理事長は県内の有力企業 〇〇建設(株)の〇〇社長が兼任。 事業(現況、今後計画の必要性、妥当性及びその効果) 生コン・ブロック共同購入事業 ― 着工促進下、売上減少傾向にあるが、収益は十分に確保。 金融事業 ― 低金利基調のため 組合員の融資は、低利に推移。組合手数料の上げ、 仕入仕切の厳格化で貸付残高100万円。 今後、下請セーフティネット債務保証については、低金利によるメリット大きく、 融資事業の活性化が期待できる。また、当組合は、債権譲渡のスキームの導入は、 今回初めてであるが、長年の融資金融事業の経験豊富であり、運営上の懸念はほとんど無し。		
財務・収支	売上高 1,250 15/3期 45 15/3期 42 15/3期 37	利益率 45% 3 3	減価償却 (単位百万円)
債権能力	当組合、内部留保の蓄積による自己資本が大きく、現預金相応にあり、現務体質良好。 また、本件による転貸融資には、公営工事の債権譲渡による保全措置が講じられており、 返済懸念なし。		
連帯保証人(資産の種類、数量、金額等)及び担保	〇〇太郎 〇〇一郎 土地 300㎡ } 70万 建物 150㎡ } 35万 現金 120万 } 30万 〇〇二郎 土地 110㎡ } 22万 建物 80㎡ } 15万 現金 15万		

資金調達方法	所募資金	調達済金額	今後調達すべき金額	計			
	1. 自己資金		0円	0円			
	2. 当の貸付資金 (除基金の保証付)		0	0			
	3. その他の金融機関の 貸付資金		0	0			
	4. 基金の保証に係る の貸付資金		570,000,000	570,000,000			
	計		570,000,000	570,000,000			
最近の金融機関との取引(1ヶ月以内)	借入先	借入金額	返済済金額	流動性 預金	固定性 預金	抵当 権	計
	〇〇銀行	1,000,000		1,000,000	675,000	570,000	1,145,500
	〇〇銀行	200,000		200,000	525,000		1,052,500
	△△信用金庫	100,000		100,000	327,000	570,000	532,100
	計	1,300,000		1,300,000	899,600	335,000	1,047,600
転貸先	当行との取引	22年 当年の 与信総額	1,500,000千円	主力 金融機関	〇〇銀行		
	転貸先の事業、財務の概要(転貸資金の場合に記入して下さい) 〇〇県内の上位建設業者 200社 各社とも、市場での知名度高く、営業基礎充実、信用力高い 昨年度における転貸事業の仕振り良好、事故なし、						
総合意見	(必ず記入して下さい) ・ 貸付先に対する総合評価 ・ “ 今後の取引方針 ・ 本件導入に関する総合意見 など						

注 最近時点の決算報告書及び今回の事業計画書その他金融機関が必要と認めて徴収した書類の写を添付して下さい。

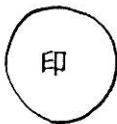
財団法人 建設業振興基金

念 書

平成17年4月10日

財団法人 建設業振興基金
理事長 鈴木政徳 殿

(被保証者名)
〇〇県△△市1-2-3
〇〇県建設業協同組合
理事長 〇〇太郎

印

当〇〇県建設業協同組合が平成17年3月31日付保証番号第17-1号をもって保証を承諾していただいた資金の借入を行うにあたり、下記事項を確約します。

記

1. 当組合は貴基金の業務方法書第49条に規定する被保証者の資格を有しております。
2. 貴基金の寄附行為、業務方法書、同細則及び約款を遵守します。
3. 貴基金の保証を受けた借入金で延滞しているものではありません。
4. 貴基金の代位弁済による求償権の残高はありません。
5. 承諾していただいた保証が貴基金の業務方法書第50条第1号に規定する資金の借入に係るものに相違ありません。

⑤財団法人 建設業振興基金業務方法書（抄）

（認可昭和50年10月1日）
 建設省東計振発第367号
 最終変更平成14年12月18日
 国土交通省国総振第160-02

第2章 債務保証

（保証する債務）

第4条 基金が保証する債務（第48条に規定する債務を除く。以下この章において同じ。）は、次条に規定するものが金融機関から第6条第1項各号に掲げる資金の借入れ（手形割引を含む。以下同じ。）をすることにより当該金融機関に対して負担する債務とする。

（被保証者の資格）

第5条 基金の被保証者となる資格を有するものは、次に掲げるものであって基金に対して資金を出しているものとする。

- 一 建設業法第27条の33の規定に基づき、国土交通大臣に対して届出をした公益法人である建設業者団体並びにこれに所属する建設業者団体及び組合
- 二 中小企業等協同組合法第27条の2第1項の規定に基づき、国土交通大臣の許可を受けて設立された事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び協同小組合連合会並びにこれらに所属する組合及び建設業者団体
- 三 中小企業団体の組織に関する法律第5条の17第1項の規定に基づき、国土交通大臣の許可を受けて設立された協業組合及び同法第42条第1項の規定に基づき、国土交通大臣の許可を受けて設立された商工組合及び商工組合連合会並びにこれらに所属する組合及び建設業者団体
- 四 民法第34条の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けて設立された公益法人のうち、建設業に直接関連する事業を営む者で構成される事業者団体並びにこれに所属する事業者団体及び組合

（保証に係る資金の種類及びその借入期間の最高限度）

第6条 基金が債務の保証を行う資金の種類及びその借入期間の最高限度は、次のとおりとする。

- | | |
|---|-----|
| 一 共同施設の設置のための必要な資金 | 12年 |
| 二 共同購入、共同リース等の共同事業のために必要な資金 | 3年 |
| ただし、特に必要と認めるものについては、5年とすることができる。 | |
| 三 構成員に対し、建設業に係る事業経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金 | |
| イ 運転資金 | 3年 |
| ロ 福利厚生施設及び施工合理化設備の設置のために必要な資金 | 5年 |

2 前項各号の資金について、その借入れが公的制度融資又はこれと協調して行う融資に係るものである場合は、当該公的制度融資の定める借入期間の範囲内で借入期間を延長することができる。

(保証の金額の合計額の最高限度)

第7条 基金が保証する債務の金額の合計額の最高限度は、600億円とする。

(保証の範囲)

第8条 基金が保証する債務の範囲は、その保証に係る借入金の元本、利息及び遅延損害金の合計額とする。

(1 被保証者についての保証金額の最高限度)

第9条 基金の1被保証者についての保証の金額の最高限度額は、別に定める。

(保証を行わない場合)

第10条 基金は、その保証する債務の履行による取得した求償件の債務者及び保証人が当該債務を完済するまでは、その者について新たに保証することができない。

(保証の申込み)

第11条 基金は、金融機関から貸付けを受けようとする者の委託によって保証する。

2 基金に保証を委託しようとする者(以下「保証委託者」という。)は、借入申込みの際に債務保証委託書を借入申込みをした金融機関を経由して基金に提出するものとする。

3 金融機関が基金の保証によって貸付けをしようとするときは、前項の債務保証委託書に当該金融機関の調査意見を付した債務保証協議書を添付して基金に送付するものとする。

(保証の承諾等)

第12条 基金は、前条に規定する書類を受けたときは、すみやかに審査し、必要があると認めるときは、保証委託者について実地に調査するものとする。

2 基金は、前項に規定する審査又は調査をしたときは、すみやかに保証の諾否を決定し、保証を承諾することを決定したときは、債務保証書を当該金融機関に送付し、かつ、債務保証承諾書を保証委託者に送付するものとし、保証を承諾しないことを決定したときは、その旨を当該金融機関及び保証委託者に通知するものとする。

3 基金は、保証を承諾することを決定したときは、被保証者の守るべき条件その他必要な事項につき被保証者から念書を徴し、被保証者と特約を結ぶことができる。

(貸付けの報告)

第13条 金融機関が基金の保証に係る貸付けの手続きを終了したときは、遅滞なく、債務保証付貸付報告書を基金に送付するものとする。

(保証契約の変更の申込み)

第14条 被保証者がやむを得ない事情により基金の保証に係る借入れの弁済方法その他の借入条件を変更し、引続き保証を受けようとするときは、保証契約変更申請書を当該金融機関を経由して基金に提出するものとする。

2 金融機関が前項に規定する申請書を受け、適当と認めたときは、保証契約変更申請書に当該金融機関の調査意見を付した保証契約変更協議書を添付して基金に送付するものとする。

(保証契約の変更の承諾等)

第15条 基金は、前条に規定する書類を受けたときは、遅滞なく審査し、必要があると認めるときは、

被保証者について実地に調査するものとする。

2 基金は、前項に規定する審査又は調査をしたときは、遅滞なく、その変更の諾否を決定し、変更を承諾することを決定したときは、保証契約変更書を当該金融機関に送付し、かつ、保証契約変更承諾書を被保証者に送付するものとし、変更を承諾しないことを決定したときは、その旨を当該金融機関及び被保証者に通知するものとする。

3 第12条第3項の規定は、保証契約の変更について準用する。

(保証契約の変更の報告)

第16条 金融機関が前条第2項に規定する保証契約変更の承諾に基づいて弁済方法その他の貸付条件の変更の手続きを終了したときは、遅滞なく、保証契約変更通知書を基金に送付するものとする。

(連帯保証人等)

第17条 基金は、保証委託者に原則として連帯保証人をたてさせるほか、必要があると認めるときは、担保を提供させるものとする。

(被保証者の通知義務)

第18条 被保証者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を基金に通知するものとする。

一 期限の利益を失い、金融機関から債務の弁済の請求を受けたとき

二 金融機関と被保証者との間に債務の更改、相殺、免除、担保物件の変動等現債務に影響を及ぼす事由が発生したとき

(業務又は財産状況の報告の徴収等)

第19条 基金は、必要あると認めるときは、被保証者の業務及び財産の状況並びに債務の履行のための措置について報告を徴し、若しくは調査をし、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めるものとする。

2 前項に規定する場合において、被保証者は、同項の規定に違反して報告をせず若しくは虚偽の報告をし、又は調査若しくは書類若しくは帳簿の閲覧を拒んではならないものとする。

(保証料)

第20条 保証料の料率は、被保証債務の元本の額に対し、年0.3パーセントとする。

2 基金は、被保証者が期限前に繰上償還を行った場合には、前項の保証料を繰り上げられた期間に応じて払いもどすものとする。ただし、繰上償還期間が1ヶ月に満たない場合は、この限りではない。

(保証料の徴収等)

第21条 保証料は、貸付けと同時に（第15条第2項の規定による承諾に基づいて、弁済方法その他の借入条件の変更があったときはその時に）被保証者から徴収するものとする。この場合において、借入期間が1年を超える債務に係る保証料については、1年ごとに分割して徴収するものとする。

2 基金は、保証料の徴収を基金の保証による貸付けを行った金融機関に委託するものとする。ただし、保証料を分割して徴収する場合は、第2回以後は基金が直接徴収することがある。

3 金融機関は、基金に代って徴収した保証料を毎月末とりまとめて、保証料送金通知書を添付して翌月10日までに基金が予め指定した金融機関の預金口座に送金するものとする。

(保証料に係る違約金)

第22条 基金は、被保証者が保証料の納付を怠ったときは、納付すべき金額に対し、納付期日の翌日から納付を完了する日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収するものとする。

(金融機関の通知義務)

第23条 金融機関は、被保証者につき債務の履行を困難にする事情を予見し又は知ったときは、遅滞なく、基金に通知するものとする。

(金融機関の取立義務)

第24条 被保証者が基金の保証に係る債務の弁済期限到来の日（分割償還の場合は、各償還日。以下同じ。）又は期限の利益を失った日において、なおその債務の全部又は一部の履行をしない場合には、金融機関は、基金が保証していない債権の取立てと同じ方法をもって債権の取立てを行うものとする。

(保証債務の履行)

第25条 被保証者が基金の保証に係る債務の弁済期限到来の日又は期限の利益を失った日の翌日から60日を経過した後、なおその債務の全部又は一部を履行しない場合において、金融機関の請求があったときは、基金は、当該金融機関に対し、遅滞なく、保証債務を履行するものとする。ただし、この期間については、基金は、当該金融機関と協議のうえ変更することができるものとする。

2 前項に規定する請求は、代位弁済請求書に計算書及び証ひょう書類を添え、基金に提出して行うものとする。

3 第1項に規定する請求は、債務の弁済期限到来の日又は被保証者が期限の利益を失った日の翌日から1年を経過した日以後においては、これを行うことができないものとする。

(保証履行の範囲)

第26条 前条に規定する履行の範囲は、保証債務の元本、利息及び弁済期限到来の日又は期限の利益を失った日の翌日から90日を超えない期間の遅延損害金を加えた額とする。

2 前項に規定する遅延損害金は、当該保証債務の貸付利率により計算する。

(天災地変等における協議)

第27条 基金は、大規模な天災地変等の場合であって、国が特別の措置を講じたときは、基金の保証に係る債務の履行について金融機関と協議することができるものとする。

(保証債務の免責等)

第28条 金融機関が当該金融機関又は被保証者の第三者に対する既存の債務の全部又は一部を消滅させるためのものであることを知って保証による貸付けを行ったときは、基金は、当該保証債務の履行の義務を免れるものとする。

2 金融機関が故意又は重大な過失により、債権の保全を怠り又は取立てを怠ったため、被保証者から債権の全部又は一部の弁済を受けることができなくなった場合には、基金は、当該金融機関が適当な措置をとれば弁済を受けることができたであろう限度において、履行の義務を免れるものとする。

(保証の取消し)

第29条 基金は、金融機関が故意又は重大な過失によりこの業務方法書、同細則及び基金との間に締結した契約に違反して貸付けを行った場合には、保証を取り消すことができるものとする。

(求償権の取得)

第30条 基金がその保証債務を履行したときは、その時において、当該被保証者に対し、その履行した金額に相当する求償権を取得するものとする。

2 基金が求償権を取得したときは、遅滞なく、その旨を当該求償権に係る債務者に通知するものとする。

(求償権の行使方法)

第31条 前条第2項に規定する通知をしたときは、基金は、その者に当該求償権の行使方法を提示するものとする。

(求償権に係る違約金)

第32条 基金が金融機関に対し保証債務を履行したときは、履行に要した費用及び求償権の残高に対し、履行の日から納付を完了する日までの日数に応じ、年14.5パーセント以内の割合で計算した違約金を被保証者から徴収するものとする。

(求償権の償却)

第33条 基金が第30条第1項の規定により取得した求償権は次の各号の1に該当する場合には、理事会の承認を得て、その全部又は一部を消却することができる。

- 一 当該求償権に係る債務の債務者の破産、民事再生手続開始、強制執行等の理由により、当該債務の全部又は一部の弁済の見込がないと認められる場合
- 二 当該求償権に係る債務の債務者が天災地変その他の事情により著しい損害を受け、当該債務の全部又は一部の弁済の見込みがないと認められる場合
- 三 前各号に掲げる場合のほか、当該求償権に係る債務の弁済が著しく困難であると認められる場合

(信用・指導基金の処分方法)

第34条 基金は、本章の規定に基づく保証債務を履行する場合において、債務保証準備金をあててもなお足りないとき以外には、信用・指導基金を取り崩すことができない。

第4章 建設業安定化債務保証

(建設業安定化債務保証において保証する債務)

第48条 基金寄附行為第4条第3号の規定に基づき基金が行う債務保証（以下「建設業安定化債務保証」といい、建設業安定化債務保証のうち第50条第1号から第3号に規定する資金に係るものを「下請セーフティネット債務保証」という。）において基金が保証する債務は、次条に規定するものが金融機関から第50条各号に掲げる資金の借入れをすることにより当該金融機関に対して負担する債務とする。

(建設業安定化債務保証の被保証者の資格)

第49条 建設業安定化債務保証に関し、基金の被保証者となる資格を有するものは、第5条に規定するもの（ただし、協業組合を除く。）とする。

(建設業安定化債務保証に係る資金の種類及びその借入期間の最高限度)

第50条 基金が、建設業安定化債務保証を行う資金の種類及びその借入期間の最高限度は、次のとお

りとする。

一 構成員に対し、公共工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金（貸付けにつき当該工事請負代金債権の譲渡による保全措置が講じられ、かつ、別に定める下請負人等の保護に資する方策が講じられているものに限る。）

ただし、特に必要と認めるものについては、3年とすることができる。

二 構成員に対し、公共工事の下請負人等の運転資金を貸し付けるために必要な資金（貸付けにつき元請負人に対する当該工事請負代金債権の譲渡による保全措置が講じられているものに限る。） 1年

ただし、特に必要と認めるものについては、3年とすることができる。

三 構成員に対し、社会全体の効用を高める施設に関する民間工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金（貸付けにつき当該工事請負代金債権の譲渡による保全措置が講じられ、かつ、別に定める下請負人等の保護に資する方策が講じられているものに限る。） 1年

ただし、特に必要と認めるものについては、3年とすることができる。

四 構成員に対し、合併・協業化等の企業連携の推進に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

イ 運転資金 5年

ロ 設備資金 10年

（建設業安定化債務保証の金額の合計額の最高限度）

第51条 基金が建設業安定化債務保証として保証する債務の金額の合計額の最高限度は、第7条に規定する金額とは別に前条第1号及び第4号の資金に関して保証する場合にあっては建設業安定化基金の金額の40倍とし、同条第2号及び第3号の資金に関して保証する場合にあっては建設業安定化基金の金額の20倍とする。この場合において、同条第1号及び第4号の資金に係る保証債務の合計額を40で除して得た金額と同条第2号及び第3号の資金に係る保証債務の合計額を20で除して得た金額の合計額は、建設業安定化基金の金額を超えないものとする。

（建設業安定化債務保証の1被保証者についての保証金額の最高限度）

第52条 建設業安定化債務保証の1被保証者についての保証の金額の最高限度は、別に定める。

（建設業安定化債務保証の保証料）

第53条 建設業安定化債務保証の保証料の料率は、被保証債務の元本の額に対し、第50条第1号及び第4号の資金に関して保証する場合にあっては年0.1パーセントとし、同条第2号及び第3号の資金に関して保証する場合にあっては年0.2パーセントとする。

（規定の準用）

第54条 第6条第2項、第8条、第10条から第19条まで、第20条第2項及び第21条から第33条までの規定は、建設業安定化債務保証について準用する。この場合において、第6条第2項中「前項各号」とあるのは、「第50条各号」と、第20条第2項中「前項の保証料」とあるのは、「第53条の保証料」と、読み替えるものとする。

（建設業安定化基金の処分方法）

第55条 基金は、本章の規定に基づく保証債務を履行する場合において、建設業安定化債務保証準備金をあててもなお足りないとき以外には、建設業安定化基金を取り崩すことができない。

第5章 建設業の安定化に関する事業

(建設業の安定化に関する事業)

第56条 基金は、建設業の安定化のため、建設業安定化債務保証のほか、次の業務を行うものとする。

- 一 下請セーフティネット債務保証に係る助成
- 二 元請下請関係の安定化に係る調査研究、指導、助成等
- 三 企業連携の推進に係る調査研究、指導、助成等
- 四 その他建設業の安定化のために必要な事業

⑥財団法人建設業振興基金が行う下請セーフティネット債務保証に係る 下請負人等の保護に資する方策に関する規程

平成17年4月18日

(目的)

第1条 この規程は、財団法人建設業振興基金〔以下「基金」という。〕業務方法書〔以下「方法書」という。〕第50条第1号及び第3号に定める下請負人等の保護に資する方策を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程にいう「事業協同組合等」とは、方法書第49条に定める下請セーフティネット債務保証の被保証者〔以下「被保証者」という。〕又はこれに所属する団体をいう。

2 この規程にいう「倒産」とは、次に掲げる場合をいう。

- 一 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
- 二 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- 三 その他構成員が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

(下請負人等の保護に資する方策)

第3条 方法書第50条第1号及び第3号に定める「下請負人等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 構成員が方法書第50条第1号及び第3号に定める債権譲渡の対象となる公共工事及び民間工事〔以下「当該工事」という。〕の請負契約を履行するために使用する下請負人〔構成員と直接の契約関係を有する者であって、法人、個人を問わない。〕
 - 二 構成員が当該工事請負契約を履行するために必要な資材を提供する資材業者〔構成員と直接の契約関係を有する者であって、法人、個人を問わない。〕
- 2 方法書第50条第1号及び第3号に定める「下請負人等の保護に資する方策」とは、次に掲げるすべての方策を講じることをいう。
- 一 事業協同組合等が方法書第50条第1号及び第3号に定める資金を構成員に貸し付けるに際し、事業協同組合等は、構成員から当該工事に関する借入申請時までの下請負人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請負人等への支払計画を徴求すること
 - 二 事業協同組合等と構成員の間の当該工事請負代金債権の譲渡契約において次のいずれかの旨の特約を定めること
 - イ 構成員が倒産により下請負人等への当該工事に係る代金の支払いがでなくなった場合には、事業協同組合等は、事業協同組合等が発注者から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、構成員に代わって下請負人等に代金を支払うこと
 - ロ 構成員が倒産により下請負人等への当該工事に係る代金の支払いがでなくなった場合には、

事業協同組合等は、事業協同組合等が発注者から受け取る当該工事請負代金額から構成員への貸付金を精算の上、残余の部分を構成員に代わって下請負人等に支払うこと

(下請負人等の保護に資する方策の特例)

第4条 当分の間は、前条第2項第1号に定める方策のみを講じる場合も、下請負人等の保護に資する方策とみなす。ただし、この場合においては、被保証者は別紙1の念書を基金に提出するものとする。

(報告)

第5条 被保証者は、保証終了時に、下請負人等の保護に資する方策の実施状況について別紙2により基金に報告するものとする。

(被保証者が連合会以外の場合)

(別紙1-①)

念 書

平成 年 月 日

財団法人 建設業振興基金

理事長 殿

(被保証者名)

印

当 は、貴基金の業務方法書第50条第 号に定める下請負人等の保護に資する方策として、財団法人建設業振興基金が行う下請セーフティネット債務保証に係る下請負人等の保護に資する方策に関する規程第4条に定める特例の適用を受けるにあたり、下記事項を遵守します。

記

発注者から受け取る工事請負代金額から構成員への貸付金を精算の上、構成員の倒産による任意整理において、残余の部分を構成員に代わって下請負人等に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って支払いを行うなどにより、できるだけ下請負人等の債権の保護を図るべく努めること。

(被保証者が連合会の場合)

(別紙1-②)

念 書

平成 年 月 日

財団法人 建設業振興基金

理事長 殿

(被保証者名)

印

当 は、貴基金の業務方法書第50条第 号に定める下請負人等の保護に資する方策として、財団法人建設業振興基金が行う下請セーフティネット債務保証に係る下請負人等の保護に資する方策に関する規程第4条に定める特例の適用を受けるにあたり、下記事項を遵守するよう所属団体を指導します。

記

発注者から受け取る工事請負代金額から構成員への貸付金を精算の上、構成員の倒産による任意整理において、残余の部分を構成員に代わって下請負人等に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って支払いを行うなどにより、できるだけ下請負人等の債権の保護を図るべく努めること。

(別紙2)

下請負人等保護実施状況報告書

平成 年 月 日

財団法人 建設業振興基金
理事長

殿

(被保証者)

印

貴基金が行う下請セーフティネット債務保証に係る下請負人等の保護に資する方策に関する規程第5条に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

保証番号	報告対象期間	貸付件数
第 ー 号	平成 年 月 日～平成 年 月 日	件

講じた方策	件数	履行件数	うち、弁護士等の専門家に依頼した件数
規程第3条第2項第2号イの特約 (定率方式)	件	件	(件)
規程第3条第2項第2号ロの特約 (残余方式)	件	件	(件)
規程第4条 (特例方式)	件	(注) 件	(件)
合 計	件	件	(件)

(注)発注者から受け取る工事請負代金額から構成員への貸付金を精算の上、構成員の倒産による任意整理において、残余の部分を構成員に代わって下請負人等に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときに、当該合意に従って支払いを行った場合の件数を記入。

(被保証者が連合会の場合、各所属団体別の内訳を内訳書に記入すること。)

内 訳 書

被保証者（連合会）所属団体名

講じた方策	件数	履行件数	うち、弁護士等の専門家に依頼した件数
規程第3条第2項第2号イの特約(定率方式)	件	件	(件)
規程第3条第2項第2号ロの特約(残余方式)	件	件	(件)
規程第4条(特例方式)	件	(注) 件	(件)
合 計	件	件	(件)

被保証者（連合会）所属団体名

講じた方策	件数	履行件数	うち、弁護士等の専門家に依頼した件数
規程第3条第2項第2号イの特約(定率方式)	件	件	(件)
規程第3条第2項第2号ロの特約(残余方式)	件	件	(件)
規程第4条(特例方式)	件	(注) 件	(件)
合 計	件	件	(件)

被保証者（連合会）所属団体名

講じた方策	件数	履行件数	うち、弁護士等の専門家に依頼した件数
規程第3条第2項第2号イの特約(定率方式)	件	件	(件)
規程第3条第2項第2号ロの特約(残余方式)	件	件	(件)
規程第4条(特例方式)	件	(注) 件	(件)
合 計	件	件	(件)

被保証者（連合会）所属団体名

講じた方策	件数	履行件数	うち、弁護士等の専門家に依頼した件数
規程第3条第2項第2号イの特約(定率方式)	件	件	(件)
規程第3条第2項第2号ロの特約(残余方式)	件	件	(件)
規程第4条(特例方式)	件	(注) 件	(件)
合 計	件	件	(件)

被保証者（連合会）所属団体名

講じた方策	件数	履行件数	うち、弁護士等の専門家に依頼した件数
規程第3条第2項第2号イの特約(定率方式)	件	件	(件)
規程第3条第2項第2号ロの特約(残余方式)	件	件	(件)
規程第4条(特例方式)	件	(注) 件	(件)
合 計	件	件	(件)

(注)発注者から受け取る工事請負代金額から構成員への貸付金を精算の上、構成員の倒産による任意整理において、残余の部分を構成員に代わって下請負人等に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときに、当該合意に従って支払いを行った場合の件数を記入。

⑦下請セーフティネット債務保証に係る出来高査定に対する助成要領

1. 目的

財団法人建設業振興基金（以下「基金」という。）が行う下請セーフティネット債務保証に係る工事出来高査定のために要した実費の一部を助成することにより、下請セーフティネット債務保証事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

2. 助成対象者

助成を受けることができる者は、下請セーフティネット債務保証の被保証者とする。

3. 助成対象費用

基金が助成する費用は、被助成者が業務方法書第50条第1号から第3号に定める貸付の際に必要な工事出来高査定を発注者に依頼せず、自ら行った場合に要した実費（被助成者が外部の専門家に出来高査定を依頼するために要した実費を含む。）とする。

4. 助成額

基金が助成する額は、出来高査定一件あたり、助成対象費用が15,000円以下の場合には、その全額とし、15,000円を超える場合には、15,000円にその超える部分の額に2分の1を乗じた額を加算した額とする。ただし、一件あたりの助成額の上限は20,000円とする。

5. 助成の申請

助成を受けようとする者（以下「助成申請者」という）は、1月1日から6月30日までの期間に行った借入に該当する出来高査定に係る助成金については7月中に、7月1日から12月31日までの期間に行った借入に該当する出来高査定に係る助成金については翌年1月中に、必要書類を添付の上、助成申請書を基金に提出するものとする。

6. 助成の承諾等

基金は、前条に規程する書類を受けたときは、審査を行い、遅滞なく助成の諾否を決定し、助成を承諾することを決定したときは、助成申請者に助成決定通知書を送付するものとし、助成を承諾しないことを決定したときは、助成申請者にその旨を通知するものとする。

7. 助成金の支給請求

被助成者は、助成決定通知書を受領後、すみやかに助成金支給請求書を基金に提出するものとする。

8. 助成金の支給等

- 一 基金は前条に規程する書類を受けたときは、すみやかに助成金を被助成者に支給するものとする。
- 二 前項に規程する助成金は、被助成者の指定する預金口座に振り込むものとする。

9. 助成の取消

- 基金は、被助成者が次のいずれかに該当した場合には、助成を取り消すことができるものとする。
- 一 故意又は重大な過失によりこの要領、業務方法書、同細則及び基金との間に締結した契約等に違反した場合
 - 二 基金に対して提出すべき書類を提出しなかった場合、又は提出書類に不実の記載をした場合

10. 下請セーフティネット債務保証の被保証者が組合連合会等である場合の措置

下請セーフティネット債務保証の被保証者が組合連合会等で、当該連合会等の会員組合等が工事出来高査定を行った場合には、当該会員組合を助成対象者とする。

なお、この場合、助成申請は組合連合会等と連名で行うものとし、その他一連の助成手続については、組合連合会等を経由して行うこととする。

助 成 申 請 書

平成 年 月 日

財団法人 建設業振興基金

理事長 殿

(被保証者)

代表者名

印

(助成対象者)

代表者名

印

業務方法書第50条第1号から第3号に定める資金を借り入れる際に行なった工事出来高査定に要した下記の実費について助成を受けたく申請いたします。

記

保 証 番 号	第 号
---------	-----

査 定 件 数	査 定 実 費 総 額
件	円

(注1) この助成の申請は、1年間に2回(1月と7月に)行うものとする。

(1) 1月1日から6月30日までの期間に行なった借入に該当する出来高査定の費用について、7月中に申請。

(2) 7月1日から12月31日までの期間に行なった借入に該当する出来高査定の費用について、翌年1月中に申請。

(注2) 上記期間中に保証番号が更新された場合には、この申請書は保証番号ごとに起票して下さい。 [別紙1], [別紙2]についても同様です。

(注3) 被保証者が組合連合会等の場合には、助成申請は助成対象者である各会員組合ごとに起票して下さい。

[別紙1] 工事出来高査定助成申請額管理表

保 証 番 号		第 一 号	
査定番号 (NO.)	査定実費	査定番号 (NO.)	査定実費
合 計		件	円

[別紙 2] 工事出来高査定額実費明細

査定番号 NO. _____

保 証 番 号	第 ー 号
---------	-------

1. 査定方法 (下記のいずれかに○をつけて下さい)

- ・助成申請者が自ら査定。
- ・外部の専門家に査定を委託。 →

委託先名

2. 該当工事等明細

査定日	平成 年 月 日
工事名称	
工事場所 (査定地)	
発注者	
受注者 (元請負人)	

3. 該当借入明細

借入金額	円	借入日	平成 年 月 日
------	---	-----	----------

4. 出来高査定に必要なとなった実費

項 目	内 訳	実 費 金 額
合計 (査定実費)		

※ 外部の専門家に査定を委託した場合には、専門家に支払った金額が確認できる資料(領収書等)を必ず裏面に貼付して下さい。

助 成 決 定 通 知 書

基業一 第 一 号
平成 年 月 日

(被保証者)

殿

(助成対象者)

殿

財団法人 建設業振興基金
理事長 印

平成 年 月 日付でお申込のあった助成については、下記のとおり助成することを承諾いたします。

記

保証番号	第 一 号
助成番号	第 一 号
助成金額	円
助成対象となる出来高査定	査定件数 件
	査定実費 円
その他	

助 成 金 支 給 請 求 書

平成 年 月 日

財団法人 建設業振興基金
理事長 殿

(被保証者)

代表者名

印

(助成対象者)

代表者名

印

平成 年 月 日付 助成番号 第 ー 号 助成決定通知書に基づく助成金を支給されたく、下記のとおり請求いたします。

記

請 求 金 額	円
振 込 口 座	銀行 支店
	口座番号（普通・当座）NO.
	口座名義

⑧下請セーフティネット債務保証に係る下請保護特約履行等に対する助成要領

1. 目的

財団法人建設業振興基金（以下「基金」という。）が行う下請セーフティネット債務保証において、事業協同組合等による下請負人等への当該工事に係る代金の支払に際して関連して必要となった経費を助成することにより、下請セーフティネット債務保証事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

2. 助成対象者

助成を受けることができる者は、下請セーフティネット債務保証の被保証者とする。

3. 助成対象費用

基金が助成する費用は、「財団法人建設業振興基金が行う下請セーフティネット債務保証に係る下請負人等の保護に資する方策に関する規程」第3条第2項第2号に定める下請保護特約の履行等に際して関連して必要となった実費（被助成者が弁護士等の外部の専門家に下請保護特約の履行等を委託した場合に要した実費等。）とする。

4. 助成額

基金が助成する額は、助成対象費用のうち基金が必要と認めた額とする。

5. 助成の申請

助成を受けようとする者（以下「助成申請者」という）は、下請保護特約の履行等の完了後すみやかに必要書類を添付の上、助成申請書を基金に提出するものとする。

但し、下請保護特約の履行等に関し、訴訟等多大な時間・労力を要する場合など、特段の事情があると認められる場合は、この限りではない。

6. 助成の承諾等

基金は、前条に規定する書類を受けたときは、審査を行い、遅滞なく助成の諾否を決定し、助成を承諾することを決定したときは、助成申請者に助成決定通知書を送付するものとし、助成を承諾しないことを決定したときは、助成申請者にその旨を通知するものとする。

7. 助成金の支給請求

被助成者は、助成決定通知書を受領後、すみやかに助成金支給請求書を基金に提出するものとする。

8. 助成金の支持等

- 一 基金は前条に規定する書類を受けたときは、すみやかに助成金を被助成者に支給するものとする。
- 二 前項に規定する助成金は、被助成者の指定する預金口座に振り込むものとする。

9. 助成の取消

基金は、被助成者が次のいずれかに該当した場合には、助成を取り消すことができるものとする。

- 一 故意又は重大な過失によりこの要領、業務方法書、同細則及び基金との間に締結した契約等に違反した場合
- 二 基金に対して提出すべき書類を提出しなかった場合、又は提出書類に不実の記載をした場合

10. 下請セーフティネット債務保証の被保証者が組合連合会等である場合の措置

下請セーフティネット債務保証の被保証者が組合連合会等で、当該連合会等の会員組合等が下請保護特約の履行等を行った場合には、当該会員組合を助成対象者とする。なお、この場合、助成申請は組合連合会等と連名で行うものとし、その他一連の助成手続については、組合連合会等を経由して行うこととする。

助 成 申 請 書

平成 年 月 日

財団法人 建設業振興基金
理事長

殿

(被保証者)
代表者名

印

(助成対象者)
代表者名

印

下請セーフティネット債務保証に係る下請保護特約の履行等に要した下記の費用について助成を受けたく申請いたします。

記

保証承諾書日付	平成 年 月 日	保証番号	第 ー 号
転貸資金借入日	平成 年 月 日	転貸資金借入金額	千円
倒産した転貸先 (構成員)			
転貸先の倒産態様 (該当する項目に○)	1. 破産、民事再生手続開始、会社更正手続開始、会社整理開始又は特別精算開始の申立がされた。 2. 手形交換所の取引停止処分を受けた。 3. その他構成員が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった。		
転貸先の倒産日	平成 年 月 日		
貸付金、譲り受けた請負代金債権及びその精算の概要	別紙1の通り		
特約等の履行内容 (該当する項目に○)	1. 定率方式 特約により、工事発注者から受領した当該工事請負代金額の一定割合を支払った。(一定割合: %) 2. 残余方式 特約により、工事発注者から受領した当該工事請負代金額から構成員への貸付金を精算の上、残余の部分を支払った。 3. 特例方式 特約は定めていないが、構成員の倒産による任意整理において、他の債権者間の合意を得て、当該工事請負代金額から構成員への貸付金を精算の上、残余の部分を支払った。		
下請負人等へ支払った総額 ※1	円 (明細は別紙1の通り)		
特約の履行等の外部委託先 ※2			
特約の履行等の完了日	平成 年 月 日		
特約の履行等に要した実費総額	円 (明細は別紙2の通り)		

※1 この欄の金額は、別紙1の 2.(1)「助成対象者からの支払額」の小計※3と同一。

※2 外部委託を行わなかった場合は、斜線で抹消のこと。

【添付書類】

- ①債権譲渡契約証書(写)、金銭消費貸借契約証書(写) [構成員と契約したもの]
下請負人等の受益の意思表示の書面が提出されている場合はその写
- ②(下請負人等への)支払状況・支払計画書(写)
- ③下請負人等へ支払った金額が確認できるもの(領収書等)
- ④履行等に要した実費が確認できるもの(領収書等)
- ⑤別紙1及び2

貸付金の精算及び下請負人等への支払の詳細

1. 貸付金、譲り受けた請負代金債権及びその精算の概要

(1)発注者		
(2)工事名		
(3)請負代金額		円
(4)前払金等の既支払金額		円
(5)債権譲渡額		円
(6)工事出来高金額 (6)=(3)×()%		円
(7)実際に発注者から受け取った工事請負代金額 受領日(. .)		円
(8)構成員への貸付金等 ※1		円
(9)下請負人等への支払い等に充当した額 ※2		円

※1 内訳：貸付金残高 ()円
 未収利息 ()円
 違約金等 ()円

※2 特約等の履行内容が、「1. 定率方式」の場合→(9)=(7)×[]%
 「2. 残余方式」の場合 } (9)=(7)-(8)
 「3. 特例方式」の場合 }

2. 下請負人等への支払の明細

(1)支払明細 ※1

支 払 先	当該工事につき構成員に対して有する未収代金 ※2	助成対象者からの支払額
	円 ()	円
	円 ()	円
	円 ()	円
	円 ()	円
	円 ()	円
小 計	円 ()	円
残 余 金 (構成員等へ返還したもの)		円
合 計		円

※1 必ず領収書等、下請負人等への支払いを証明するものを添付のこと
 ※2 ()内には、下請代金の場合には「下請」と、資材代金の場合には「資材」と記入のこと。
 ※3 この欄の金額は、助成申請書本票の「下請負人等へ支払った総額」の金額と同一。

(2)下請負人等への支払い基準 (カッコ内に具体的に記入)

--

同一金額

助 成 決 定 通 知 書

基業一 第 一 号
平成 年 月 日

(被保証者)

代表者名 殿

(助成対象者)

代表者名 殿

財団法人 建設業振興基金

理事長

印

平成 年 月 日付で申込のあった助成については、下記のとおり助成することを承諾いたします。

記

助成番号	第 一 号
助成金額	円
助成対象費用	
その他	

助 成 金 支 給 請 求 書

平成 年 月 日

財団法人 建設業振興基金
理事長 殿

(被保証者)

代表者名

印

(助成対象者)

代表者名

印

平成 年 月 日付 助成番号 第 ー 号 助成決定通知書に基づく助成金を支給されたく、下記のとおり請求いたします。

記

請 求 金 額	円
振 込 口 座	銀行 支店
	口座番号 (普通・当座) NO.
	口座名義

下請セーフティネット債務保証事業の解説Q&A

平成 11 年 7 月 15 日 初版発行
平成 12 年 2 月 10 日 二版発行
平成 14 年 12 月 10 日 三版発行
平成 16 年 2 月 25 日 四版発行
平成 17 年 7 月 25 日 五版発行

編 著 下請セーフティネット債務保証事業研究会
監 修 財団法人 建設業振興基金
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号
虎ノ門4丁目MTビル2号館
電話03 (5473) 4575・FAX03 (5473) 1593
発 行 株式会社 建設産業振興センター

本誌は再生紙を使用しています

定価 ¥1,050



監修 財団法人 建設業振興基金